

有価証券報告書

事業年度 自 2020年4月1日
(第19期) 至 2021年3月31日

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

(E03614)

第19期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

目 次

頁

第19期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	14
2 【事業等のリスク】	17
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
4 【経営上の重要な契約等】	50
5 【研究開発活動】	50
第3 【設備の状況】	51
1 【設備投資等の概要】	51
2 【主要な設備の状況】	52
3 【設備の新設、除却等の計画】	54
第4 【提出会社の状況】	55
1 【株式等の状況】	55
2 【自己株式の取得等の状況】	73
3 【配当政策】	74
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	75
第5 【経理の状況】	111
1 【連結財務諸表等】	112
2 【財務諸表等】	186
第6 【提出会社の株式事務の概要】	195
第7 【提出会社の参考情報】	196
1 【提出会社の親会社等の情報】	196
2 【その他の参考情報】	196
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	197

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月29日

【事業年度】 第19期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 太田 純

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3282-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 青山 教行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3282-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 青山 教行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		(自2016年4月1日 至2017年3月31日)	(自2017年4月1日 至2018年3月31日)	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)	(自2019年4月1日 至2020年3月31日)	(自2020年4月1日 至2021年3月31日)
連結経常収益	百万円	4,300,496	4,777,018	4,804,428	4,591,873	3,902,307
連結経常利益	百万円	1,005,855	1,164,113	1,135,300	932,064	711,018
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	706,519	734,368	726,681	703,883	512,812
連結包括利益	百万円	966,057	984,133	795,191	372,971	1,465,014
連結純資産額	百万円	11,234,286	11,612,892	11,451,611	10,784,903	11,899,046
連結総資産額	百万円	197,791,611	199,049,128	203,659,146	219,863,518	242,584,308
1株当たり純資産額	円	6,901.67	7,366.21	7,715.91	7,827.50	8,629.73
1株当たり当期純利益	円	516.00	520.67	519.95	511.87	374.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	515.58	520.27	519.59	511.57	374.08
連結自己資本比率	%	4.92	5.22	5.29	4.88	4.88
連結自己資本利益率	%	7.58	7.30	6.87	6.55	4.56
連結株価収益率	倍	7.84	8.56	7.45	5.12	10.71
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,514,377	9,342,794	4,596,242	7,087,460	18,795,951
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	581,347	△3,395,299	1,006,260	△3,011,660	△7,679,878
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△166,524	△350,468	△632,819	△1,024,554	△562,580
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	42,478,393	47,983,114	53,120,963	56,097,807	66,811,212
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	77,205 〔15,965〕	72,978 〔15,131〕	86,659 〔13,137〕	86,443 〔11,923〕	86,781 〔11,324〕

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 連結自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

3 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、新株予約権及び非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。

4 2020年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更し、2019年度以前について遡及適用を行った結果、遡及適用前と比較して、連結経常収益が2016年度は832,749百万円、2017年度は987,154百万円、2018年度は930,884百万円、2019年度は722,440百万円減少しております。

(2) 提出会社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益	百万円	502,484	366,321	522,543	833,835	483,459
経常利益	百万円	414,410	221,008	341,203	629,263	279,402
当期純利益	百万円	450,775	229,300	474,196	636,128	281,966
資本金	百万円	2,337,895	2,338,743	2,339,443	2,339,964	2,341,274
発行済株式総数	株	普通株式 1,414,055,625	普通株式 1,414,443,390	普通株式 1,399,401,420	普通株式 1,373,171,556	普通株式 1,374,040,061
純資産額	百万円	5,512,680	5,525,075	5,685,011	5,966,267	5,983,656
総資産額	百万円	10,457,139	12,104,930	12,991,386	14,225,470	15,025,382
1株当たり純資産額	円	3,907.35	3,914.94	4,071.70	4,354.94	4,364.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	円	普通株式 150 (75)	普通株式 170 (80)	普通株式 180 (85)	普通株式 190 (90)	普通株式 190 (95)
1株当たり当期純利益	円	319.69	162.57	339.29	462.60	205.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	319.44	162.45	339.07	462.33	205.68
自己資本比率	%	52.69	45.62	43.74	41.93	39.81
自己資本利益率	%	8.36	4.16	8.46	10.92	4.72
株価収益率	倍	12.65	27.42	11.42	5.67	19.47
配当性向	%	46.92	104.57	52.98	40.90	92.34
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX)	%	122.95 (114.69)	140.04 (132.89)	128.25 (126.20)	97.10 (114.20)	143.23 (162.32)
最高株価	円	4,768.0	5,333.0	4,807.0	4,167.0	4,354.0
最低株価	円	2,766.5	3,760.0	3,483.0	2,507.5	2,521.0
従業員数	人	421	841	909	994	1,034

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 第19期中間配当についての取締役会決議は2020年11月13日に行いました。

3 自己資本比率は、(期末純資産合計－期末新株予約権)を期末資産合計で除して算出しております。

4 自己資本利益率は、当期純利益を新株予約権控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。

5 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益で除して算出しております。

6 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

7 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用し、第17期から、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。また、第16期以前についても、当該表示の変更を反映しております。

2 【沿革】

2002年7月	株式会社三井住友銀行は、持株会社を設立し、これを核としてグループ経営改革を行うことを決定
2002年9月	株式会社三井住友銀行の臨時株主総会及び種類株主総会において、同行が株式移転により完全親会社である当社を設立し、その完全子会社となることについて承認決議
2002年11月	株式会社三井住友銀行は、内閣総理大臣より、銀行を子会社とする銀行持株会社の設立に係る認可を取得
2002年12月	当社の普通株式を東京証券取引所(市場第一部)、大阪証券取引所(市場第一部)及び名古屋証券取引所(市場第一部)に上場 (その後、2013年7月大阪証券取引所(市場第一部)は東京証券取引所(市場第一部)に統合) 株式会社三井住友銀行が株式移転により当社を設立
2003年2月	三井住友カード株式会社、三井住友リース株式会社及び株式会社日本総合研究所を完全子会社化(2005年7月に当社保有の三井住友カード株式会社株式の一部を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ)に譲渡するとともに、三井住友カード株式会社は同社を割当先とする第三者割当増資を実施)
2003年3月	株式会社三井住友銀行と株式会社わかしお銀行が、株式会社わかしお銀行を存続会社として合併し、商号を株式会社三井住友銀行に変更
2006年9月	SMB Cフレンド証券株式会社を株式交換により完全子会社化
2007年10月	三井住友リース株式会社と住商リース株式会社が合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社が発足
2009年10月	株式会社三井住友銀行が日興コーディアル証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)を完全子会社化(2016年10月に同社を直接出資子会社化)
2010年11月	当社の米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場
2011年5月	株式会社SMFGカード&クレジットが株式会社セディナ(現SMB Cファイナンスサービス株式会社)を株式交換により完全子会社化
2012年4月	プロミス株式会社(現SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社)を株式交換により完全子会社化
2016年7月	株式会社三井住友銀行が三井住友アセットマネジメント株式会社(現三井住友DSアセットマネジメント株式会社)を株式の追加取得により子会社化(2016年10月に同社を直接出資子会社化)
2017年6月	指名委員会等設置会社へ移行
2018年1月	SMB C日興証券株式会社とSMB Cフレンド証券株式会社が、SMB C日興証券株式会社を存続会社として合併
2019年4月	三井住友カード株式会社を完全子会社化 三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が発足
2020年7月	株式会社セディナとSMB Cファイナンスサービス株式会社が、株式会社セディナを存続会社として合併し、商号をSMB Cファイナンスサービス株式会社に変更

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社(うち連結子会社177社、持分法適用会社98社))は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

各事業部門(「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げる「セグメント情報」の区分と同一)における当社及び当社の関係会社の位置付け等を事業の系統図によって示すと次のとおりであります。

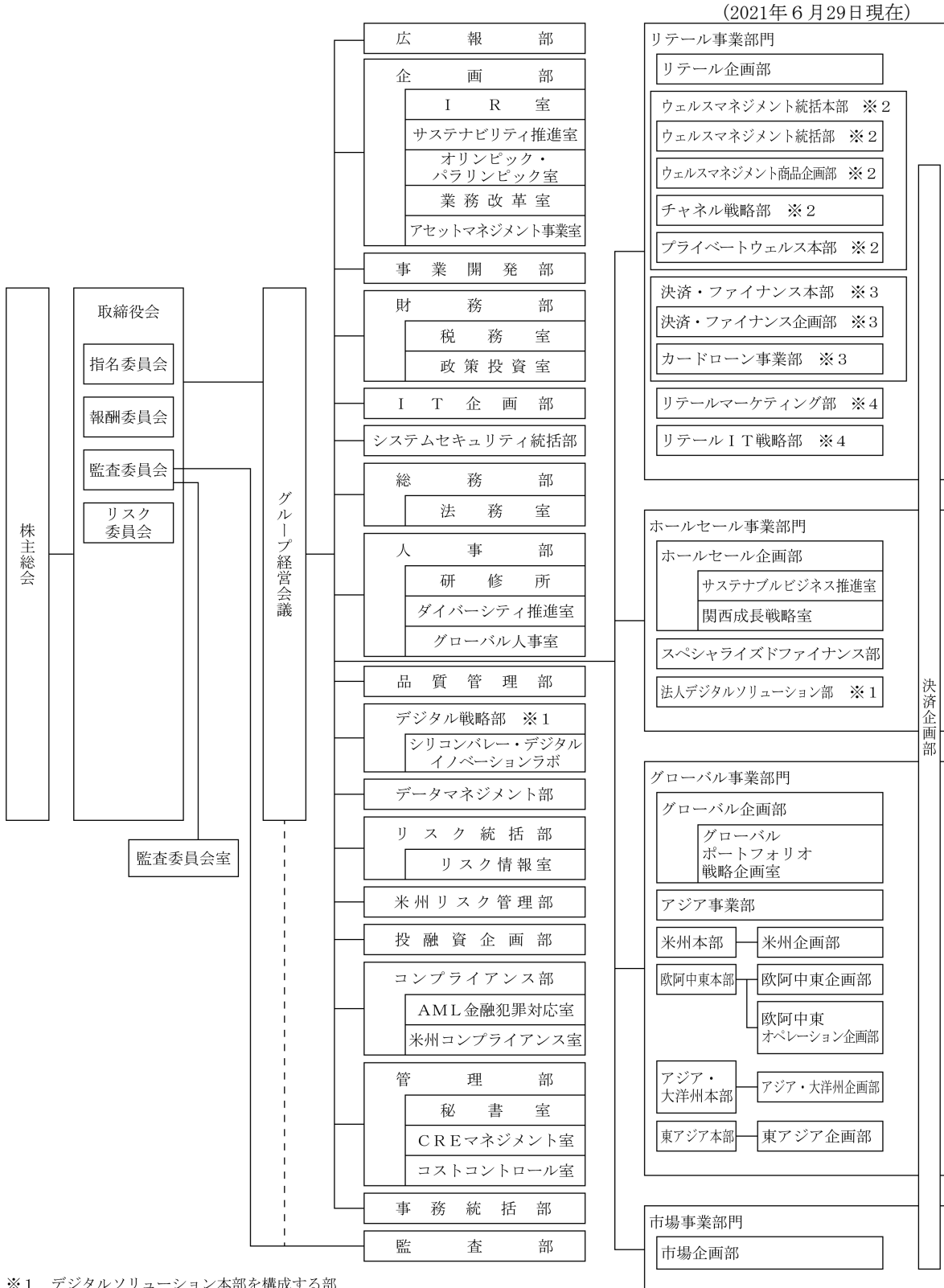
なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しております。これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

		報告セグメント(注)1				
		ホール セール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場 事業部門	本社管理
(□は連結子会社、○は持分法適用会社)						
銀行業	主な関係会社 <国内>					
	<input type="checkbox"/> 株式会社三井住友銀行	◎	◎	◎	◎	◎
	<input type="checkbox"/> 株式会社SMBC信託銀行	◎	◎	◎		
	<input type="checkbox"/> SMBC信用保証株式会社(信用保証業務)		◎			
	<input type="checkbox"/> 株式会社ジャパンネット銀行(インターネット専業銀行)(注)2		◎			
	<海外>					
	<input type="checkbox"/> SMBC Bank International plc			◎		
	<input type="checkbox"/> 三井住友銀行(中国)有限公司	◎		◎	◎	
	<input type="checkbox"/> PT Bank BTPN Tbk			◎		
	<input type="checkbox"/> SMBC Americas Holdings, Inc.(銀行持株会社)			◎		
	<input type="checkbox"/> Manufacturers Bank			◎		
	<input type="checkbox"/> Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.			◎		
	<input type="checkbox"/> JSC Sumitomo Mitsui Rus Bank			◎		
	<input type="checkbox"/> SMBC Bank EU AG			◎		
	<input type="checkbox"/> Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad			◎		
	<input type="checkbox"/> 東亜銀行有限公司			◎		
<input type="checkbox"/> ACLEDA Bank Plc.			◎			
<input type="checkbox"/> Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank			◎			
リース業	主な関係会社 <国内>					
	<input type="checkbox"/> 三井住友ファイナンス&リース株式会社	◎		◎		
	<input type="checkbox"/> 住友三井オートサービス株式会社	◎		◎		
	<海外>					
	<input type="checkbox"/> SMBC Leasing and Finance, Inc.			◎		
<input type="checkbox"/> SMBC Aviation Capital Limited			◎			
証券業	主な関係会社 <国内>					
	<input type="checkbox"/> SMBC日興証券株式会社	◎	◎	◎	◎	◎
	<海外>					
	<input type="checkbox"/> SMBC Nikko Securities America, Inc.			◎		
<input type="checkbox"/> SMBC Nikko Capital Markets Limited			◎			
コンシューマー ファイナンス業	主な関係会社 <国内>					
	<input type="checkbox"/> 三井住友カード株式会社(クレジットカード業務)	◎	◎			
	<input type="checkbox"/> SMBCファイナンスサービス株式会社(クレジットカード業務、信販業務、トランザクション業務)	◎	◎			
	<input type="checkbox"/> SMBCコンシューマーファイナンス株式会社(消費者金融業務)			◎		
	<input type="checkbox"/> 株式会社SMBCモビット(消費者金融業務)			◎		
	<input type="checkbox"/> ポケットカード株式会社(クレジットカード業務)			◎		
その他事業	主な関係会社 <国内>					
	<input type="checkbox"/> 株式会社日本総合研究所(システム開発・情報処理業務、コンサルティング業務、シンクタンク業務)					◎
	<input type="checkbox"/> 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(投資運用業務、投資助言・代理業務)					◎
	<input type="checkbox"/> イー・アイ・キャピタル株式会社(投資運用業務、投資助言業務)					◎
	<input type="checkbox"/> NCore株式会社(情報処理サービス業務、コンサルティング業務)					◎
	<input type="checkbox"/> SMBCベンチャーキャピタル株式会社(ベンチャーキャピタル業務)	◎				
	<input type="checkbox"/> SMBCコンサルティング株式会社(経営相談業務、会員事業)	◎				
	<input type="checkbox"/> ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社(確定拠出年金運営管理業務)			◎		
	<input type="checkbox"/> 株式会社さくらケーシーエス(東京証券取引所市場第二部上場)(システム開発・情報処理業務)					◎
	<input type="checkbox"/> 株式会社JSOL(システム開発・情報処理業務)					◎
	<input type="checkbox"/> さくら情報システム株式会社(システム開発・情報処理業務)					◎
	<海外>					
	<input type="checkbox"/> SMBC Capital Markets, Inc.(スワップ関連業務)			◎		
<input type="checkbox"/> TT International Asset Management Ltd(投資運用業務、投資助言・代理業務)					◎	

(注)1 各社の該当する報告セグメントに◎を記載しております。

(注)2 株式会社ジャパンネット銀行は、2021年4月5日に会社名をPayPay銀行株式会社に変更しております。

(参考) 当社の組織図



※1 デジタルソリューション本部を構成する部
 ※2 ウェルスマネジメント統括本部を構成する部
 ※3 決済・ファイナンス本部を構成する部
 ※4 ウェルスマネジメント統括本部と決済・ファイナンス本部双方に属する部

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
株式会社三井住友 銀行 (注)3, 4, 5	東京都 千代田区	1, 770, 996	銀行業	100	9 (9)	—	経営管理 金銭貸借関係 預金取引関係	当社に建 物の一部 を賃貸	—
株式会社SMBC信託 銀行	東京都 港区	87, 550	銀行業	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
SMBC信用保証株式 会社	東京都 港区	187, 720	銀行業 (信用保証業 務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Bank International plc (注)3	英国 ロンドン市	百万米ドル 3, 200	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
三井住友銀行 (中国)有限公司	中華人民共和 国 上海市	百万人民元 10, 000	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
PT Bank BTPN Tbk	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネシ ア ルピア 162, 982	銀行業	93. 52 (93. 52)	—	—	—	—	—
SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミント ン市	米ドル 2, 100	銀行業 (銀行持株会 社)	100 (100)	—	—	—	—	—
Manufacturers Bank	アメリカ合衆 国 カリフォルニ ア州 ロスアンゼ ルス市	千米ドル 80, 786	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S. A.	ブラジル連邦 共和国 サンパウロ市	千ブラジル レアル 1, 559, 699	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
JSC Sumitomo Mitsui Rus Bank	ロシア連邦 モスクワ市	百万ロシア ルーブル 6, 400	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Bank EU AG	ドイツ連邦共 和国 フランクフル ト市	百万ユーロ 1, 100	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad	マレーシア国 クアラルンプ ール市	百万マレーシ ア リンギット 2, 452	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Leasing and Finance, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミント ン市	米ドル 4, 350	リース業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC日興証券株式 会社	東京都 千代田区	10, 000	証券業	100	2 (2)	—	経営管理	—	—
SMBC Nikko Securities America, Inc.	アメリカ合衆 国 デラウェア州 ウィルミント ン市	米ドル 388	証券業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Nikko Capital Markets Limited	英国 ロンドン市	百万米ドル 1, 138	証券業	100 (100)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
三井住友カード株式会社	大阪市 中央区	34,000	コンシューマー ファイナンス業(クレジット カード業務)	100	1 (1)	—	経営管理	—	—
SMBCファイナンス サービス株式会社	名古屋市 中区	82,843	コンシューマー ファイナンス業(クレジット カード業務、信販業 務、トランザク ション業務)	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
SMBCコンシューマ ーファイナンス株 式会社	東京都 中央区	140,737	コンシューマ ーファイナンス業(消費 者金融業務)	100	1 (1)	—	経営管理	—	—
株式会社SMBCモ ビット	東京都 新宿区	20,000	コンシューマ ーファイナンス業(消費 者金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
株式会社日本総合 研究所	東京都 品川区	10,000	その他事業 (システム 開発・情報処 理業務、 コンサルティング 業務、 シンクタンク 業務)	100	2 (2)	—	経営管理	—	—
三井住友DSアセ ットマネジメント株 式会社 (注)4	東京都 港区	2,000	その他事業 (投資運用業 務、投資助 言・代理業 務)	50.12	—	—	経営管理	—	—
エー・アイ・キャ ピタル株式会社	東京都 千代田区	400	その他事業 (投資運用業 務、投資助 言業務)	60 (60)	—	—	—	—	—
NCore株式会社	東京都 千代田区	10	その他事業 (情報処理 サービス業 務、コンサル ティング業 務)	50.99 (50.99)	—	—	—	—	—
株式会社プラスメ ディ	東京都 千代田区	100	その他事業 (情報サー ビス業務)	92.93	—	—	—	—	—
SMBCバリュークリ エーション株式会 社	東京都 千代田区	495	その他事業 (コンサルテ ィング業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBCベンチャーキャ ピタル株式会社	東京都 中央区	500	その他事業 (ベンチャー キャピタル業務)	40 (40)	—	—	—	—	—
株式会社SMBCリー トマネジメント	東京都 中央区	250	その他事業 (投資運用業 務)	80 (80)	—	—	—	—	—
株式会社SMBCキャ ピタル・パートナ ーズ	東京都 千代田区	100	その他事業 (投資業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBCコンサルティ ング株式会社	東京都 中央区	1,100	その他事業 (経営相談業 務、会員事業)	98.36 (98.36)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	1,600	その他事業 (確定拠出年金 運営管理業務)	69.71 (69.71)	—	—	—	—	—
SMBCローンビジネス・プランニング株式会社	東京都千代田区	100,010	その他事業 (経営管理業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
株式会社SMBC Reソリューションズ	東京都千代田区	10	その他事業 (不動産管理 業務)	100	—	—	—	—	—
株式会社プラリタウン	東京都千代田区	700	その他事業 (プラットフォーム 管理運営業務)	100	—	—	—	—	—
SMBC債権回収株式会社	東京都中央区	1,000	その他事業 (債権管理 回収業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC電子債権記録株式会社	東京都港区	500	その他事業 (電子債権記 録業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC GMO PAYMENT株式会社	東京都渋谷区	490	その他事業 (決済代行業 務)	51 (51)	—	—	—	—	—
株式会社ポラリアイ	東京都港区	100	その他事業 (生体認証サー ビス業務)	77.10	—	—	—	—	—
SMBCクラウドサイン株式会社	東京都港区	50	その他事業 (電子契約サー ビス業務)	51	—	—	—	—	—
株式会社SMBCヒューマンキャリア	東京都千代田区	150	その他事業 (人材紹介業 務、人材派遣 業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Capital Markets, Inc.	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	米ドル 100	その他事業 (スワップ 関連業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Asset Management Services (UK) Limited	英国 ロンドン市	百万英ポンド 152	その他事業 (経営管理業 務)	100	—	—	—	—	—
TT International Asset Management Ltd	英国 ロンドン市	百万英ポンド 11	その他事業 (投資運用業 務、投資助 言・代理業 務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Cayman LC Limited	英領ケイマン 諸島	米ドル 500	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC DIP Limited	英領ケイマン 諸島	百万米ドル 8	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SFVI Limited(注)3	英領バージン アイランド ロードタウン 市	米ドル 9,600	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC International Finance N.V.	オランダ領 キュラソー	千米ドル 200	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited	アイルランド 共和国 ダブリン市	千米ドル 18,000	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
Sakura Finance Asia Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	百万米ドル 65.5	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Advisory Services Saudi Arabia LLC	サウジアラビア王国 リヤド市	千サウジアラビア リヤル 18,000	その他事業 (金融業務)	100 (100)	—	—	—	—	—
その他127社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用 子会社) 5社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用 関連会社) 株式会社ジャパン ネット銀行	東京都 新宿区	37,250	銀行業	46.57 (46.57)	—	—	—	—	—
東亜銀行有限公司	中華人民共和国 香港特別行政区	百万香港ドル 41,557	銀行業	19.68 (19.68)	—	—	—	—	—
ACLEDA Bank Plc.	カンボジア王国 プノンペン特別市	百万米ドル 428	銀行業	18.06 (18.06)	—	—	—	—	—
Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	百万ベトナム ドン 12,526,947	銀行業	15.07 (15.07)	—	—	—	—	—
三井住友ファイナ ンス&リース株式 会社 (注)4	東京都 千代田区	15,000	リース業	50	1 (1)	—	経営管理	—	—
住友三井オートサ ービス株式会 社 (注)4	東京都 新宿区	13,636	リース業	26.82	—	—	—	—	—
SMBC Aviation Capital Limited	アイルランド 共和国 ダブリン市	百万米ドル 887	リース業	32 (32)	1 (1)	—	—	—	—
株式会社SBIネオモ バイル証券	東京都 港区	100	証券業	20	—	—	—	—	—
ポケットカード株 式会社 (注)4	東京都 港区	14,374	コンシューマ ーファイナン ス業(クレジ ットカード業 務)	20 (20)	—	—	—	—	—
PT Oto Multiartha	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネシア ルピア 928,707	コンシューマ ーファイナン ス業(自動車 販売金融業 務)	35.10 (35.10)	—	—	—	—	—
PT Summit Oto Finance	インドネシア 共和国 ジャカルタ市	百万インドネシア ルピア 2,442,060	コンシューマ ーファイナン ス業(自動二 輪車販売金融 業務)	35.10 (35.10)	—	—	—	—	—
株式会社さくらケ ーシーエス (注)4	神戸市 中央区	2,054	その他事業 (システム 開発・情報 処理業務)	29.77 (29.77)	—	—	—	—	—
株式会社JSOL	東京都 中央区	5,000	その他事業 (システム 開発・情報 処理業務)	50 (50)	—	—	—	—	—
さくら情報システ ム株式会社	東京都 港区	600	その他事業 (システム 開発・情報 処理業務)	49 (49)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社ブリースコーポレーション	東京都渋谷区	100	その他事業 (情報処理サービス業務)	49 (49)	—	—	—	—	—
中郵創業基金管理 株式有限公司	中華人民共和 国北京市	百万人民元 304	その他事業 (投資運用業務、投資助 言・代理業務)	23.67 (23.67)	—	—	—	—	—
大和証券エスエム ビーシープリンシ パル・インベスト メンツ株式会社	東京都千代田区	100	その他事業 (投資業務)	40 (40)	—	—	—	—	—
スプリング・イン フラストラクチャー ・キャピタル株 式会社	東京都千代田区	250	その他事業 (投資業務)	24.50 (24.50)	—	—	—	—	—
ブレインセル株 式会社	東京都千代田区	300	その他事業 (マーケティング業務)	49	—	—	—	—	—
その他74社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合(外書き)であります。

2 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。

3 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、株式会社三井住友銀行、SMBC Bank International plc、SFVI Limitedであります。

4 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社は、株式会社三井住友銀行、三井住友DSアセットマネジメント株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社、住友三井オートサービス株式会社、ポケットカード株式会社、株式会社さくらケーシーエスであります。

5 上記関係会社のうち、株式会社三井住友銀行の経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。

株式会社三井住友銀行は有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理	合計
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	9,193人 [56]	31,285人 [9,733]	29,875人 [48]	1,533人 [1]	14,895人 [1,486]	86,781人 [11,324]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員13,200人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(2021年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
1,034人	40歳 0月	15年 8月	11,424千円

(注) 1 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行等からの出向者であり、平均勤続年数は同行等での勤続年数を通算しております。

2 当社の従業員は主に本社管理のセグメントに属しております。

3 平均年間給与は、3月末の当社従業員に対して株式会社三井住友銀行等で支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金を合計したものであります。

4 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営方針、経営戦略等

① 経営方針

当社グループは、以下の経営理念のもと、中長期的に目指す姿である「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」というビジョンの実現を目指してまいります。

○お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。

○事業の発展を通じて、株主価値の持続的な増大を図る。

○勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

○社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。

② 経営環境

世界各国で新型コロナウイルス感染症が拡大し、様々な感染拡大の防止措置が取られたことで、個人消費の低迷や企業業績の悪化など、日本経済、世界経済に広く甚大な影響が生じました。今後、新型コロナウイルスのワクチンが徐々に普及する事で、世界経済の回復基調は継続するものの、変異株の流行などによる感染終息の遅れが実体経済の下押し圧力に繋がるリスクもあり、新型コロナウイルス感染症の影響については、先行きの不透明感が継続するとみています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大前から想定していた、当社グループを取り巻く中長期的な環境認識といたしましては、グローバルベースで「低成長・低金利・低インフレ」が常態化し、景気も減速傾向にあることに加え、わが国では、人口減少などにより経済成長の停滞が続く見込みであるなど、金融機関にとっては厳しい経済環境が続く見通しであり、従来からのビジネスモデルや業務運営を踏襲しては苛烈な競争に勝ち抜いていくことはできず、先行きに対して強い危機感を抱いております。

また、テクノロジーの進展と相俟って、デジタルネイティブ世代の台頭やシェアリングエコノミーの普及など、社会・経済の様々な面で構造的な変化が進んでおります。金融業界においても、金融と非金融の垣根を超えたサービスの再構築に伴い、異業種を交えた競争が一層激化すると同時に、様々な規制の見直しが行われております。

加えて、気候変動をはじめ環境・社会問題が深刻化する中、世界各国で持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、その中で金融機関が果たすべき役割も増大しております。

このような中長期的な環境認識は、新型コロナウイルス感染症の拡大によっても不変であるものの、キャッシュレス化の進展やサステナビリティへの取組み等、足許の環境変化が加速しているものもあると考えております。

③ 経営戦略

当社グループは、2020年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定しております。「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」というビジョンの実現に向けて、次の3つの基本方針に則った取組みを加速してまいります。

3つの基本方針

事業戦略

経営基盤

Transformation
Growth
Quality

既存ビジネスのモデル改革

新たなビジネス領域への挑戦

あらゆる面での質の向上

④ 経営指標

本中期経営計画では、次の3項目を最終年度の2022年度の財務目標として掲げております。

<連結財務目標（2022年度）>

収益性	ROCE T1 ^{※1}	8.5%以上	普通株式等Tier1を重点的に管理しつつ資本効率の向上を追究
効率性	ベース経費 ^{※2}	2019年度実績比削減	成長投資と経費コントロールを両立すべくベース経費削減に注力
健全性	普通株式等Tier1比率 ^{※1}	10%程度	規制最終化に対応した十分な資本水準を確保

※1 バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く

※2 営業経費から「収益連動経費」「先行投資に係る経費」等を除いたもの

なお、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、2021年度も、財務目標の各項目について、当初計画より切り下げた水準にするなど、柔軟な業務運営を行ってまいります。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症により、お客さまや社会への甚大な影響が継続している中、社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして、引き続き、グループ各社による金融サービスの円滑な提供や、更なるデジタル化・キャッシュレス化に努め、社会的使命を果たしてまいります。

その上で、世界的な低成長・低金利・低インフレの常態化やテクノロジーの進展に伴う社会・経済の構造的な変化等、中長期的な課題に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症を契機とする生活様式・価値観の変化や持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり等を踏まえ、前述の3つの基本方針に基づく各施策の実現を加速してまいります。

<事業戦略>

上述の「Transformation」「Growth」という基本方針のもとで事業戦略を進めていくにあたり、本中期経営計画では、以下の7つの重点戦略を定めております。

7つの重点戦略

Transformation
既存ビジネスのモデル改革

Growth
新たなビジネス領域への挑戦

- ① 資産運用ビジネスの持続的な成長
- ② 国内法人ビジネスの生産性向上とソリューション強化
- ③ 海外における「CIBビジネス^(注)」の高度化による資産効率・資本効率の追求
- ④ 決済・コンシューマーファイナンスビジネスにおけるNo.1の地位確立
- ⑤ グローバルベースでの資産効率の高いビジネスの推進
- ⑥ アジアにおける事業基盤拡大とデジタル金融強化
- ⑦ 法人向けデジタルソリューションの展開

(注) CIBは「Corporate and Investment Banking」の略。法人のお客さまに対し、預金・貸出等の商業銀行業務と、資本市場での資金調達・M&Aアドバイザー等の投資銀行業務を一体的に展開していくビジネスモデルのこと。

これらの7つの重点戦略を中心に、優先的に資源投入するビジネスの選別を徹底しつつ、ビジネスモデルとコスト構造の抜本的な改革に取り組むとともに、将来に向けた投資を着実に実行し、金融サービス以外の事業も含めた新たな成長機会の捕捉や付加価値の創出に努めてまいります。

具体的には、リテール事業部門におきまして、デジタル技術の活用や大口富裕層への対応力強化等を通じて資産運用ビジネスの収益性を高めるとともに、決済・コンシューマーファイナンスビジネスにおけるシェア拡大及び収益力の向上に努めてまいります。ホールセール事業部門におきましては、財務健全化や事業再編ニーズ等への対応力を強化するとともに、非金融サービスも含めたソリューション提供力の強化を通じて非金利収益の拡大に努めてまいります。グローバル事業部門におきましては、CIBビジネスの一層の競争力強化に取り組むとともに、アジアにおける事業基盤の拡充に取り組んでまいります。市場事業部門におきましては、市場環境の変化に応じて株式や債券のポートフォリオを機動的に調整することで収益の確保に努めるとともに、お客さまの多様な運用志向に応じたソリューション提供力の強化に取り組んでまいります。そのほか、資産効率の高いビジネスとしてのアセットマネジメントビジネスの強化に引き続き注力してまいります。

<経営基盤>

上述の「Quality」という基本方針のもと、グローバル金融グループとして、持続的な成長を実現すべく、経営基盤の不断の強化に取り組んでまいります。

具体的には、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動に関する短期及び中長期の取組目標を設定するとともに、気候変動への影響が相対的に大きいとされる事業への対応方針を検討してまいります。また、サステナビリティに関する長期計画である「SMB C G r o u p G R E E N × G L O B E 2030」の主要施策として、環境関連分野における投融資や、幅広い世代を対象とした金融経済教育の充実等に向けた取組みを、より一層推進してまいります。更に、グループCSuO(Chief Sustainability Officer)を設置し、取締役会の内部委員会としてサステナビリティ委員会の早期設置を検討するなど、持続可能な社会への取組みに対するコーポレートガバナンス体制の強化を行います。

また、各従業員がその能力を最大限発揮できるよう、人員配置の高度化と組織生産性の向上に引き続き取り組むほか、デジタル化による事業の変革を進めるべく、戦略的なシステム投資及びサイバーセキュリティ強化をより一層推進してまいります。更に、グループ経営における基本姿勢として、お客さま本位の業務運営を引き続き徹底していくことに加え、リスク管理やコンプライアンスについて、グループ・グローバルベースで一体性を高めるための取組みを強化してまいります。

当社グループは、これらの取組みにおいて着実な成果をお示ししたいと考えております。

2 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項や、その他リスク要因に該当しない事項であっても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項について記載しております。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により他の様々なリスクが増大する可能性があることについてもご留意ください。なお、当社は、これらリスクの発生可能性を認識したうえで、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営環境等に関するリスク

当社グループを取り巻く経営環境が大きく変動した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。具体的には以下の通りであります。

① 近時の国内外の経済金融環境

当社グループは、国際金融市場の変動や国内外の景気の下振れ、資源価格の急激な下落等の国内外の金融経済環境の変動に対して、リスク管理体制の整備・高度化も含めた様々な対応策を講じております。しかしながら、当社グループの想定を上回る変動が生じた場合には、後記「(2)当社グループの業務に内包されるリスク」に記載の信用リスク、市場リスク及び流動性リスク等が顕在化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 災害等の発生に関するリスク

当社グループは、国内外の店舗、事務所、電算センター等の施設において業務を行っておりますが、これらの施設は、地震等の自然災害、停電、テロ等による被害を受ける可能性があります。また、各種感染症の流行により、当社グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当社グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しておりますが、被害の程度によっては、当社グループの業務が停止し、当社グループの業務運営や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関するリスク

2019年12月以降、世界各国で新型コロナウイルス感染症の流行が拡大し、これに対し、日本を含む世界各国で、外出や渡航の禁止・制限、商業施設や生産工場の営業自粛・休業など、様々な感染拡大の防止措置がとられたことで、市民生活や経済活動に広く甚大な影響が生じました。その後、感染者数の減少により経済活動が、一部再開したものの、企業業績の悪化や個人消費の低下など、日本経済、世界経済に深刻な影響が生じております。

今後、新型コロナウイルスのワクチンが徐々に普及することで、世界経済全体での回復基調が継続する一方、ワクチンの普及が他国対比遅れている日本経済の回復は緩やかなものに留まる可能性があります。また、変異株の流行などによる感染終息の遅れ等により、国内外の経済の不安定な状態が長引く、あるいは更に悪化する可能性や金融市場の混乱が再び起こる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、国内外の経済の不安定な状態が長引く、もしくは更に悪化した場合、取引先の業況悪化等により与信関係費用及び不良債権残高が増加する可能性があるほか、お客さまの資金繰り支援として新規・追加融資の要請に応えることで、リスクアセットが増加し自己資本比率が低下する可能性があります。また、金融市場の混乱が再び起きた場合、当社グループの資金繰り状況が悪化するほか、株式等、当社グループが保有する金融商品に減損又は評価損が発生する可能性があります。加えて、経済活動の抑制によるビジネス機会の喪失等により、当社グループの戦略遂行に支障が生じる可能性があります。

当社グループは、融資・決済サービスなど社会インフラとして金融機関に求められるサービスを継続的に提供するという責任を果たすべく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも業務を継続しており、そのために十分な感染防止策を講じております。しかしながら、同一拠点にて多数の従業員が同時に罹患した場合には、一時的に業務継続に支障が生じるなど、当社グループが十分な金融サービスを提供できなくなる可能性があります。

④ サステナビリティを意識した動きの加速に関するリスク

現在、世界は様々な社会課題に直面しています。特に気候変動や人権問題などは世界規模で深刻化しており、その影響は広範に及び、かつ不確実性を伴います。こうしたなか、SDGs(※1)の達成やESGへの関心が高まるなど、持続可能な社会の実現に向けて、政官民を挙げた取組みが求められています。

当社グループは、後記「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ③ 内部統制システム ホ. サステナビリティへの取組み」に記載のとおり、サステナビリティの実現に向けた取組みを行っております。しかしながら、これらの取組みが奏功しない、もしくは不十分である場合、社会的な批判の高まりを受けたお客さま及び市場等からの信用失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 気候変動に関するリスク

グローバルに取り組むべき課題の一つである気候変動については、2016年にパリ協定が発効し、日本を含む加盟国において、温室効果ガス排出量削減のための対策が進められております。当社グループは、気候変動シナリオ分析を強化し、気候変動リスクへの対応策を経営レベルで検討する等、気候変動に係るリスク管理の強化に取り組んでおります。これらの取組みは、経営会議やリスク委員会へ報告され、取締役会において社外取締役等からレビューを受けております。しかしながら、こうした取組みが奏功しない、もしくは不十分である場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

具体的には、異常気象に伴う大規模災害の発生時には、当社の従業員や店舗への直接的な被害により当社の業務継続に支障が生じる可能性があります。また、お客さまの財務状態や担保資産の価値に悪影響を及ぼし、結果として当社グループの与信関係費用が増加する可能性があります。

また、低炭素社会への移行に伴い、気候変動政策や規制強化、技術革新等によって気候変動に重大な影響を与える業種の資産価値が下落する、所謂「座礁資産化」や、気候変動への対応コストの増加等に伴う貸出先の業績悪化により、当社グループの与信関係費用が増加する可能性があります。

この他、TCFD(※2)やSDGsに係る取組みへの関心が高まるなかで、企業の社会的責任に関する取組みやその開示が不十分とみなされた場合には、当社への社会的な批判の高まりにより、当社グループの株価や資金調達に悪影響を及ぼす可能性があります。

(※1)「Sustainable Development Goals」の略で「持続可能な開発目標」を表すもの。

(※2)「Task Force on Climate related Financial Disclosures」の略。2015年4月の金融安定理事会(FSB)によって設立された、気候関連財務情報開示タスクフォース。気候変動の影響を個々の企業が財務報告において公表することを求めるもの。

ロ. 人権問題に関するリスク

当社グループは、グローバルに活動する金融機関として、人権の保護及び促進や、現代奴隷・強制労働・人身売買・児童労働等、あらゆる形態の搾取的労働慣行に関するあらゆる活動を当社の事業及びサプライチェーンから排除することに向けて、「人権尊重に係る声明」を公表しております。また、人権啓発推進委員会が中心となり、全従業員の人権に対する意識を高める取組みを行っております。しかしながら、「ビジネスと人権に関する指導原則」(※)で明記される企業の人権尊重責任への関心が急速に高まるなか、こうした取組みが奏功しない、もしくは不十分である場合、お客さま及び市場等からの信用失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(※)2011年、国連によって採択された、人権尊重に関する国際基準。サプライチェーン上での人権侵害の発生を防止するための「人権デューデリジェンス」等を企業に推奨。

⑤ 他の金融機関等との競争

当社グループは、国内外の銀行、証券会社、政府系金融機関、ノンバンク等との間で熾烈な競争関係にあります。また、今後も国内外の金融業界において金融機関同士の統合や再編、業務提携が行われる可能性や、フィンテック等の新技術の台頭により競争環境に変化が生じる可能性、他業種から金融業への進出が加速する可能性があることに加え、金融機関に対する規制や監督の枠組みがグローバルに変更されること等により競争環境に変化が生じる可能性があります。当社では、こうした競争環境の変化も踏まえ、2022年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定の上、様々な戦略や施策を実行してまいりますが、当社グループが競争優位を確立できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 各種の規制及び法制度等の変更

当社グループが国内外において業務を行う際には、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の適用を受けております。当社グループではこれらの規制・法制度の動向を随時モニタリングし、適切な対応を行っておりますが、これらに変更された場合や新たな規制等が導入された場合に、当社グループの業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 自己資本比率規制

バーゼル銀行監督委員会は、2010年12月に、銀行の自己資本に関する国際的な基準の詳細を示す「バーゼルⅢ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」を公表しました。

バーゼルⅢは、従来の自己資本規制(バーゼルⅡ)に比べ、優先株が普通株式等Tier 1に算入されないことやTier 2に算入可能な劣後債の要件が厳格化されるなど、資本の質的側面が強化されたことに加え、自己資本比率の最低水準の引き上げや各種バッファ(資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファ、G-SIBバッファ)の導入により、資本の量的側面の強化を図るものであり、2013年3月期より段階的に適用されております。また、バーゼル銀行監督委員会は、2017年12月に、バーゼルⅢの見直しに係る最終規則文書を公表しました。当該見直し後の規制は、当初、2022年から段階的に適用される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、適用時期を2023年に延期する旨が、2020年3月にバーゼル銀行監督委員会より公表されております。

当社グループは海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率を平成18年金融庁告示第20号に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります。また、当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行も海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を平成18年金融庁告示第19号に定められる国際統一基準以上に維持する必要があります。

加えて、当社の連結子会社のうち海外営業拠点を有していない株式会社SMB C信託銀行は、平成18年金融庁告示第19号に定められる国内基準以上に自己資本比率を維持する必要があります。また、証券業を営むSMB C日興証券株式会社は、単体ベース及びその子法人等も含めた連結ベースの自己資本比率を、金融商品取引法等に定められている基準以上に維持する必要があります。

当社グループでは、2022年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画の中で、バーゼルⅢの見直しに係る最終規則文書に則った普通株式等Tier 1比率(※)で10%程度を確保することを財務目標の一つとして掲げております。また当社の国内銀行子会社(株式会社三井住友銀行、株式会社SMB C信託銀行)及びSMB C日興証券株式会社においても、十分な資本水準の維持に努めております。

しかしながら、当社グループ、当社の国内銀行子会社(株式会社三井住友銀行、株式会社SMB C信託銀行)又はSMB C日興証券株式会社の自己資本比率が上記の基準を下回った場合、金融庁から、自己資本の充実に向けた様々な実行命令を自己資本比率に応じて受けるほか、業務の縮小や新規取扱いの禁止等を含む様々な命令を受けることとなります。また、海外銀行子会社については、現地において自己資本比率規制が適用されており、現地当局から様々な規制及び命令を受けることとなります。その場合、業務が制限されること等により、取引先に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(※) その他有価証券評価差額金を除く

ロ. T L A C 規制他

2015年11月、金融安定理事会(F S B)はG - S I B s に対して適用される新たな規制である総損失吸収力(T L A C)規制の枠組みを公表しました。2019年3月より、本邦における当該規制の適用が開始され、当社グループは、一定比率以上の総損失吸収力(T L A C)を維持することが求められています。

また、バーゼル銀行監督委員会は、2010年12月に、銀行の流動性に関する国際的な基準の詳細を示す「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」を公表しており、新たな規制である流動性カバレッジ比率(L C R)が適用されているほか、安定調達比率(N S F R)についても、2014年10月に最終規則文書が公表され、本邦でも導入される見通しです。2017年12月には、バーゼルⅢの見直しに係る最終規則文書の中で、G - S I B s に対する追加的要件を含むレバレッジ比率規制の枠組みが最終化されており、2019年3月から当社を含む国際統一基準行に対してレバレッジ比率の最低比率基準が導入されています。

こうした金融規制強化の動向を踏まえ、当社グループでは、強靱な資本基盤の構築等の施策に取り組んでおりますが、これらの施策が、企図するとおりの十分な成果を発揮しない可能性があります。

ハ. L I B O R 等の金利指標に関するリスク

当社グループは、お客さまの多様なニーズに的確にお応えするために各種金融サービスを提供しておりますが、これらの中にはロンドン銀行間取引金利(L I B O R)等の金利指標を参照する金融商品が含まれております。また、当社グループは、金利リスク・為替リスクのコントロールの観点から、このような金利指標を参照する金融商品を保有しております。

2011年以降に顕在化した、一連のL I B O R 不正操作問題などを踏まえ、金融安定理事会(F S B)は、2014年7月に公表した報告書の中で、金融指標の信頼性・透明性向上を図るべく、既存の金利指標である銀行間金利の信頼性・頑健性の向上と、銀行のクレジット・リスク等を反映しない「リスク・フリー・レート」の特定を提言しました。また、2017年7月には英国の金融行動監視機構(F C A)長官が、2021年末以降はL I B O R 維持のためにパネル行にレート呈示を強制する権限を行使しない旨を表明しました。この表明を受け、日本を初めとする各国において、L I B O R の公表停止に向けた取り組みが進められました。具体的には、2021年3月に、F C A 及びL I B O R 運営機関であるI C E B e n c h m a r k A d m i n i s t r a t i o n が、現行のパネル行が呈示するレートに基づき算出するL I B O R のうち、日本円、英ポンド、ユーロ、スイスフランの全ての公表対象期間と米ドルの一部の公表対象期間(1週間物、2ヶ月物)については、2021年12月末をもって、米ドルの残りの公表対象期間については、2023年6月末をもって、公表を停止する旨を公表し、L I B O R の公表停止時期が明確化されました。

L I B O R が公表停止となることへの対応として、代替金利指標の開発や、既存の金融商品の代替金利指標への移行方法が国際的に議論されていますが、後継指標の選定、導入時期等の不確実な要因に加え、お客さまとの契約更改やシステム開発等の対応が予定通り進まず、お客さまとの取引等に悪影響を及ぼす可能性や追加のシステム開発費用が発生する可能性があります。また、参照金利の変更、金融商品の評価方法の変更等により、当社グループの保有する金利指標を参照する金融商品に損失が発生する可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループでは、プロジェクトチームを設置し、適切な社内ガバナンス体制の下、お客さまへの対応や内部管理の高度化、システム開発等の対応をグループ横断的に行っております。

(2) 当社グループの業務に内包されるリスク

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、これらの会社で相互に協働して営業活動を行っておりますが、業務遂行にあたり以下のようなリスクを認識しております。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント（信用事由）に起因して、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少又は滅失し、損失を被るリスクであります。当社グループでは、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（金融商品関係） 1 金融商品の状況に関する事項（3）金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理」に記載のとおり、適切なリスク管理体制を構築しておりますが、取引先の業況の悪化等に伴い、幅広い業種で貸倒引当金及び貸倒償却等の与信関係費用や不良債権残高が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 取引先の業況の悪化

当社グループの取引先の中には、当該企業の属する業界が抱える固有の事情等の影響を受けている企業がありますが、国内外の経済金融環境及び特定業種の抱える固有の事情の変化等により、当該業種に属する企業の財政状態が悪化する可能性があります。また、当社グループは、債権の回収を極大化するために、当社グループの貸出先に対する債権者としての法的権利を必ずしも行使せずに、状況に応じて債権放棄、デット・エクイティ・スワップ又は第三者割当増資の引受、追加貸出等の金融支援を行うことがあります。これら貸出先の信用状態が悪化する、又は企業再建が奏功しない場合には、当社グループの与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

ロ. 他の金融機関における状況の変化

世界的な市場の混乱等により、国内外の金融機関の経営状態が悪化し、資金調達及び支払能力等に問題が生じた場合には、当社グループが問題の生じた金融機関への支援を要請される可能性があります。当該金融機関の信用状態に改善が見られない場合には、当社グループの与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。また、他の金融機関による貸出先への融資の打ち切りや回収があった場合にも、当該貸出先の経営状態の悪化により、当社グループの与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。それらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式等の相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクであります。当社グループでは、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（金融商品関係）1 金融商品の状況に関する事項（3）金融商品に係るリスク管理体制 ② 市場リスク・流動性リスクの管理」に記載のとおり、適切なリスク管理体制を構築しておりますが、急激な相場の変動等により、保有する金融資産で多額の評価損・減損等が発生し、結果として当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 金利変動リスク

当社グループは、国債等の市場性のある債券やデリバティブ等の金融商品を保有しております。これらは金利変動によりその価格が変動するため、主要国の金融政策の変更や、債券等の格付の低下、世界的な市場の混乱や金融経済環境の悪化等により金利が変動した場合、多額の売却損や評価損等が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 為替変動リスク

当社グループは、保有する外貨建資産及び負債について、必要に応じて、為替リスクを回避する目的からヘッジ取引を行っておりますが、為替レートが急激に大きく変動した場合等には、多額の為替差損等が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 株価変動リスク

当社グループは、市場性のある株式等、大量の株式を保有しております。国内外の経済情勢や株式市場の需給関係の悪化、発行体の経営状態の悪化等により株価が低下する場合には、保有株式に減損又は評価損が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、大幅な株価下落をもたらすストレス環境下においても十分に金融仲介機能を発揮できる財務基盤を確保する観点から、政策保有株式の削減計画を策定し、本計画に取り組んでおります。この株式削減に伴い、売却損失が発生する可能性があるほか、取引先が保有する当社株式が売却されることで、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスクです。当社グループでは、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（金融商品関係）1 金融商品の状況に関する事項（3）金融商品に係るリスク管理体制 ② 市場リスク・流動性リスクの管理」に記載のとおり、適切なリスク管理体制を構築しておりますが、当社グループ各社の格付が低下した場合には、当社グループの国内外における資本及び資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。また、世界的な市場の混乱や金融経済環境の悪化等の外部要因によっても、当社グループの国内外における資本及び資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。このような事態が生じた場合、当社グループの資本及び資金調達費用が増加したり、外貨資金調達等に困難が生じたりする等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクであり、具体的には、以下のとおりであります。

イ. 事務リスク

当社グループは、事務に関する社内規程等の整備、事務処理のシステム化、本部による事務指導及び事務処理状況の点検等により適正な事務の遂行に努めておりますが、役職員等が事務に関する社内規程等に定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 情報システム・サイバー攻撃に関するリスク

当社グループが業務上使用している情報システムにおいては、安定的な稼働を維持するためのメンテナンス、バックアップシステムの確保等の障害発生防止策を講じ、また、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定し、システムダウンや誤作動等の障害が万一発生した場合であっても安全かつ速やかに業務を継続できるよう体制の整備に万全を期しております。しかしながら、これらの施策にもかかわらず、品質不良、人為的ミス、サイバー攻撃等外部からの不正アクセス、コンピューターウイルス、災害や停電、テロ等の要因によって、情報システムに、システムダウン、誤作動、不備、不正利用を含む障害が発生する可能性があります。

特に、近年のデジタル技術の著しい発展により、インターネットやスマートフォンを利用した取引が増加している一方、サイバー攻撃手法の高度化・巧妙化も急速に進展しており、金融機関をとりまくサイバーリスクはより一層深刻化しております。加えて、取引先や業務委託先等の第三者のシステムを経由したサイバーリスクにも直面しております。

以上の認識の下、当社グループは、経営主導でサイバー攻撃に対するセキュリティ対策の強化をより一層推進することを定めた「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定しており、経営会議・取締役会での議論・検証の下、適切なリソースを配分するほか、サイバーセキュリティ専任組織を設置し、外部機関と連携した脅威情報の収集、24時間365日監視体制の構築、サイバー攻撃に対する多層防御やウイルス侵入も想定したセキュリティ対策の導入等、継続的なレベルアップ施策を講じてきておりますが、これらの方策も最新の攻撃に対しては万全でない可能性があります。

これらの要因により、当社の情報システムに障害が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. お客さまに関する情報の漏洩

当社グループは、情報管理に関する規程及び体制の整備や役職員に対する教育の徹底等により、お客さまに関する情報の管理には万全を期しております。また、業務委託先である外部業者が、お客さまに関する情報を取り扱う場合には、外部業者の情報管理体制やシステムセキュリティ管理体制を検証し、情報管理が適切になされていることを確認しております。しかしながら、内部又はサイバー攻撃等外部からのコンピューターへの不正アクセスや、役職員や外部業者等の人為的ミス、事故、不正等が原因で、お客さまに関する情報が外部に漏洩した場合、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及び市場等からの信頼失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

二. 重要な訴訟等

当社グループは、国内外において、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、付加価値の高い金融サービスを幅広く提供しております。こうした業務遂行の過程で、損害賠償請求訴訟等を提起されたり、損害に対する補償が必要となる可能性があります。当社グループでは、訴訟が提起された場合等においては、弁護士の助言等に基づき、事態の調査を行い、適切な対応方針を策定の上、代理人を選任し、適切に訴訟手続を遂行しております。また、経営に重大な影響を与えると認められる訴訟等については、監査委員会、取締役会及びグループ経営会議に報告しております。しかしながら、これらの取組みにも関わらず、訴訟等の結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ホ. 金融業界及び当社グループに対する否定的な報道

金融業界または当社グループを対象として、様々な問題に関する否定的な内容の報道がなされることがあります。これらの中には憶測に基づいたものや、必ずしも正確な事実に基づいていないと思われるものも含まれております。当社グループは、こうした報道の早期発見に努めるとともに、その影響度の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、報道された内容が正確であるか否かにかかわらず、又は当社グループが報道された内容に該当するか否かにかかわらず、これらの報道がお客さまや投資者等の理解・認識に影響を及ぼすことにより、当社グループの信用や当社の株価が悪影響を受ける可能性があります。

⑤ コンダクトリスク

コンダクトリスクとは、法令や社会規範に反する行為等により、顧客保護・市場の健全性・公正な競争・公共の利益及び当社グループのステークホルダーに悪影響を及ぼすリスクを指します。当社グループは、経営上の重大なリスクを特定・評価し、コントロール策によるリスクの低減・制御を図っています。また、役職員に対する研修等を通じ、健全なリスクカルチャーの浸透・醸成に努めています。しかしながら、これらの取組みにも関わらず、役職員等の不適切な行為が原因で、市場及び公共の利益等に悪影響を与えた場合、お客さま及び市場等からの信用失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクの内、法令等に違反するリスク、経済制裁対象国との取引に係るリスクについては以下の通りとなります。

イ. 法令等に違反するリスク

当社グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法、貸金業法、外為法、犯罪収益移転防止法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種法規制の適用を受けております。また、海外においては、それぞれの国や地域の規制・法制度の適用、及び金融当局の監督を受けております。加えて、各国当局は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止に関連し、FATF等の国際機関の要請に基づいた各種施策を強化しており、当社グループは、国内外で業務を行うにあたり、これらの各国規制当局による各種法規制の適用を受けております。さらに、当社は、米国証券取引所上場会社として、米国サーベンス・オクスリー法や米国証券法、米国海外腐敗行為防止法等の各種法制の適用を受けております。

当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、グループ各社の役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかしながら、当社グループにおいて、法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及び市場等からの信頼失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 経済制裁対象国との取引に係るリスク

本邦を含む各国当局は、経済制裁対象国や特定の団体・個人等との取引を制限しております。例えば、米国関連法規制の下では、米国政府が経済制裁対象国と指定している国等と米国人(米国内の企業を含む)が事業を行うことを、一般的に禁止又は制限しております。また、米国政府は、イラン制裁関連法制等により、米国以外の法人、個人に対しても、イランの指定団体や指定金融機関との取引等を規制しております。当社グループは、本邦・米国を含む各国の法規制を遵守する体制を整備しておりますが、既に米国財務省外国資産管理室(O F A C)に自主開示している取引を含めて、当社グループが行った事業が法規制に抵触した場合には、関連当局より過料等の処分を受ける可能性や厳しい行政処分等を受ける可能性があります。なお、取引規模は限定的ではありますが、当社の銀行子会社の米国以外の拠点において、米国法令等を含む各国関連法規の遵守を前提として、経済制裁対象国と銀行間取引を行う場合があります。経済制裁対象国との取引が存在すること等により当社グループの風評が悪化し、お客さまや投資者の獲得あるいは維持に支障を来す可能性があります。それらにより、当社グループの株価、業務、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 決済リスク

当社グループは、国内外の多くの金融機関と多様な取引を行っております。大規模なシステム障害や災害が発生した場合、政治的な混乱等により取引相手である金融機関の決済が行われられないような事態等が発生した場合、又は金融システム不安が発生した場合に、金融市場における流動性が低下する等、決済が困難になるリスクがあります。また、非金融機関の取引先との一定の決済業務においても取引先の財政状態の悪化等により決済が困難になるリスクがあります。

当社グループでは、勘定系システム等の重要なシステムについては、バックアップサーバーを東日本・西日本に分散して設置するとともに、定期的な訓練を実施する等、システム障害や災害発生時に迅速に対応できる体制の構築に努めているほか、日中の流動性について、定期的なモニタリングやストレステストの実施等、当社グループの決済が滞らないよう管理する体制を構築しております。

しかしながら、想定を上回る事態が発生した場合には、決済が困難になることで、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 戦略リスク

イ. 当社グループのビジネス戦略に関するリスク

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の各種金融サービスを行うグループ会社群によって構成されており、中長期ビジョンとして、「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」を掲げ、2020年5月に公表した、2020年度から2022年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画において、このビジョンの実現に向けた様々なビジネス戦略を実施してまいります。これらのビジネス戦略は、後記「(3)トップリスク」に記載の、経営上特に重要なリスク事象も踏まえ策定しておりますが、想定外の金融経済環境、事業環境の変化等により、必ずしも奏功するとは限らず、当初想定した成果をもたらさない可能性があります。

ロ. 当社の出資、戦略的提携等に係るリスク

当社グループはこれまで、銀行業務、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等における様々な戦略的提携、提携を視野に入れた出資、買収等を国内外で行ってきており、今後も同様の戦略的提携等を行っていく可能性があります。当社グループでは、これらの戦略的提携等を行うにあたっては、そのリスクや妥当性を十分に検討しておりますが、①法制度の変更、②金融経済環境の変化や競争の激化、③提携先や出資・買収先の業務遂行に支障をきたす事態が生じた場合等には、期待されるサービス提供や十分な収益を確保できない可能性があります。また、当社グループの提携先又は当社グループのいずれかが、戦略を変更し、相手方との提携により想定した成果が得られないと判断し、あるいは財務上・業務上の困難に直面すること等によって、提携関係が解消される場合には、当社グループの収益力が低下したり、提携に際して取得した株式や提携により生じたのれん等の無形固定資産、提携先に対する貸出金の価値が毀損したりする可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 戦略遂行に必要な有能な人材の確保

当社グループは幅広い分野で高い専門性を必要とする業務を行っておりますので、各分野において有能で熟練した人材が必要とされます。当社グループでは、役職員の積極的な採用及び役職員の継続的な研修等により、多様な人材の確保・育成を行っておりますが、有能な人材を継続的に採用し定着を図ることができなかつた場合には、戦略・主要分野での人材確保が困難となり、策定したビジネス戦略が想定通りに実施できない可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 財務報告に係る内部統制に関するリスク

当社は、金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書の提出を義務付けられております。また、当社は、米国証券取引所上場会社として、米国サーベンス・オクスリー法に基づいて、財務報告に係る内部統制等の評価も義務付けられております。

当社は、会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。しかしながら、財務報告に係る内部統制が有効でない場合には、当社の財務報告に対するお客さま及び投資者等からの信頼を損ない、その結果、当社の株価が悪影響を受ける可能性があります。

⑨ リスク管理方針及び手続の有効性に関するリスク

当社グループは、リスク管理方針及び手続を整備し運用しておりますが、新しい分野への急速な業務の進出や拡大に伴い、リスク管理方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、当社グループのリスク管理方針及び手続の一部は、過去の経験に基づいた部分があることから、将来発生する多様なリスクを必ずしも正確に予測することができず、有効に機能しない可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) トップリスク

当社グループでは、「(1)経営環境に関するリスク」及び「(2)当社グループの業務に内包されるリスク」で記載されている各リスクに関して、当社グループにとって、経営上特に重要なリスク事象を「トップリスク」として選定しております。「トップリスク」は、リスク委員会やグループ経営会議等での活発な議論を踏まえて選定しており、リスクアペタイト・フレームワークの設定や業務戦略の策定などの際に活用しております。

有価証券報告書提出日時点で、当社グループが、特に重要なリスク事象として認識している「トップリスク」は次の通りであります。

トップリスク	
不安定な金融・経済環境	・米国の金融緩和解除懸念を背景とする資産価格変動リスク増大
政治対立の激化・イデオロギーや宗教の衝突	・米中覇権争いの激化による経済・金融市場混乱
日本社会の活力低下	・日本経済の低迷等を背景とするマイナス金利深掘りによる預貸金収益の圧迫
大規模地震、風水害等の災害の発生	・大規模な人的・物的被害の発生や日本経済の混乱
深刻な感染症の流行	・活動制限・自粛要請長期化による経済低迷の深刻化
増大する外部からの脅威（サイバー攻撃、金融犯罪等）	・大規模なシステム障害等による当社の業務継続影響
環境問題解決への意識の強まり（気候変動等）	・国際的な目線の高まりへの対応不備による当社の風評悪化
社会課題解決を重視する姿勢の強まり	・人権問題への対応不備による当社の風評悪化
ガバナンス高度化要請の強まり	・ミスコンダクト発生による行政処分や当社の風評悪化
戦略遂行を阻害するリスクの顕在化（人材不足等）	・専門人材確保困難化による当社の競争力低下

(注) 上記は認識しているリスクの一部であり、上記以外のリスクによっても経営上、特に重大な悪影響が生ずる可能性があることにご留意ください。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度対比2,210億円減益の7,110億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同1,911億円減益の5,128億円となりました。

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
連結粗利益	27,686	28,062	376
資金運用収支	13,069	13,352	283
信託報酬	47	49	2
役務取引等収支	10,834	10,940	107
特定取引収支	2,628	1,996	△632
その他業務収支	1,108	1,724	616
営業経費	△17,396	△17,471	△75
持分法による投資損益	561	250	△311
連結業務純益	10,850	10,840	△10
与信関係費用	△1,706	△3,605	△1,899
不良債権処理額	△1,831	△3,734	△1,903
貸出金償却	△1,053	△1,174	△121
貸倒引当金繰入額	△706	△2,339	△1,633
その他	△72	△221	△149
償却債権取立益	124	129	4
株式等損益	805	926	121
その他	△628	△1,050	△422
経常利益	9,321	7,110	△2,210
特別損益	△434	△388	46
うち固定資産処分損益	△1	41	42
うち減損損失	△651	△425	226
うち段階取得に係る差益	220	4	△216
税金等調整前当期純利益	8,886	6,722	△2,164
法人税、住民税及び事業税	△2,135	△2,255	△120
法人税等調整額	458	692	233
当期純利益	7,210	5,159	△2,051
非支配株主に帰属する当期純利益	△171	△31	140
親会社株主に帰属する当期純利益	7,039	5,128	△1,911

(注) 1 減算項目には金額頭部に△を付しております。

2 連結粗利益＝資金運用収支＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

3 当連結会計年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更し、前連結会計年度について遡及適用を行った結果、遡及適用前と比較して、資金運用収支が303億円増加、その他業務収支が303億円減少しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当連結会計年度の経営成績への影響(概数)は下表のとおりであります。

(単位：億円)

	当連結会計年度
連結業務純益	△1,000
与信関係費用	△1,700
親会社株主に帰属する当期純利益	△1,900

(注) 減算項目には金額頭部に△を付しております。

また、本中期経営計画において最終年度の2022年度の財務目標として掲げている項目について、当連結会計年度の実績は下表の通りとなりました。

		当連結会計年度	2022年度 連結財務目標
収益性	ROCE T1 ^{※1}	6.9%	8.5%以上
効率性	ベース経費 ^{※2}	2019年度実績比 △200億円	2019年度実績比 削減
健全性	普通株式等Tier1比率 ^{※1}	9.8%	10%程度

※1 バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く

※2 営業経費から「収益連動経費」「先行投資にかかる経費」等を除いたもの

1 経営成績の分析

(1) 連結業務純益

資金運用収支は、資金運用利回り及び資金調達利回りが共に低下した一方、資金運用残高が増加したこと等により、前連結会計年度比283億円増益の1兆3,352億円となりました。

信託報酬は、前連結会計年度比2億円増益の49億円となりました。

役務取引等収支は、資産運用ビジネスや海外証券ビジネスが堅調に推移したこと等により、前連結会計年度比107億円増益の1兆940億円となりました。

特定取引収支は、前連結会計年度比632億円減益の1,996億円となり、その他業務収支は、前連結会計年度比616億円増益の1,724億円となりました。なお、外貨建特定取引(通貨スワップ等)とそのリスクヘッジのために行う外国為替取引等の損益は、財務会計上、特定取引収支とその他業務収支中の外国為替買損益に区分して計上されるため、ヘッジ効果を踏まえた経済実態としては、特定取引収支及びその他業務収支の合算でみる必要があります。両者合算では、前連結会計年度比16億円減益の3,721億円となりました。

以上により、連結粗利益は、前連結会計年度比376億円増益の2兆8,062億円となりました。

営業経費は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業経費の抑制やコスト削減施策により減少した一方、海外ビジネスを中心に増加したこと等により、前連結会計年度比75億円増加の1兆7,471億円となりました。

持分法による投資損益は、SMBC Aviation Capital Limitedやアジア出資先でのクレジットコストの増加等により、前連結会計年度比311億円減益の250億円の利益となりました。

以上の結果、連結業務純益は、前連結会計年度比10億円減益の1兆840億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
資金運用収支 ①	13,069	13,352	283
資金運用収益	24,867	18,530	△6,337
資金調達費用	△11,798	△5,178	6,619
信託報酬 ②	47	49	2
役務取引等収支 ③	10,834	10,940	107
役務取引等収益	12,875	12,984	108
役務取引等費用	△2,042	△2,044	△2
特定取引収支 ④	2,628	1,996	△632
特定取引収益	2,628	1,996	△632
特定取引費用	—	—	—
その他業務収支 ⑤	1,108	1,724	616
その他業務収益	2,973	3,658	685
その他業務費用	△1,865	△1,934	△68
連結粗利益 (=①+②+③+④+⑤) ⑥	27,686	28,062	376
営業経費 ⑦	△17,396	△17,471	△75
持分法による投資損益 ⑧	561	250	△311
連結業務純益 (=⑥+⑦+⑧)	10,850	10,840	△10

(注) 1 減算項目には金額頭部に△を付しております。

2 当連結会計年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更し、前連結会計年度について遡及適用を行った結果、遡及適用前と比較して、資金運用収支、資金運用収益が303億円増加、その他業務収支が303億円減少、その他業務収益が7,528億円減少、その他業務費用が7,224億円減少しております。

(2) 与信関係費用

与信関係費用は、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外でコストが発生したことに加え、将来のコスト発生に備えた予防的引当を計上したこと等により、前連結会計年度比1,899億円増加の3,605億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
貸倒引当金繰入額 ①	△706	△2,339	△1,633
一般貸倒引当金繰入額	△334	△1,826	△1,492
個別貸倒引当金繰入額	△372	△510	△138
特定海外債権引当勘定繰入額	0	△3	△3
貸出金償却 ②	△1,053	△1,174	△121
貸出債権売却損等 ③	△72	△221	△149
償却債権取立益 ④	124	129	4
与信関係費用 (=①+②+③+④)	△1,706	△3,605	△1,899

(注) 減算項目には金額頭部に△を付しております。

(3) 株式等損益

株式等損益は、前連結会計年度比121億円増益の926億円の利益となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
株式等損益	805	926	121
株式等売却益	1,547	1,247	△300
株式等売却損	△289	△81	208
株式等償却	△454	△241	213

(注) 減算項目には金額頭部に△を付しております。

(4) セグメントの業績

各事業部門別の業績は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門の連結業務純益は前連結会計年度比215億円増益の3,885億円、リテール事業部門は同244億円減益の2,192億円、グローバル事業部門は同39億円増益の3,667億円、市場事業部門は同220億円増益の4,135億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比	
	連結粗利益	連結業務純益	連結粗利益	連結業務純益	連結粗利益	連結業務純益
ホールセール事業部門	6,415	4,092	6,349	3,885	148	215
リテール事業部門	12,577	2,345	11,274	2,192	△487	△244
グローバル事業部門	6,671	3,712	7,237	3,667	429	39
市場事業部門	4,216	3,988	4,607	4,135	221	220
本社管理等	△2,193	△3,287	△1,405	△3,039	65	△240
合計	27,686	10,850	28,062	10,840	376	△10

- (注) 1 セグメントは内部管理上採用している区分によっております。
2 本社管理等には、内部取引として消去すべきものを含めております。
3 前連結会計年度比は、金利・為替影響等を調整しております。

① ホールセール事業部門

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済活動の停滞により外為収益が前連結会計年度比減益となった一方、お客さまへの円滑な資金供給に最優先に対応したことにより、貸金収益が増益となったことなどから、連結業務純益は同215億円増益の3,885億円となりました。

② リテール事業部門

第2四半期以降、堅調なマーケットの回復を背景に資産運用ビジネスが持ち直し、前連結会計年度比増益となった一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う消費活動の低迷を要因に、決済・コンシューマーファイナンスビジネスが減益となったことなどにより、連結業務純益は同244億円減益の2,192億円となりました。

③ グローバル事業部門

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市場環境の悪化による航空機ビジネスやアジア出資先における下振れ影響はあったものの、お客さまへの流動性支援に伴い、貸金収益が前連結会計年度比増益となったことや、デリバティブ等の付随取引の増加、米州を中心とした旺盛な起債ニーズの取り込み等により、連結業務純益は同39億円増益の3,667億円となりました。

④ 市場事業部門

世界的な金融緩和を背景とした金利低下局面や、将来の景気回復を先取りした株価の上昇局面を捉え、三井住友銀行において株式関連、債券関連の運用など、機動的なポートフォリオ運営により収益を計上したことや、SMB C日興証券のエクイティトレーディングや海外での債券ビジネスが好調であったことにより、連結業務純益は前連結会計年度比220億円増益の4,135億円となりました。

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、株式会社三井住友銀行において、海外貸出が減少したものの、国内法人向け貸出が増加したこと等により、前連結会計年度末比 2兆6,151億円増加して85兆1,327億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
貸出金残高(未残)	825,176	851,327	26,151
うちリスク管理債権	6,278	9,389	3,110
うち住宅ローン(注)	117,207	114,060	△3,147

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

当社グループのリスク管理債権は、前連結会計年度末比3,110億円増加して9,389億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が555億円、延滞債権額が444億円、3カ月以上延滞債権額が24億円、貸出条件緩和債権額が2,088億円それぞれ増加しております。その結果、貸出金残高比率は、前連結会計年度末比0.3%上昇して1.1%となりました。

① リスク管理債権の状況

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
破綻先債権 ①	140	695	555
延滞債権 ②	3,782	4,226	444
3カ月以上延滞債権 ③	144	168	24
貸出条件緩和債権 ④	2,213	4,301	2,088
合計	6,278	9,389	3,110

直接減額実施額	1,133	1,253	121
---------	-------	-------	-----

貸出金残高(未残) ⑤	825,176	851,327	26,151
-------------	---------	---------	--------

貸出金残高比率

(単位：%)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
破綻先債権 (=①/⑤)	0.0	0.1	0.1
延滞債権 (=②/⑤)	0.5	0.5	0.0
3カ月以上延滞債権 (=③/⑤)	0.0	0.0	0.0
貸出条件緩和債権 (=④/⑤)	0.3	0.5	0.2
合計	0.8	1.1	0.3

② リスク管理債権の地域別構成と業種別構成

リスク管理債権の地域別構成(株式会社三井住友銀行単体)

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
国内	3,012	3,806	794
海外	1,122	2,303	1,182
アジア	287	608	321
北米	444	818	375
中南米	126	451	325
欧州	149	251	102
オセアニア	9	11	2
その他	108	164	57
合計	4,134	6,110	1,976

(注) 1 「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計であります。

「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計であります。

2 債務者所在国を基準に集計しております。

リスク管理債権の業種別構成(株式会社三井住友銀行単体)

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
国内	3,012	3,806	794
製造業	457	625	168
農業、林業、漁業及び鉱業	16	17	1
建設業	100	81	△19
運輸、情報通信、公益事業	393	226	△167
卸売・小売業	652	704	52
金融・保険業	53	65	13
不動産業	333	389	56
物品賃貸業	3	8	5
各種サービス業	549	1,247	698
地方公共団体	—	—	—
その他	456	442	△14
海外	1,122	2,303	1,182
政府等	—	—	—
金融機関	—	—	—
商工業	579	2,073	1,493
その他	542	231	△312
合計	4,134	6,110	1,976

(注) 「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計であります。

「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計であります。

また、金融再生法開示債権と保全状況は以下のとおりであります。

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比3,162億円増加して9,665億円となりました。その結果、不良債権比率は前連結会計年度末比0.30%上昇して0.98%となりました。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が403億円増加して1,281億円、危険債権が653億円増加して3,922億円、要管理債権が2,107億円増加して4,462億円となりました。

開示債権の保全状況は、金融再生法開示債権9,665億円に対して、貸倒引当金による保全が2,126億円、担保保証等による保全が4,278億円となり、保全率は66.26%となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	879	1,281	403
危険債権	3,269	3,922	653
要管理債権	2,355	4,462	2,107
合計 ①	6,503	9,665	3,162
正常債権	952,732	981,592	28,860
総計 ②	959,235	991,257	32,022
不良債権比率 (=①/②)	0.68%	0.98%	0.30%

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
保全額 ③	4,665	6,404	1,739
貸倒引当金 ④	1,530	2,126	596
担保保証等 ⑤	3,135	4,278	1,143

保全率 (=③/①)	71.74%	66.26%	△5.48%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の保全率	121.90%	112.45%	△9.45%

担保保証等控除後の開示債権に対する引当率 (=④/(①-⑤))	45.43%	39.46%	△5.97%
貸倒引当金総額を分子に算入した場合の引当率	142.28%	122.33%	△19.95%

(2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比9兆4,203億円増加して36兆5,490億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
有価証券	271,288	365,490	94,203
国債	73,480	142,936	69,456
地方債	2,627	7,549	4,922
社債	27,391	26,290	△1,101
株式	32,250	41,914	9,664
うち時価のあるもの	26,696	35,554	8,858
その他の証券	135,539	146,801	11,261

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式が含まれております。

また、有価証券等の評価損益は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
満期保有目的の債券	1	△1	△2
その他有価証券	18,923	29,318	10,395
うち株式	12,696	22,556	9,861
うち債券	215	80	△135
その他の金銭の信託	—	—	—
合計	18,925	29,318	10,393

(3) 繰延税金資産(負債)

繰延税金資産は、前連結会計年度末比35億円増加して298億円となりました。また、繰延税金負債は、前連結会計年度末比2,748億円増加して5,322億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	263	298	35
繰延税金負債	△2,574	△5,322	△2,748

なお、株式会社三井住友銀行単体の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりであります。

〔株式会社三井住友銀行単体〕

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	前事業年度末比
繰延税金資産 ①	4,596	4,970	374
貸倒引当金及び貸出金償却	1,174	1,776	602
有価証券有税償却	2,249	2,090	△159
その他	1,173	1,104	△70
評価性引当額 ②	△2,798	△2,495	303
評価性引当額控除後繰延税金資産合計 (=①+②) ③	1,799	2,475	677
繰延税金負債 ④	△5,106	△7,355	△2,249
その他有価証券評価差額金	△4,087	△6,676	△2,589
その他	△1,018	△679	340
繰延税金資産の純額(△は繰延税金負債) (=③+④)	△3,307	△4,880	△1,573

(4) 預金

預金は、株式会社三井住友銀行において、国内預金が個人預金、法人預金ともに増加したこと等から、前連結会計年度末比14兆9,839億円増加して14兆262億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比2兆3,902億円増加して12兆5,706億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
預金	1,270,422	1,420,262	149,839
うち国内個人預金(注)	515,591	561,316	45,725
うち国内法人預金(注)	535,169	597,475	62,306
譲渡性預金	101,804	125,706	23,902

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、11兆8,990億円となりました。このうち株主資本合計は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上や剰余金の配当等の結果、前連結会計年度末比1,591億円増加して9兆5,134億円となりました。また、その他の包括利益累計額合計は、前連結会計年度末比9,474億円増加して2兆3,131億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	前連結会計年度末比
純資産の部合計	107,849	118,990	11,141
うち株主資本合計	93,543	95,134	1,591
うちその他の包括利益累計額合計	13,657	23,131	9,474

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 ③連結株主資本等変動計算書」に記載しております。

3 国内・海外別業績

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比283億円増益の1兆3,352億円、信託報酬は同2億円増益の49億円、役員取引等収支は同107億円増益の1兆940億円、特定取引収支は同632億円減益の1,996億円、その他業務収支は同616億円増益の1,724億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前連結会計年度比878億円増益の8,957億円、信託報酬は同2億円増益の49億円、役員取引等収支は同302億円減益の8,698億円、特定取引収支は同841億円減益の1,364億円、その他業務収支は同865億円増益の1,082億円となりました。

海外の資金運用収支は前連結会計年度比624億円減益の6,263億円、役員取引等収支は同406億円増益の2,347億円、特定取引収支は同210億円増益の632億円、その他業務収支は同237億円減益の661億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	807,982	688,654	△189,708	1,306,928
	当連結会計年度	895,734	626,301	△186,819	1,335,216
うち資金運用収益	前連結会計年度	1,152,538	1,413,309	△79,149	2,486,699
	当連結会計年度	991,925	904,114	△43,000	1,853,039
うち資金調達費用	前連結会計年度	344,555	724,655	110,558	1,179,770
	当連結会計年度	96,190	277,813	143,818	517,822
信託報酬	前連結会計年度	4,701	—	—	4,701
	当連結会計年度	4,895	—	—	4,895
役員取引等収支	前連結会計年度	900,003	194,025	△10,678	1,083,350
	当連結会計年度	869,763	234,669	△10,412	1,094,021
うち役員取引等収益	前連結会計年度	1,075,452	229,143	△17,057	1,287,538
	当連結会計年度	1,046,503	272,662	△20,792	1,298,373
うち役員取引等費用	前連結会計年度	175,449	35,117	△6,379	204,188
	当連結会計年度	176,739	37,992	△10,380	204,352
特定取引収支	前連結会計年度	220,569	42,257	—	262,826
	当連結会計年度	136,435	63,212	—	199,647
うち特定取引収益	前連結会計年度	220,851	51,822	△9,846	262,826
	当連結会計年度	165,033	64,368	△29,754	199,647
うち特定取引費用	前連結会計年度	282	9,564	△9,846	—
	当連結会計年度	28,597	1,156	△29,754	—
その他業務収支	前連結会計年度	21,668	89,795	△684	110,779
	当連結会計年度	108,185	66,117	△1,896	172,406
うちその他業務収益	前連結会計年度	159,541	139,144	△1,395	297,290
	当連結会計年度	244,947	122,841	△2,028	365,761
うちその他業務費用	前連結会計年度	137,872	49,349	△710	186,511
	当連結会計年度	136,762	56,724	△131	193,354

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

4 当連結会計年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更し、前連結会計年度について遡及適用を行った結果、「国内」及び「合計」について、遡及適用前と比較して、「資金運用収支」及び「資金運用収益」はそれぞれ30,335百万円増加、「その他業務収支」は30,335百万円、「その他業務収益」は752,775百万円、「その他業務費用」は722,440百万円減少しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比15兆4,463億円増加して143兆9,562億円、利回りは同0.65%低下して1.29%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同18兆7,557億円増加して193兆3,273億円、利回りは同0.41%低下して0.27%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比8兆8,605億円増加して94兆7,250億円、利回りは同0.29%低下して1.05%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同12兆9,919億円増加して146兆2,348億円、利回りは同0.19%低下して0.07%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比6兆6,593億円増加して52兆2,289億円、利回りは同1.37%低下して1.73%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同5兆269億円増加して42兆8,672億円、利回りは同1.27%低下して0.65%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	85,864,531	1,152,538	1.34
	当連結会計年度	94,725,028	991,925	1.05
うち貸出金	前連結会計年度	51,570,227	748,287	1.45
	当連結会計年度	56,332,915	679,230	1.21
うち有価証券	前連結会計年度	18,201,943	251,441	1.38
	当連結会計年度	22,580,114	206,972	0.92
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	198,734	144	0.07
	当連結会計年度	483,919	△209	△0.04
うち買現先勘定	前連結会計年度	5,191,204	△2,473	△0.05
	当連結会計年度	3,845,133	△3,506	△0.09
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	3,965,107	21,175	0.53
	当連結会計年度	4,829,462	4,345	0.09
うち預け金	前連結会計年度	2,142,807	19,985	0.93
	当連結会計年度	2,203,681	11,571	0.53
うちリース債権及び リース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	133,242,885	344,555	0.26
	当連結会計年度	146,234,790	96,190	0.07
うち預金	前連結会計年度	101,322,743	51,772	0.05
	当連結会計年度	112,264,616	16,494	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,259,479	407	0.01
	当連結会計年度	3,630,478	235	0.01
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	1,221,029	△288	△0.02
	当連結会計年度	1,115,432	△217	△0.02
うち売現先勘定	前連結会計年度	8,586,289	54,711	0.64
	当連結会計年度	7,821,358	2,868	0.04
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	1,835,513	1,111	0.06
	当連結会計年度	2,261,032	203	0.01
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	100,091	11	0.01
	当連結会計年度	62,175	9	0.02
うち借入金	前連結会計年度	10,272,204	35,797	0.35
	当連結会計年度	15,321,233	18,115	0.12
うち短期社債	前連結会計年度	233,005	29	0.01
	当連結会計年度	559,724	63	0.01
うち社債	前連結会計年度	3,140,917	65,860	2.10
	当連結会計年度	1,932,279	42,260	2.19

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし四半期毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 資金運用勘定には無利息預け金の平均残高(前連結会計年度49,066,481百万円、当連結会計年度54,556,900百万円)を含めずに表示しております。

4 当連結会計年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更し、前連結会計年度について遡及適用を行った結果、「利息」について、遡及適用前と比較して、「資金運用勘定」は30,335百万円増加しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	45,569,621	1,413,309	3.10
	当連結会計年度	52,228,889	904,114	1.73
うち貸出金	前連結会計年度	27,230,587	948,980	3.48
	当連結会計年度	30,794,190	689,952	2.24
うち有価証券	前連結会計年度	5,737,546	126,658	2.21
	当連結会計年度	6,614,666	99,161	1.50
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	1,575,530	15,746	1.00
	当連結会計年度	1,867,078	12,106	0.65
うち買現先勘定	前連結会計年度	2,580,540	57,573	2.23
	当連結会計年度	2,998,992	22,992	0.77
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	24,706	72	0.29
	当連結会計年度	26,337	62	0.24
うち預け金	前連結会計年度	4,149,235	78,027	1.88
	当連結会計年度	5,171,871	15,724	0.30
うちリース債権及び リース投資資産	前連結会計年度	224,582	7,307	3.25
	当連結会計年度	229,548	6,540	2.85
資金調達勘定	前連結会計年度	37,840,304	724,655	1.92
	当連結会計年度	42,867,240	277,813	0.65
うち預金	前連結会計年度	22,611,324	407,081	1.80
	当連結会計年度	27,186,201	145,071	0.53
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,424,927	131,442	2.05
	当連結会計年度	6,485,809	35,641	0.55
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	727,834	10,573	1.45
	当連結会計年度	701,190	2,003	0.29
うち売現先勘定	前連結会計年度	5,240,834	100,259	1.91
	当連結会計年度	5,370,299	13,659	0.25
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマースナル・ ペーパー	前連結会計年度	1,811,251	31,513	1.74
	当連結会計年度	1,735,794	6,019	0.35
うち借入金	前連結会計年度	496,301	19,014	3.83
	当連結会計年度	475,972	16,291	3.42
うち短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	83,025	3,367	4.06
	当連結会計年度	62,525	2,633	4.21

(注) 1 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし四半期毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 資金運用勘定には無利息預け金の平均残高(前連結会計年度3,486,210百万円、当連結会計年度4,236,022百万円)を含めずに表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	消去又は 全社(△)	合計	小計	消去又は 全社(△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	131,434,153	△2,924,268	128,509,884	2,565,848	△79,149	2,486,699	1.94
	当連結会計年度	146,953,917	△2,997,735	143,956,181	1,896,040	△43,000	1,853,039	1.29
うち貸出金	前連結会計年度	78,800,815	△151,600	78,649,214	1,697,268	△4,251	1,693,016	2.15
	当連結会計年度	87,127,105	△89,289	87,037,816	1,369,182	△1,455	1,367,726	1.57
うち有価証券	前連結会計年度	23,939,490	△51,710	23,887,779	378,099	△31,277	346,822	1.45
	当連結会計年度	29,194,780	172,531	29,367,312	306,134	△22,347	283,786	0.97
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,774,265	—	1,774,265	15,890	—	15,890	0.90
	当連結会計年度	2,350,997	—	2,350,997	11,896	—	11,896	0.51
うち買現先勘定	前連結会計年度	7,771,744	△1,270,360	6,501,384	55,100	△23,650	31,449	0.48
	当連結会計年度	6,844,126	△1,522,028	5,322,097	19,486	△9,430	10,056	0.19
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	3,989,813	—	3,989,813	21,247	—	21,247	0.53
	当連結会計年度	4,855,800	—	4,855,800	4,407	—	4,407	0.09
うち預け金	前連結会計年度	6,292,043	△1,287,333	5,004,709	98,012	△17,088	80,924	1.62
	当連結会計年度	7,375,552	△1,526,569	5,848,983	27,296	△9,404	17,891	0.31
うちリース債権及び リース投資資産	前連結会計年度	224,582	—	224,582	7,307	—	7,307	3.25
	当連結会計年度	229,548	—	229,548	6,540	—	6,540	2.85
資金調達勘定	前連結会計年度	171,083,189	3,488,473	174,571,663	1,069,211	110,558	1,179,770	0.68
	当連結会計年度	189,102,030	4,225,289	193,327,319	374,004	143,818	517,822	0.27
うち預金	前連結会計年度	123,934,068	△1,316,454	122,617,614	458,853	△17,376	441,477	0.36
	当連結会計年度	139,450,817	△1,556,897	137,893,920	161,566	△9,471	152,094	0.11
うち譲渡性預金	前連結会計年度	11,684,407	—	11,684,407	131,849	—	131,849	1.13
	当連結会計年度	10,116,287	—	10,116,287	35,876	—	35,876	0.35
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	1,948,864	—	1,948,864	10,284	—	10,284	0.53
	当連結会計年度	1,816,622	—	1,816,622	1,786	—	1,786	0.10
うち売現先勘定	前連結会計年度	13,827,124	△1,270,376	12,556,748	154,971	△23,650	131,320	1.05
	当連結会計年度	13,191,657	△1,522,028	11,669,629	16,528	△9,430	7,097	0.06
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	1,835,513	—	1,835,513	1,111	—	1,111	0.06
	当連結会計年度	2,261,032	—	2,261,032	203	—	203	0.01
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	1,911,343	—	1,911,343	31,525	—	31,525	1.65
	当連結会計年度	1,797,969	—	1,797,969	6,029	—	6,029	0.34
うち借入金	前連結会計年度	10,768,506	50,737	10,819,244	54,812	2,820	57,632	0.53
	当連結会計年度	15,797,206	153,229	15,950,435	34,407	3,260	37,667	0.24
うち短期社債	前連結会計年度	233,005	—	233,005	29	—	29	0.01
	当連結会計年度	559,724	—	559,724	63	—	63	0.01
うち社債	前連結会計年度	3,223,943	6,171,312	9,395,255	69,227	151,646	220,874	2.35
	当連結会計年度	1,994,804	7,166,262	9,161,066	44,894	159,615	204,509	2.23

(注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし四半期毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 資金運用勘定には無利息預け金の平均残高(前連結会計年度52,536,286百万円、当連結会計年度58,776,143百万円)を含めずに表示しております。

4 当連結会計年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更し、前連結会計年度について遡及適用を行った結果、「利息小計」及び「利息合計」について、遡及適用前と比較して、「資金運用勘定」は30,335百万円増加しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比108億円増加の1兆2,984億円、一方役務取引等費用は同2億円増加の2,044億円となったことから、役務取引等収支は同107億円増益の1兆940億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前連結会計年度比289億円減少の1兆465億円、一方役務取引等費用は同13億円増加の1,767億円となったことから、役務取引等収支は同302億円減益の8,698億円となりました。

海外の役務取引等収益は前連結会計年度比435億円増加の2,727億円、一方役務取引等費用は同29億円増加の380億円となったことから、役務取引等収支は同406億円増益の2,347億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	1,075,452	229,143	△17,057	1,287,538
	当連結会計年度	1,046,503	272,662	△20,792	1,298,373
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	16,975	131,138	△5,568	142,545
	当連結会計年度	17,448	151,612	△5,911	163,149
うち為替業務	前連結会計年度	119,894	21,612	△30	141,475
	当連結会計年度	117,257	22,687	△32	139,911
うち証券関連業務	前連結会計年度	119,023	41,135	△5,921	154,238
	当連結会計年度	127,777	49,894	△7,004	170,668
うち代理業務	前連結会計年度	9,551	—	—	9,551
	当連結会計年度	8,538	—	—	8,538
うち保護預り・ 貸金庫業務	前連結会計年度	4,347	2	—	4,350
	当連結会計年度	4,156	3	—	4,159
うち保証業務	前連結会計年度	76,386	9,549	△350	85,585
	当連結会計年度	72,980	9,996	△1,283	81,693
うちクレジット カード関連業務	前連結会計年度	335,678	0	—	335,678
	当連結会計年度	307,118	10	—	307,128
うち投資信託 関連業務	前連結会計年度	146,849	3,500	—	150,349
	当連結会計年度	151,151	13,248	—	164,399
役務取引等費用	前連結会計年度	175,449	35,117	△6,379	204,188
	当連結会計年度	176,739	37,992	△10,380	204,352
うち為替業務	前連結会計年度	32,905	7,817	△124	40,598
	当連結会計年度	32,678	7,140	△114	39,704

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は前連結会計年度比632億円減少の1,996億円となったことから、特定取引収支は同632億円減益の1,996億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前連結会計年度比558億円減少の1,650億円、一方特定取引費用は同283億円増加の286億円となったことから、特定取引収支は同841億円減益の1,364億円となりました。

海外の特定取引収益は前連結会計年度比125億円増加の644億円、一方特定取引費用は同84億円減少の12億円となったことから、特定取引収支は同210億円増益の632億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	220,851	51,822	△9,846	262,826
	当連結会計年度	165,033	64,368	△29,754	199,647
うち商品有価証券 収益	前連結会計年度	64,082	8,418	—	72,501
	当連結会計年度	159,842	16,918	—	176,760
うち特定取引 有価証券収益	前連結会計年度	9,088	176	—	9,265
	当連結会計年度	4,461	—	△49	4,411
うち特定金融 派生商品収益	前連結会計年度	147,599	43,223	△9,846	180,976
	当連結会計年度	633	47,191	△29,704	18,120
うちその他の 特定取引収益	前連結会計年度	80	2	—	83
	当連結会計年度	97	258	—	355
特定取引費用	前連結会計年度	282	9,564	△9,846	—
	当連結会計年度	28,597	1,156	△29,754	—
うち商品有価証券 費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	49	△49	—
うち特定金融 派生商品費用	前連結会計年度	282	9,564	△9,846	—
	当連結会計年度	28,597	1,106	△29,704	—
うちその他の 特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度末の特定取引資産残高は前連結会計年度末比7,521億円減少の6兆6,092億円、特定取引負債残高は同7,269億円減少の5兆3,576億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前連結会計年度末比6,550億円減少の5兆3,183億円、特定取引負債残高は同5,937億円減少の4兆5,438億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前連結会計年度末比2,007億円減少の1兆3,193億円、特定取引負債残高は同2,368億円減少の8,422億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度末	5,973,291	1,519,904	△131,942	7,361,253
	当連結会計年度末	5,318,300	1,319,254	△28,359	6,609,195
うち商品有価証券	前連結会計年度末	2,473,626	215,669	—	2,689,295
	当連結会計年度末	2,719,782	230,605	—	2,950,387
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度末	128,871	—	—	128,871
	当連結会計年度末	79,470	—	—	79,470
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度末	—	—	—	—
	当連結会計年度末	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度末	28,604	19	—	28,624
	当連結会計年度末	15,806	184	—	15,990
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度末	3,284,185	1,298,633	△131,942	4,450,876
	当連結会計年度末	2,338,248	1,088,464	△28,359	3,398,352
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度末	58,005	5,581	—	63,586
	当連結会計年度末	164,993	—	—	164,993
特定取引負債	前連結会計年度末	5,137,487	1,078,983	△131,942	6,084,528
	当連結会計年度末	4,543,825	842,183	△28,359	5,357,649
うち売付商品債券	前連結会計年度末	1,942,959	69,515	—	2,012,475
	当連結会計年度末	1,968,638	107,930	—	2,076,568
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度末	129,596	—	—	129,596
	当連結会計年度末	84,634	—	—	84,634
うち特定取引売付 債券	前連結会計年度末	—	—	—	—
	当連結会計年度末	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度末	28,931	9	—	28,941
	当連結会計年度末	15,342	148	—	15,490
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度末	3,035,999	1,009,457	△131,942	3,913,513
	当連結会計年度末	2,475,209	734,105	△28,359	3,180,955
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度末	—	—	—	—
	当連結会計年度末	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度末	105,004,129	22,038,088	127,042,217
	当連結会計年度末	116,587,451	25,438,705	142,026,156
うち流動性預金	前連結会計年度末	80,041,189	14,594,963	94,636,153
	当連結会計年度末	90,172,956	17,295,610	107,468,566
うち定期性預金	前連結会計年度末	17,764,493	7,264,054	25,028,548
	当連結会計年度末	17,835,963	7,985,027	25,820,991
うちその他	前連結会計年度末	7,198,446	179,069	7,377,515
	当連結会計年度末	8,578,531	158,067	8,736,599
譲渡性預金	前連結会計年度末	4,081,740	6,098,695	10,180,435
	当連結会計年度末	5,603,153	6,967,463	12,570,617
総合計	前連結会計年度末	109,085,870	28,136,783	137,222,653
	当連結会計年度末	122,190,604	32,406,169	154,596,774

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 「定期性預金」とは、定期預金であります。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度末		当連結会計年度末	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	52,653,427	100.00	55,592,677	100.00
製造業	7,264,656	13.80	8,578,208	15.43
農業、林業、漁業及び鉱業	271,216	0.52	274,731	0.49
建設業	753,216	1.43	735,840	1.33
運輸、情報通信、公益事業	5,228,310	9.93	5,401,716	9.72
卸売・小売業	4,393,894	8.34	5,066,384	9.11
金融・保険業	2,738,583	5.20	2,683,908	4.83
不動産業、物品賃貸業	9,302,244	17.67	10,431,427	18.76
各種サービス業	4,355,912	8.27	4,868,751	8.76
地方公共団体	784,273	1.49	546,849	0.98
その他	17,561,120	33.35	17,004,857	30.59
海外及び特別国際金融取引勘定分	29,864,181	100.00	29,540,060	100.00
政府等	276,493	0.93	265,650	0.90
金融機関	2,087,889	6.99	2,535,701	8.58
商工業	23,939,816	80.16	23,487,203	79.51
その他	3,559,982	11.92	3,251,505	11.01
合計	82,517,609	—	85,132,738	—

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	金額(百万円)
前連結会計年度末	アルゼンチン	8
	合計	8
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)
当連結会計年度末	ミャンマー	4,345
	アルゼンチン	9
	スリランカ	7
	合計	4,362
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)

(注) 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を記載しております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	全社	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度末	7,348,013	—	—	7,348,013
	当連結会計年度末	14,293,610	—	—	14,293,610
地方債	前連結会計年度末	262,681	—	—	262,681
	当連結会計年度末	754,922	—	—	754,922
社債	前連結会計年度末	2,666,212	72,866	—	2,739,079
	当連結会計年度末	2,567,322	61,682	—	2,629,005
株式	前連結会計年度末	2,867,103	—	357,931	3,225,034
	当連結会計年度末	3,759,900	—	431,541	4,191,442
その他の証券	前連結会計年度末	7,284,775	6,265,416	3,749	13,553,941
	当連結会計年度末	8,067,795	6,606,566	5,700	14,680,062
合計	前連結会計年度末	20,428,786	6,338,283	361,681	27,128,751
	当連結会計年度末	29,443,552	6,668,248	437,242	36,549,043

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

4 キャッシュ・フローの状況の分析

(1) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度対比11兆7,085億円増加の+18兆7,960億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同4兆6,682億円減少の△7兆6,799億円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同4,620億円増加の△5,626億円となりました。

その結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末対比10兆7,134億円増加の66兆8,112億円となりました。

(2) 資本政策の方針

当社は、健全性確保、株主還元強化、成長投資をバランスよく実現していくことを資本政策の基本方針としております。2020年度からの3年間で計画期間とする本中期経営計画においても、引き続き当該基本方針のもと、持続的な株主価値の向上を目指してまいります。

① 健全性確保

2020年度は、新型コロナウイルス感染症に苦しむ国内外のお客さまに対する資金繰り支援を最優先に位置づけ、健全性を示す普通株式Tier1比率（※）の目線を、本中期経営計画における目標である10%程度から0.5%を切り下げ、9.5%程度として運営してまいりました。その結果、お客さまの資金繰り支援に確りと対応しながらも、2021年3月末の普通株式等Tier1比率は9.8%と、引き続き健全性を確保しております。

2021年度につきましても、普通株式Tier1比率を9.5%程度とする運営を継続し、健全性を確保しながら、新型コロナウイルス感染症に苦しむ国内外のお客さまに対する資金繰り支援に努めてまいります。

（※）当社連結ベース、バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く

② 株主還元強化

本中期経営計画において、配当を基本に機動的な自己株式取得も実施するという株主還元の方針は不変であります。また、累進的配当、すなわち減配せず、配当維持もしくは増配を原則とし、本中期経営計画期間中に配当性向を40%まで引き上げるといった点についても、継続して取り組んでまいります。

2020年度の配当は、新型コロナウイルス感染症の影響等により親会社株主に帰属する当期純利益が減益となった一方で、累進的配当方針に基づき期初予想比通り、190円といたしました。

また、2021年度の配当予想は、2020年度の親会社株主に帰属する当期純利益の減益によって配当性向達成とはせず、中期経営計画で想定する利益水準での配当性向目標達成に向けて、前年度対比10円増配の200円といたしました。

③ 成長投資

前中期経営計画で普通株式等Tier1比率が目標水準の10%に到達したことで、本中期経営計画は将来の成長に向けた資本活用ができるステージとなりました。

本中期経営計画では、7つの重点事業領域を中心に3年間で5,000億円の資本を投入し、5兆円のリスクアセットの増加を図る計画としており、資産効率を重視しつつ、成長投資を行うことで、着実な増益を目指してまいります。

また、M&Aを通じたインオーガニック成長についても、「海外における資本・資産効率の高い投資」や「中長期的な成長に向けたビジネスプラットフォームを創るための投資」をターゲットに、当社の投資規準を満たす案件を追求してまいります。

④ 政策保有株式

2015年10月より、5ヵ年で簿価5,000億円の削減を目指してまいりましたが、2020年9月末までに約5,100億円を削減し、同計画を達成いたしました。2020年5月に公表した新削減計画では、2020年4月以降の5ヵ年で合計3,000億円の削減を目指しており、2020年度は約550億円を削減いたしました。引き続き、新削減計画のもと政策保有株式の削減に取り組んでまいります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースで算出しております。

当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年金融庁告示第12号)に定められた算式に基づき、連結ベースで算出しております。

なお、2021年3月31日の持株レバレッジ比率は、平成31年金融庁告示第12号の2020年6月30日付改正に伴い、日本銀行に対する預け金の額を総エクスポージャーの額より除外して計算しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2020年3月31日	2021年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	18.75	18.61
2. 連結Tier1比率(5/7)	16.63	16.96
3. 連結普通株式等Tier1比率(6/7)	15.55	16.00
4. 連結における総自己資本の額	115,520	122,893
5. 連結におけるTier1資本の額	102,499	111,993
6. 連結における普通株式等Tier1資本の額	95,813	105,628
7. リスク・アセットの額	615,991	660,080
8. 連結総所要自己資本額	49,279	52,806

持株レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2020年3月31日	2021年3月31日
持株レバレッジ比率	4.31	5.65

5 重要な会計上の見積り

当社が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りのうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動につきましては、業務システムに関する研究開発を行い、研究開発費として60百万円を計上しております。なお、本研究開発費は、すべて本社管理（第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げる「セグメント情報」の区分と同一）に計上されております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

株式会社三井住友銀行において、お客さまの利便性向上と業務の効率化推進のために事務機械等のシステム関連投資や拠点の新設・統合等を行いましたこと等から、当連結会計年度中の設備投資の総額は3,140億円となりました。

なお、当連結会計年度中における設備の除却・売却等については、重要なものではありません。

会社名	報告セグメント	金額（百万円）
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	本社管理	44,726
株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	130,033
株式会社SMBC信託銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門	4,632
SMBC日興証券株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	33,678
三井住友カード株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	22,195
SMBCファイナンス サービス株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	8,279
SMBCコンシューマー ファイナンス株式会社	リテール事業部門	15,447
株式会社日本総合研究所	本社管理	9,757
三井住友DSアセット マネジメント株式会社	本社管理	4,089
その他	—	41,119
合計		313,959

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

会社名	報告セグメント	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 グローバル 事業部門 市場事業部門 本社管理	本店	東京都 千代田区	店舗・ 事務所	—	—	9,594	1,865	13	11,473	3,108
		東館	東京都 千代田区	事務所	5,956	121,939	41,489	2,537	—	165,968	1,357
		大阪本店 営業部	大阪市 中央区	店舗・ 事務所	8,334	11,978	8,510	487	—	20,976	837
		神戸営業部	神戸市 中央区	店舗・ 事務所	6,433	6,159	5,530	158	—	11,847	405
		大和センター	神奈川県 大和市	事務 センター	15,537	1,924	3,390	829	7,470	13,615	—
		鰻谷センター	大阪市 中央区	事務 センター	4,707	2,156	3,747	325	3,563	9,792	—
		札幌支店 ほか 7店	北海道・ 東北地区	店舗	632	1,071	614	75	—	1,761	137
		横浜支店 ほか 156店	関東地区 (除く東京都)	店舗	27,300 (755)	15,178	16,574	2,528	115	34,397	2,303
		人形町支店 ほか 330店	東京都	店舗	55,579 (5,863)	62,708	46,557	5,075	142	114,483	7,394
		名古屋支店 ほか 56店	中部地区	店舗	11,816	8,235	4,778	508	—	13,521	892
		京都支店 ほか 136店	近畿地区 (除く大阪府)	店舗	41,360 (1,828)	14,705	17,679	2,323	—	34,708	1,986
		大阪中央支店 ほか 226店	大阪府	店舗	65,272 (1,548)	29,068	21,792	2,509	—	53,369	3,599
		岡山支店 ほか 14店	中国・ 四国地区	店舗	3,580	1,630	1,384	123	—	3,138	235
		福岡支店 ほか 22店	九州地区	店舗	5,022	4,325	2,012	225	—	6,563	318
		ニューヨーク 支店 ほか 14店	米州地域	店舗・ 事務所	—	—	6,812	3,033	—	9,845	1,942
		デュッセル ドルフ支店 ほか 8店	欧阿中東地域	店舗・ 事務所	—	—	766	25	—	791	215
		香港支店 ほか 19店	アジア・オセ アニア地域	店舗・ 事務所	—	—	4,195	2,319	—	6,514	3,368
		社宅・寮	東京都他	社宅・寮	176,134 (820)	54,823	31,184	219	—	86,227	—
		その他の施設	東京都他	事務所・ 研修所他	228,638 (3,666)	103,197	58,239	8,876	1,452	171,765	8
(国内連結子会社) 株式会社 SMBC信託銀行	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 グローバル 事業部門	本店 ほか 1 拠点	東京都 港区及び 東京都 新宿区	店舗・ 事務所	—	—	14	209	—	223	1,143
(国内連結子会社) SMBC日興証券 株式会社	ホールセール 事業部門 リテール事業部門 グローバル 事業部門 市場事業部門 本社管理	本店及び 本店分室	東京都 千代田区他	店舗・ 事務所	566	1,010	3,741	1,039	3,413	9,203	4,304

(2021年3月31日現在)

会社名	報告セグメント	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
(国内連結子会社) 三井住友カード株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	東京本社及び大阪本社	東京都港区及び大阪市中央区他	店舗・事務所	—	—	—	1,822	—	1,822	2,601
(国内連結子会社) SMBCファイナンスサービス株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	本店及び東京本社	名古屋市中区及び東京都港区	店舗・事務所	—	—	128	65	—	193	1,055
(国内連結子会社) SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	リテール事業部門	本社	東京都中央区	店舗・事務所	—	—	0	331	56	388	976
(国内連結子会社) 株式会社 日本総合研究所	本社管理	東京本社及び大阪本社	東京都品川区及び大阪市西区	店舗・事務所	—	—	1,240	3,801	144	5,185	1,736
(国内連結子会社) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社	本社管理	本社	東京都港区	店舗・事務所	—	—	1,479	499	13	1,991	786

(注) 1 「土地」の「面積」欄の()内は借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め、73,155百万円です。

2 動産は、事務機械15,382百万円、その他26,432百万円です。

3 株式会社三井住友銀行の店舗外現金自動設備50,430か所、海外駐在員事務所4か所、代理店1店は上記に含めて記載しております。なお、株式会社SMBC信託銀行の両替業務を主体とした外貨両替コーナー12か所は上記に含めておりません。

4 上記には、連結会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その主な内容は次のとおりであります。

東館			建物	5,266百万円
関東地区(除く東京都)	土地	3,098百万円 (7,536m ²)	建物	23百万円
東京都	土地	7,564百万円 (7,320m ²)	建物	783百万円
中部地区	土地	727百万円 (1,977m ²)		
近畿地区(除く大阪府)	土地	1,833百万円 (5,381m ²)	建物	128百万円
大阪府	土地	5,353百万円 (15,227m ²)	建物	75百万円
中国・四国地区			建物	9百万円
九州地区	土地	742百万円 (1,398m ²)		

5 上記のほか、株式会社三井住友銀行は、ソフトウェア資産250,251百万円を所有しております。

6 上記のほか、主な賃借設備は次のとおりであります。

会社名	報告セグメント	店舗名その他	所在地	設備の内容	年間賃借料(百万円)
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	大和センター及び 鰻谷センター	神奈川県大和市及び 大阪市中央区	電算機等	2,354

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設・改修、除却・売却は次のとおりであります。

会社名	報告セグメント	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
(国内連結子会社) 株式会社 三井住友銀行	ホールセール 事業部門	—	—	新設・ 改修等	店舗・ 事務所等	34,100	—	自己資金	—	(注) 2
	リテール事業部門 グローバル 事業部門	—	—	新設・ 改修等	事務機械	11,000	—	自己資金	—	(注) 3
	市場事業部門 本社管理	—	—	新設・ 改修等	ソフト ウェア	93,400	—	自己資金	—	(注) 4

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 店舗・事務所等の主なものは2022年3月までに完了予定であります。

3 事務機械の主なものは2022年3月までに設置予定であります。

4 ソフトウェアの主なものは2022年3月までに投資完了予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
第五種優先株式	167,000
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	3,000,564,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,374,040,061	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券 取引所(注)1	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら限 定のない当社における 標準となる株式(注) 2, 3
計	1,374,040,061	同左	—	—

(注) 1 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2 提出日現在の発行数には、2021年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

3 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

2010年7月28日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人	同左
新株予約権の数	443個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	44,300株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2010年8月13日から2040年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,216円 資本組入額 1株当たり1,108円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2039年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2039年8月13日から2040年8月12日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2010年7月28日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
	①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2011年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 85人	同左
新株予約権の数	1,261個	1,231個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	126,100株	123,100株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2011年8月16日から2041年8月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,873円 資本組入額 1株当たり 937円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2040年8月15日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2040年8月16日から2041年8月15日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2011年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
	①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2012年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 85人	同左
新株予約権の数	1,651個	1,437個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	165,100株	143,700株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2012年8月15日から2042年8月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,043円 資本組入額 1株当たり1,022円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2041年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2041年8月15日から2042年8月14日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2012年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
	①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2013年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人	同左
新株予約権の数	528個	412個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	52,800株	41,200株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月14日から2043年8月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり4,160円 資本組入額 1株当たり2,080円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2042年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2042年8月14日から2043年8月13日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2013年7月29日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
	①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2014年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 82人	同左
新株予約権の数	601個	584個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	60,100株	58,400株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2014年8月15日から2044年8月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり3,662円 資本組入額 1株当たり1,831円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2043年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えない場合 2043年8月15日から2044年8月14日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2014年7月30日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
	①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2015年7月31日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 83人	同左
新株予約権の数	749個	578個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	74,900株	57,800株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月18日から2045年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり4,905円 資本組入額 1株当たり2,453円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2044年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2044年8月18日から2045年8月17日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2015年7月31日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
	①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2016年7月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び執行役員 89人	同左
新株予約権の数	1,114個	956個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	111,400株	95,600株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額	同左
新株予約権の行使期間	2016年8月15日から2046年8月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,812円 資本組入額 1株当たり1,406円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア新株予約権者が2045年8月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えない場合 2045年8月15日から2046年8月14日</p> <p>イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

2016年7月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
	①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【ライツプランの内容】

該当ありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年7月26日 (注) 1	387,765	1,414,443,390	847,654	2,338,743,367	847,654	1,560,221,737
2018年8月3日 (注) 2	326,330	1,414,769,720	699,651	2,339,443,018	699,325	1,560,921,062
2018年8月20日 (注) 3	△15,368,300	1,399,401,420	—	2,339,443,018	—	1,560,921,062
2019年7月29日 (注) 4	272,536	1,399,673,956	521,633	2,339,964,652	521,633	1,561,442,696
2019年9月20日 (注) 5	△26,502,400	1,373,171,556	—	2,339,964,652	—	1,561,442,696
2020年7月27日 (注) 6	868,505	1,374,040,061	1,309,705	2,341,274,358	1,308,837	1,562,751,533

- (注) 1 有償第三者割当(金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 4,372円 資本組入額 2,186円
 2 有償第三者割当(金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 4,287円 資本組入額 2,144円
 3 自己株式の消却による減少であります。
 4 有償第三者割当(金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 3,828円 資本組入額 1,914円
 5 自己株式の消却による減少であります。
 6 有償第三者割当(金銭報酬債権の現物出資) 普通株式 発行価額 3,015円 資本組入額 1,508円

(5) 【所有者別状況】

(2021年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	8	327	70	7,235	1,152	692	321,573	331,057	—
所有株式数 (単元)	4,790	4,242,832	893,515	1,241,610	5,081,540	10,897	2,245,515	13,720,699	1,970,161
所有株式数 の割合(%)	0.03	30.92	6.51	9.05	37.04	0.08	16.37	100.00	—

- (注) 1 自己株式3,612,302株は「個人その他」に36,123単元、「単元未満株式の状況」に2株含まれております。
 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ29単元及び48株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2021年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	121,954,600	8.89
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	77,061,400	5.62
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	28,014,500	2.04
NATSCUMCO (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	111 WALL STREET NEW YORK, NEW YORK 10015 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2 号)	27,337,632	1.99
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	25,919,586	1.89
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号品川イ ンターシティA棟)	21,261,727	1.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	20,920,300	1.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	18,551,800	1.35
パークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本 木ヒルズ森タワー31階	18,549,300	1.35
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	16,849,837	1.22
計	—	376,420,682	27.46

(注) 1 みずほ証券株式会社から2018年9月25日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、みずほ証券株式会社他2名が2018年9月14日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 みずほ証券株式会社
(他共同保有者2名)
保有株券等の数 70,765,251株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合 5.06%

2 三井住友信託銀行株式会社から2020年6月4日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社他1名が2020年5月29日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(他共同保有者1名)
保有株券等の数 75,961,300株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合 5.53%

3 ブラックロック・ジャパン株式会社から2020年6月19日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、ブラックロック・ジャパン株式会社他7名が2020年6月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 ブラックロック・ジャパン株式会社
(他共同保有者7名)
保有株券等の数 72,639,742株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合 5.29%

- 4 野村證券株式会社から2020年7月22日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、野村證券株式会社他2名が2020年7月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名	野村證券株式会社 (他共同保有者2名)
保有株券等の数	71,289,221株 (共同保有者分を含む)
株券等保有割合	5.19%

- 5 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから2021年4月5日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、三菱UFJ信託銀行株式会社他2名が2021年3月29日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名	三菱UFJ信託銀行株式会社 (他共同保有者2名)
保有株券等の数	68,950,200株 (共同保有者分を含む)
株券等保有割合	5.02%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2021年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,612,300 (相互保有株式) 普通株式 200	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,368,457,400	13,684,574	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
単元未満株式	普通株式 1,970,161	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2
発行済株式総数	1,374,040,061	—	—
総株主の議決権	—	13,684,574	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、2,900株(議決権29個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式2株及び株式会社証券保管振替機構名義の株式48株が含まれております。

② 【自己株式等】

(2021年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	3,612,300	—	3,612,300	0.26
SMB C 日興証券株式会社	東京都江東区木場一丁目 5番55号	200	—	200	0.00
計	—	3,612,500	—	3,612,500	0.26

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株主の買取請求による普通株式の取得
株式報酬に係る譲渡制限付株式割当契約に基づく普通株式の無償取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株主の買取請求による普通株式の取得
株式報酬に係る譲渡制限付株式割当契約に基づく普通株式の無償取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	57,918	61,860,424
当期間における取得自己株式	普通株式	2,912	11,387,045

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡し及びストック・オプションの権利行使)	普通株式	90,659	347,044,343	70,722	268,195,592
保有自己株式数	普通株式	3,612,302	—	3,544,492	—

(注) 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までに単元未満株式の買増請求によって売り渡した自己株式及びストック・オプションの権利行使によって交付した自己株式、並びに単元未満株式の買取請求によって取得した自己株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、年2回、中間配当と期末配当として剰余金の配当を行うことを基本としておりますが、期末配当は株主総会の決議事項、中間配当は取締役会の決議事項とし、中間配当につきましては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

また、当社は、健全性確保、株主還元強化、成長投資をバランスよく実現し、持続的な株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針とし、配当は持続的な利益成長を勘案し累進的に行うものとし、配当性向は本中期経営計画期間中に40%を目指す方針としております。なお、累進的配当とは、減配せず、配当維持もしくは増配を実施することでありませぬ。

上記方針の下、当事業年度の普通株式1株当たりの配当金につきましては、前事業年度と同額の190円といたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年11月13日 取締役会	普通株式	130,190	95
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	130,190	95

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、「経営理念」を当社グループの経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。そして、経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つとし、実効性の向上に取り組んでおります。

併せて、中長期的に目指す姿として「ビジョン」、すべての役職員が共有すべき価値観として「Five Values」を定め、当社グループの理念体系として当社グループの全役職員に対し、周知・浸透を図っております。

<経営理念>

- お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
- 事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。
- 社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。

<ビジョン>

最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー

<Five Values>

- Integrity
プロフェッショナルとして高い倫理観を持ち誠実に行動する。
- Customer First
お客さま起点で考え、一人ひとりのニーズに合った価値を提供する。
- Proactive & Innovative
先進性と独創性を尊び、失敗を恐れず挑戦する。
- Speed & Quality
迅速かつ質の高い意思決定と業務遂行により、競合との差別化を図る。
- Team “SMBC Group”
多様性に富んだ組織の下で互いを尊重し、グループの知恵と能力を結集する。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する当社グループ役職員の行動指針として「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。同ガイドラインに基づき、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することで、不祥事や企業としての不健全な事態の発生を防止しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

② コーポレート・ガバナンス体制

(現行の体制を採用する理由)

当社は、国際的に広く認知されたコーポレート・ガバナンス体制を構築し、業務執行に対する取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速化を図るため、2017年6月に指名委員会等設置会社へ移行しました。当社はこれまでも、監査役会設置会社として、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な社外取締役の選任や、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数の維持等を通じ、適切なコーポレート・ガバナンス機能及び意思決定の迅速化のいずれも確保してまいりましたが、国際的に広く認知され、国際的な金融規制・監督とも親和性の高い機関形態であり、経営の監督機能と執行機能が制度上分離している指名委員会等設置会社の特長を活かすことで、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を目指してまいります。

(取締役会)

取締役会は、経営の基本方針等、法令上取締役会の専決事項として定められた事項の決定、並びに、執行役及び取締役の職務の執行の監督を主な役割としております。取締役会は、取締役会の監督機能の一段の強化及び業務執行の迅速化等を目的として、法令上取締役会の専決事項として定められている事項以外の業務執行の決定を、原則として執行役に委任しております。

取締役会の議長には、業務執行を行わない取締役会長が就任しているほか、15名の取締役のうち10名が当社または子会社の業務執行を行わない取締役(うち7名が社外取締役)で構成されており(2021年6月29日現在)、執行役及び取締役の職務の執行を客観的に監督する体制を構築しています。

なお、社外取締役は、法定及び任意で設置している各委員会の委員長又は委員となっているほか、必要に応じ、コンプライアンス、リスク管理等に関する報告を担当部署から受けるなど、適切な連携・監督を実施しております。

また、当社は、上記の社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は、取締役及び執行役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。本契約においては、同項第1号に定める、「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の争訟費用を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、同項第2号に定める、「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。また、当社が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき会社役員に悪意または重大な過失があったことを知った場合等には、当社が会社役員に対し補償金の全部または一部の返還を請求することとし、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

加えて、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本契約においては、被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たまたは他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(委員会)

会社法が定める法定の「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」に、任意で設置している「リスク委員会」を加えた4つの委員会を設けております。各委員会の概要は、以下の通りです(2021年6月29日現在)。

○指名委員会(必要に応じて随時開催)

株主総会に提出する当社取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するほか、当社及び主な子会社の役員人事や、当社社長及び株式会社三井住友銀行頭取、SMB C日興証券株式会社社長の後継者選定に関する事項等について審議します。

指名委員会は、社内取締役1名、社外取締役5名で構成されています。

役員人事に関する審議の透明性を確保する観点から、指名委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

○報酬委員会(必要に応じて随時開催)

当社執行役、取締役及び執行役員の報酬等の決定方針、並びに、同方針に基づく当社執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。また、主な子会社の役員報酬等の決定方針、当社執行役員の個人別の報酬等の内容等について審議します。

報酬委員会は、社内取締役2名、社外取締役4名で構成されています。

役員報酬に関する審議の透明性を確保する観点から、報酬委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

○監査委員会(定期及び必要に応じて随時開催)

当社執行役及び取締役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定等を行います。また、監査委員会が選定する委員が、当社及び子会社の業務及び財産の調査等を行います。

監査委員会は、社内取締役2名、社外取締役3名で構成されています。

監査の客観性及び業務執行からの独立性を確保する観点から、監査委員会の委員長には社外取締役が就任しております。また、委員のうち原則として1名以上は、財務専門家が就任することとしております。

○リスク委員会(必要に応じて随時開催)

環境・リスク認識とリスクアペタイトの運営に関する事項、リスク管理に係る運営体制に関する事項、その他リスク管理上重要な事項について審議し、取締役会に助言します。

リスク委員会は、社内取締役1名、社外取締役2名、外部有識者2名で構成されています。

リスク管理の業務執行からの独立性を確保する観点から、リスク委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

各内部委員会の構成員はそれぞれ以下の通りです(2021年6月29日現在)。

◎：委員長 ○：委員

		指名委員会 (社内1、社外5)	報酬委員会 (社内2、社外4)	監査委員会 (社内2、社外3)	リスク委員会 (社内1、社外4)
松本 正之	社外取締役	○		◎	
アーサー M. ミ ツェル	社外取締役	○	○		
山崎 彰三 (注)	社外取締役			○	◎
河野 雅治	社外取締役	○			○
筒井 義信	社外取締役	◎	○		
新保 克芳	社外取締役		◎	○	
桜井 恵理子	社外取締役	○	○		
國部 毅	取締役会長	○	○		
太田 純	取締役 執行役社長		○		
中島 達	取締役 執行役専務				○
井上 篤彦	取締役			○	
一色 俊宏	取締役			○	
山口 廣秀	外部有識者				○
山崎 達雄	外部有識者				○

(注) 社外取締役 山崎彰三氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(業務執行)

執行役は、取締役会決議により取締役会から委任された業務執行の決定及び当社の業務執行を担っており、当社は、14名の執行役を選任しております(2021年6月29日現在)。

当社は、2017年4月に、グループ経営管理の高度化に向けて、事業部門制及びC x O制を導入しております。事業部門制は、お客さまの様々なニーズへの対応力をグループベースで一層強化するため、お客さまセグメント毎に事業戦略を立案・実行する枠組みとして導入したもので、リテール事業部門、ホールセール事業部門、グローバル事業部門及び市場事業部門の4つの事業部門から構成されています。また、C x O制は、持株会社である当社を中心としたグループ経営管理を一段と強化することを企図した制度であり、グループCEO(Chief Executive Officer)である当社社長に加え、グループCFO(Chief Financial Officer)、グループCSO(Chief Strategy Officer)、グループCRO(Chief Risk Officer)、グループCCO(Chief Compliance Officer)、グループCHRO(Chief Human Resources Officer)、グループCIO(Chief Information Officer)、グループCDIO(Chief Digital Innovation Officer)、グループCSuO(Chief Sustainability Officer)及びグループCAE(Chief Audit Executive)の10種類のグループCxOを設置しています。事業部門長及びグループCxOには原則として当社の執行役が就任し、各事業部門または本社部門の統括責任者として業務執行にあたりるとともに、業務執行の状況を取締役会等に報告しております。

また、取締役会の下に、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置しております。同会議は執行役社長が主宰し、当社執行役をはじめとして、執行役社長が指名する役員等によって構成されます。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行しております。

さらに、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ経営戦略会議」を設け、当社及びグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。さらに、株式会社三井住友銀行については、当社の取締役15名(うち社外取締役7名)のうち、4名(うち監査委員1名)が同行の取締役(うち監査等委員1名)を兼務することを通じて、業務執行状況の監督等を行っております。また、主要なグループ会社のうち、株式会社SMB C信託銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社及びSMB C日興証券株式会社の3社については、当社の取締役が各社の取締役に就任し、業務執行状況の監督を行っております。加えて、当社の監査委員会の職務の遂行を補佐するために配置した監査委員補佐が、株式会社SMB C信託銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社、SMB C日興証券株式会社、三井住友カード株式会社、SMB Cファイナンスサービス株式会社、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社、株式会社日本総合研究所及び三井住友DSアセットマネジメント株式会社の8社の監査等委員である取締役または監査役に就任し、取締役の職務の執行の監督を行っております。

③ 内部統制システム

当社では、健全な経営を堅持していくために、会社法に基づき、当社及び当社のグループ会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を内部統制規程として定めております。また、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による盤石の経営体制の構築を重要な経営課題と位置付けるとともに、同体制の構築に取り組んでおります。

イ. 内部統制規程

(執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第1条 執行役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報管理規則に則り、適切な保存及び管理を行う。

(当社及び当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第2条 当社のグループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項を統合リスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

② 当社のグループ全体のリスク管理の基本方針は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得る。

③ グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署は、前項において承認されたグループ全体のリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。

(執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第3条 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。

② 各執行役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程、グループ会社規程等を定め、これらの規程に則った役職員への適切な権限委譲を行う。

(当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第4条 当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス及びリスクに関する基本方針、コンプライアンス管理規程を制定し、役職員がこれを遵守する。

② 当社及び当社のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

③ 当社のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。

④ 当社及び当社のグループ会社並びにその役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

⑤ 反社会的勢力による被害を防止するため、当社のグループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。

⑥ 利益相反管理に関する基本方針として利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当社のグループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。

⑦ マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当社のグループ全体の基本方針としてSMFGマネー・ローンダリング等防止管理規程を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。

⑧ 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、監査委員会直属の部署として、その結果を監査委員会、グループ経営会議等に対して報告する。

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第5条 当社のグループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役会のもとにグループ経営会議を設置する。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行する。

- ② 当社のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社規程及びコンプライアンスに関するグループ会社管理規則を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。
- ③ グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をSMFGグループ内取引管理規程として定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、監査委員会に報告を行う。
- ④ 当社のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。

(監査委員会の職務を補助すべき使用人の体制、執行役からの独立性、監査委員会を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項)

第6条 監査委員会の職務の遂行を補助するために、監査委員会室を設置する。

- ② 監査委員会室の使用人の執行役からの独立性を確保するために、監査委員会室の使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ③ 監査委員会室の使用人は、専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助するものとする。
- ④ 監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を置くことがある。この場合、監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ⑤ 監査委員補佐は、必要と認められる当社の主要なグループ会社の監査役に就任するなどして、当該社を監査するとともに、監査委員会の職務の執行を補佐する。

(当社及び当社のグループ会社の役職員が、監査委員会に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項)

第7条 当社及び当社のグループ会社の役職員は、当社もしくは当社のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査委員会に対し報告する。また、当社及び当社のグループ会社の役職員は、その職務の執行について監査委員会から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

- ② 当社及び当社のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、前項の監査委員会のほか、内部通報窓口へ報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査委員会に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ、必要と認められるときまたは監査委員会から報告を求められたときも速やかに報告する。
- ③ 当社及び当社のグループ会社の役職員が内部通報窓口及び監査委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、グループ内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。

(監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項)

第8条 内部監査担当部署は、監査委員会直属の部署として、監査委員会に対し内部監査結果を報告する。

- ② 当社の内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得る。
- ③ 監査委員会は、必要に応じて内部監査担当部署に対し指示を行い、内部監査担当部署は当該指示に基づき内部監査を実施する。
- ④ 代表執行役は、監査委員会との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査委員会による監査機能の実効性向上に努める。

(監査委員の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項)

第9条 当社は毎期、監査委員会の要請に基づき、監査委員が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査委員会が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要なでないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

ロ. コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、グループ各社のコンプライアンス体制等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行えるよう、体制を整備しております。

取締役会・グループ経営会議では、コンプライアンスに関する基本方針の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

また、グループCCO、グループ副CCO、当社の関連部署の部長、主要なグループ会社のコンプライアンス統括部署の部長のほか、外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

なお、具体的なコンプライアンス体制整備の企画・推進については、コンプライアンス部が、各部からの独立性を保持しつつ、これを実施することとしております。

その他、当社では、グループとしての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として内部通報制度を設け、当社グループの全従業員からの通報を受け付ける体制を整備しております。本制度は、当社グループの役職員による法令等違反及び内部規程に反する行為について、当社グループ従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、社内部署に加え監査委員会や外部弁護士も対応しております。また、当社及び当社連結子会社の会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正行為を早期に発見・是正するため、「SMFG会計・監査ホットライン」を開設しております。

ハ. 反社会的勢力との関係遮断に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、反社会的勢力とは一切の関係を遮断すること、不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行うこと、反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うことを基本方針としております。

また、当社では、反社会的勢力との関係遮断を、コンプライアンスの一環として位置付け、コンプライアンス部を統括部署として、情報収集・管理の一元化、反社会的勢力との関係遮断に関する規程・マニュアルの整備等を行うとともに、主要グループ会社に対して、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を制定することを義務付け、それに基づき、主要グループ会社では、不当要求防止責任者の設置、マニュアルの整備や研修を実施する等、当社グループとして、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めております。

ニ. リスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としております。グループ各社は、当社の定めた基本方針に基づいてリスク管理体制を整備しており、企画部と共にグループ全体のリスク管理を統括するリスク統括部が、グループ各社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況をモニタリングし、必要に応じて適切な指導を行うことで、グループ各社で発生する様々なリスクについて網羅的、体系的な管理を行う体制となっております。

ホ. サステナビリティへの取組み

当社は、経営理念の一つとして掲げる「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」に基づき、以下の取組みを行っております。

○ SMBCグループ サステナビリティ宣言

当社は、2020年4月に公表した「SMBCグループ サステナビリティ宣言」において、持続可能な社会の実現を目指す上での基本姿勢として以下のように宣言しております。

「我々、SMBCグループは、三井、住友にルーツを持つ企業グループとして、先達が重んじたサステナビリティへの意思を受け継ぎ、社会において我々が重点的に取り組む課題を設定のうえ、サステナビリティの実現に向けて行動していきます。」

当社は、サステナビリティを「現在の世代の誰もが経済的繁栄と幸福を享受できる社会を創り、将来の世代にその社会を受け渡すこと」と定義し、「環境」「コミュニティ」「次世代」を重点課題として、金融事業を営むものとして、お客さまをはじめとするステークホルダーと対話し共に行動することにより、社会をより良いものへ変革することに貢献してまいります。

○ 「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」

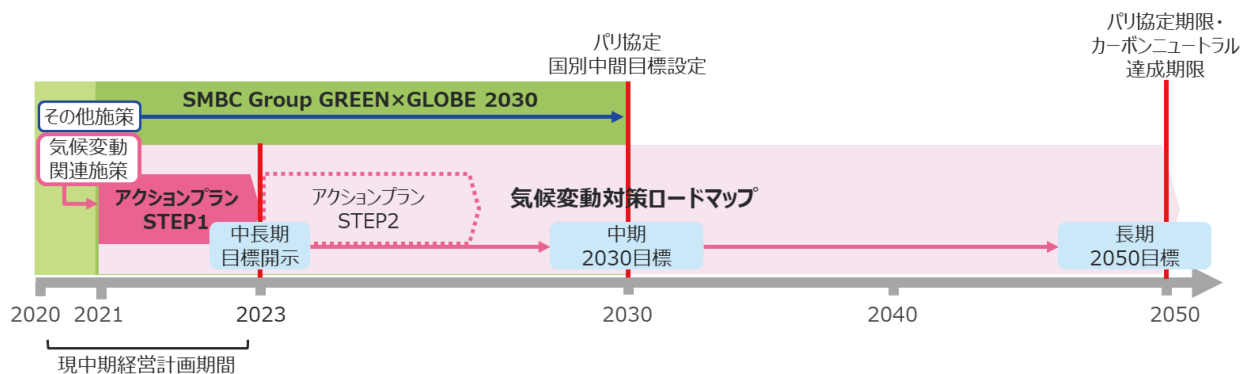
当社は、「SMBCグループ サステナビリティ宣言」に基づく2030年までの10年間の計画として、「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」を策定し、サステナビリティに資するファイナンスの取組みや金融経済教育の提供などの長期目標を設定し、サステナビリティの実現に資する施策を推進しております。

特に、気候変動問題に関しては、日本政府による、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の公表等、世界的に対応が加速していることを受け、2021年5月に、「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」における気候変動関連の施策を拡充いたしました。

具体的には、「2050年カーボンニュートラル」に向けた、SMBCグループの長期行動計画である「気候変動対策ロードマップ」と、短期的、中期的に実行する具体的な施策である「アクションプラン」を定め、段階的に取り組んでまいります。

まず、アクションプランの第一段階として、2023年迄の現中期経営計画期間に着手・実行する施策を「アクションプランSTEP1」として定めました。「アクションプランSTEP1」においては、SMBCグループの投融資ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量の把握と削減に向けた中長期目標の設定、SMBCグループ全体の温室効果ガスの削減に向けた取組の加速、気候変動対策・脱炭素化ビジネスの強化、気候変動に関するガバナンス・経営管理体制の高度化、リスク管理体制の強化等に取り組んでまいります。

気候変動対策ロードマップ及びアクションプランの位置づけ



主な施策	<p>投融资ポートフォリオの温室効果ガス排出量把握・中長期目標設定</p>	<p>中長期目標の設定に向け、 投融资ポートフォリオの温室効果ガス排出量把握の開始</p>
	<p>温室効果ガス排出量の削減加速</p>	<p>(従前)三井住友銀行で2030年に2018年度比△30%削減 【新目標】S M B Cグループで2030年に実質ゼロ</p>
	<p>お客さまのサステナビリティ促進</p>	<p>(従前)2020年度～2029年度の実行額に10兆円（グリーンファイナンスに限定） 【新目標】2020年度～2029年度の実行額30兆円（サステナビリティに資するファイナンス全般に拡大）</p>
	<p>経営管理体制の高度化</p>	<p>CSuO (Chief Sustainability Officer)を設置 気候変動問題を含むサステナビリティ全般を監督</p>
方針	<p>リスク管理体制の強化</p>	<p>セクター・事業に対する方針の高度化やシナリオ分析の拡充を継続</p>
	<p>石炭火力発電への対応方針</p>	<p>【新方針】石炭火力発電所の新設及び拡張案件への支援停止 【セクター・事業に対する認識】 お客さまがカーボンニュートラルに伴う長期戦略を策定・公表するなど、気候変動への対策を進めていくことを期待します。また、脱炭素社会への移行と実現に資するお客さまの取組みを支援します。</p>

○サステナビリティ経営を推進する体制

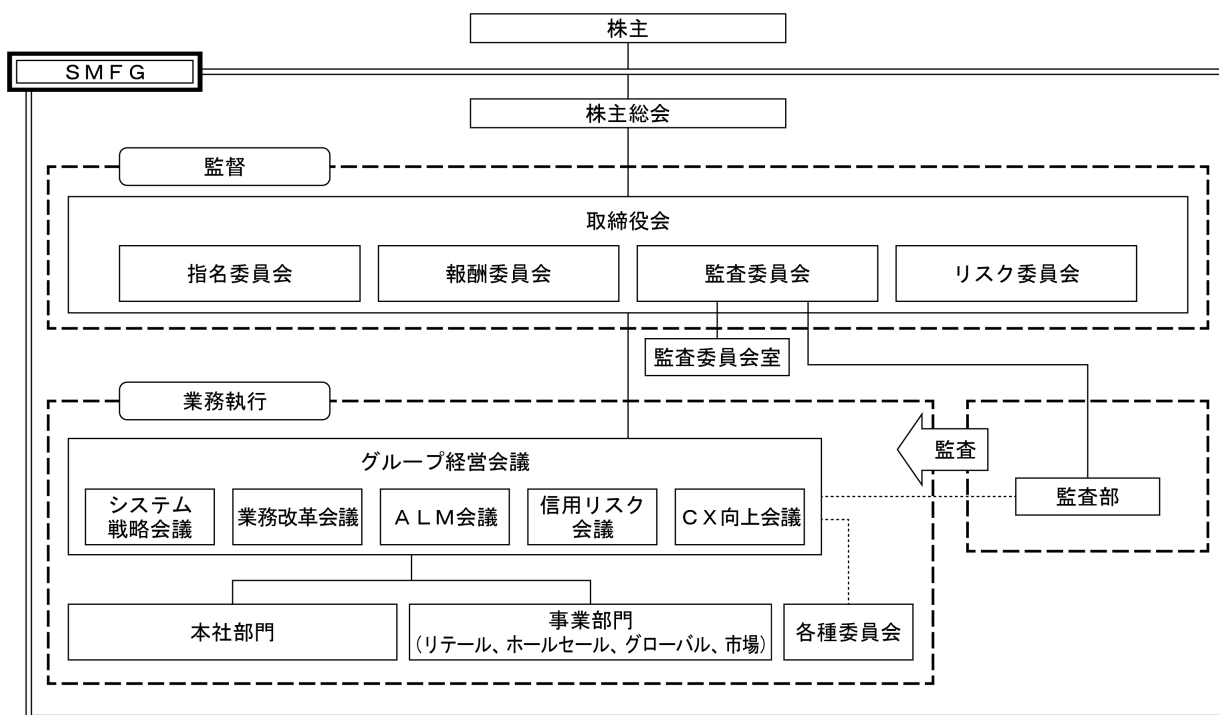
当社では、持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ経営を推進するため、グループCEOを委員長とした「サステナビリティ推進委員会」において、推進計画の審議や重要な施策の決定を実施し、必要に応じてグループ経営会議や取締役会での報告・決定を行っております。また、2021年4月に、グループ全体のサステナビリティの統括・推進を行うグループCSuO (Chief Sustainability Officer)を設置いたしました。

このほか、当社グループ各社におけるCX推進体制やお客さまの声の分析状況及びお客さま本位の業務運営に関する取組状況を報告、審議することを目的に、グループ経営会議の一部を構成する会議として、「CX向上会議」を設置しております。

へ. 情報開示

当社は、適時適切な情報開示を実施するため、「情報開示委員会」を設置しております。情報開示委員会では、グループCFOを委員長として、情報開示に係る内容の適正性及び内部統制の有効性・改善策に関する事項を協議しております。

< 当社のコーポレート・ガバナンス体制 (2021年6月29日現在) >



④ 取締役の定数

当社は、取締役3名以上を置く旨定款に定めております。

⑤ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

⑥ 自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的に自己株式の取得を行うため、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、取締役会の決議によって、株主との合意により自己の株式を有償で取得することができる旨定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 中間配当の決定機関

当社は、機動的に株主への利益還元を行うため、取締役会決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑨ 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め及び議決権の有無又はその内容の差異

(株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め)

当社は、2009年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。なお、優先株式については株式分割を実施していないことから、単元株式数を定めておりません。

(議決権の有無又はその内容の差異)

当社は、種類株式発行会社であり、普通株式及び複数の種類の優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

なお、有価証券報告書提出日現在、発行済の優先株式はありません。

(2) 【役員 の 状 況】

① 役員一覽

男性24名 女性2名 (役員のうち女性の比率7.7%)

イ. 取締役の状況

(2021年6月29日現在)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	國 部 毅	1954年3月8日生	1976年4月 株式会社住友銀行入行 2003年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 2006年10月 同常務執行役員 2007年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2007年6月 同取締役 2009年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2011年4月 同頭取兼最高執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役社長 2019年4月 同取締役会長 (現職)	(注) 2	81,194
取締役	太 田 純	1958年2月12日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2012年4月 同常務執行役員 2013年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2014年4月 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 2014年6月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2015年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 2017年4月 取締役兼副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役辞任 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役副社長 2018年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役社長 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役辞任	(注) 2	52,166
取締役	高 島 誠	1958年3月31日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2009年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2012年4月 同常務執行役員 2014年4月 同専務執行役員 2016年12月 同取締役兼専務執行役員 2017年4月 同頭取 (現職) 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (現職)	(注) 2	56,882
取締役	中 島 達	1963年9月14日生	1986年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2015年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ企画部長 2016年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 2019年3月 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員 2019年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 (現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 執行役専務 (現職)	(注) 2	25,211
取締役	工 藤 禎 子	1964年5月22日生	1987年4月 株式会社住友銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2017年4月 同常務執行役員 2020年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 2021年3月 同取締役兼専務執行役員 (現職) 2021年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務 2021年6月 同取締役 執行役専務 (現職)	(注) 2	26,745

役名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	井上 篤彦	1957年7月3日生	1981年4月 2008年4月 2011年4月 2014年4月 2014年6月 2015年4月 2019年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友銀行専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役 (現職)	(注) 2	18,676
取締役	一色 俊宏	1962年9月15日生	1985年4月 2013年4月 2015年4月 2017年4月 2019年4月 2021年4月 2021年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部付部長 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 同専務執行役員退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (現職)	(注) 2	33,891
取締役	川 崙 靖 之	1959年4月30日生	1982年4月 2009年4月 2012年4月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 2017年6月 2018年4月 2020年4月 2020年5月 2021年4月 2021年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 同取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役副社長 同副会長 株式会社三井住友銀行副会長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副会長退任 株式会社三井住友銀行副会長退任 SMBC日興証券株式会社代表取締役兼副社長執行役員 同代表取締役会長 (現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (現職)	(注) 2	31,149
取締役	松 本 正 之	1944年4月14日生	1967年4月 1987年4月 2004年6月 2010年4月 2011年1月 2011年1月 2014年1月 2014年4月 2015年6月 2017年6月	日本国有鉄道入社 東海旅客鉄道株式会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役副会長 同社取締役辞任 日本放送協会会長 同協会退職 東海旅客鉄道株式会社特別顧問 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役退任	(注) 2	2,200
取締役	アーサー M. ミッチェル	1947年7月23日生	1976年7月 2003年1月 2007年9月 2008年1月 2015年6月	米国ニューヨーク州弁護士登録 (現職) アジア開発銀行ジェネラルカウンセル ホワイト&ケース外国法事務所入所 外国法事務所登録 (現職) ホワイト&ケース外国法事務所入所 外国法事務所 (現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (現職)	(注) 2	1,100
取締役	山 崎 彰 三	1948年9月12日生	1970年11月 1974年9月 1991年7月 2010年6月 2010年7月 2013年7月 2014年4月 2017年6月	等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 (現職) 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 有限責任監査法人トーマツ退職 日本公認会計士協会会長 同協会相談役 (現職) 東北大学会計大学院教授 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (現職)	(注) 2	1,100

役名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	河野雅治	1948年12月21日生	1973年4月 2005年8月 2007年1月 2009年2月 2009年5月 2011年3月 2011年5月 2014年9月 2015年6月	外務省入省 同省総合外交政策局長 同省外務審議官(経済担当) ロシア駐箚特命全権大使 兼アルメニア・トルクメニスタン・ベラルーシ 駐箚特命全権大使 イタリア駐箚特命全権大使 兼アルバニア・サンマリノ・マルタ駐箚特命全権大使 退官 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	(注) 2	—
取締役	筒井義信	1954年1月30日生	1977年4月 2004年7月 2007年1月 2007年3月 2009年3月 2010年3月 2011年4月 2017年6月 2018年4月	日本生命保険相互会社入社 同社取締役 同社取締役執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役専務執行役員 同社代表取締役社長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 日本生命保険相互会社代表取締役会長(現職)	(注) 2	—
取締役	新保克芳	1955年4月8日生	1984年4月 1999年11月 2015年6月 2017年6月	弁護士登録(現職) 新保法律事務所弁護士(現職) 株式会社三井住友銀行監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役辞任	(注) 2	2,200
取締役	桜井恵理子	1960年11月16日生	1987年6月 2008年5月 2009年3月 2011年5月 2015年2月 2015年6月 2018年5月 2018年6月 2020年7月	Dow Corning Corporation入社 東レ・ダウコーニング株式会社取締役 同社代表取締役会長・CEO Dow Corning Corporationリージョナルプレジデント-日本/韓国 ダウ・コーニング・ホールディング・ジャパン株式会社 代表取締役社長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) ダウ・シリコン・ホールディング・ジャパン合同会社 代表社員ダウ・スイツァーランド・ホールディング・ ゲーエムベーハー職務執行者 ダウ・東レ株式会社代表取締役会長・CEO ダウ・ケミカル日本株式会社代表取締役社長(現職)	(注) 2	3,400
計						335,914

- (注) 1 取締役 松本正之、同 アーサー M. ミッチェル、同 山崎彰三、同 河野雅治、同 筒井義信、同 新保克芳、同 桜井恵理子の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、2021年6月29日開催の定時株主総会での選任後2021年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 当社は指名委員会等設置会社であります。委員会の構成及び委員長については、以下のとおりであります。
指名委員会：筒井義信(委員長)、國部 毅、松本正之、アーサー M. ミッチェル、河野雅治、桜井恵理子
監査委員会：松本正之(委員長)、井上篤彦、一色俊宏、山崎彰三、新保克芳
報酬委員会：新保克芳(委員長)、國部 毅、太田 純、アーサー M. ミッチェル、筒井義信、桜井恵理子

ロ. 執行役の状況

(2021年6月29日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役社長 (代表執行役)	グループ CEO	太田 純	(注) 1	(注) 1		(注) 2	(注) 1
執行役副社長 (代表執行役)	ホールセール 事業部門共同 事業部門長	大島 眞彦	1960年9月 13日生	1984年4月 2012年4月 2014年4月 2017年3月 2017年4月 2018年4月 2019年3月 2019年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼常務執行役員 同取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 株式会社三井住友銀行専務執行役員 同取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (現職)	(注) 2	32,313
執行役副社長 (代表執行役)	グループ CHRO	夜久 敏和	1962年3月 3日生	1984年4月 2012年4月 2014年4月 2016年4月 2017年3月 2017年4月 2017年6月 2019年4月 2019年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 執行役専務 同取締役 執行役副社長 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 (現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役副社長(現職)	(注) 2	31,885
執行役専務	グループ CDIO	谷崎 勝教	1957年4月 12日生	1982年4月 2010年4月 2013年4月 2015年4月 2015年6月 2017年4月 2017年6月 2019年4月 2019年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 同取締役兼専務執行役員 同取締役 執行役専務 株式会社三井住友銀行専務執行役員(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職)	(注) 2	28,717
執行役専務	グループ CFO兼 グループ CSO	中島 達	(注) 1	(注) 1		(注) 2	(注) 1
執行役専務	グループ CCO	今枝 哲郎	1962年5月 2日生	1986年4月 2014年4月 2016年9月 2017年4月 2020年4月 2020年5月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 同専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 (現職)	(注) 2	29,998

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役専務	グループ C A E	小 塚 文 晴	1961年12月 8日生	1986年4月 2015年4月 2017年4月 2019年3月 2019年4月 2020年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同取締役兼常務執行役員 同取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役辞任	(注) 2	29,680
執行役専務	市場事業 部門長	小 池 正 道	1963年10月 25日生	1987年4月 2015年4月 2017年7月 2018年4月 2020年4月	株式会社太陽神戸銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員 (現職)	(注) 2	27,647
執行役専務	グループ C I O	増 田 正 治	1963年7月 22日生	1987年4月 2014年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年3月 2019年4月 2020年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ IT企画部長 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 同取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役常務 同執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 (現職)	(注) 2	27,096
執行役専務	グローバル 事業部門共同 事業部門長	西 崎 龍 司	1961年9月 10日生	1985年4月 2013年4月 2015年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月 2021年4月	株式会社太陽神戸銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員 (現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 同執行役専務 (現職)	(注) 2	27,919
執行役専務	グローバル 事業部門共同 事業部門長	福 留 朗 裕	1963年1月 1日生	1985年4月 2014年4月 2015年4月 2017年12月 2018年1月 2021年3月 2021年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 同常務執行役員辞任 トヨタ自動車株式会社常務役員 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長 トヨタ自動車株式会社常務役員退任 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員 (現職)	(注) 2	12,704

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役専務	ホールセール 事業部門共同 事業部門長	金丸宗男	1964年4月 9日生	1987年4月 2015年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 人事部長 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員 (現職)	(注) 2	15,583
執行役専務	グループ CRO	工藤禎子	(注) 1	(注) 1		(注) 2	(注) 1
執行役専務	リテール事業 部門長	山下剛史	1964年12月 7日生	1988年4月 2016年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友フィナンシャルグループ コンシューマービジネス統括部長 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役専務 (現職) 株式会社三井住友銀行専務執行役員 (現職)	(注) 2	16,977
計 (注) 3							280,519

(注) 1 「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 イ. 取締役の状況」に記載されております。

2 執行役の任期は、2021年6月から2021年度に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

3 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。

② 社外役員の状況

(当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要)

当社社外取締役は7名となっております(2021年6月29日現在)。

社外取締役である松本正之氏は東海旅客鉄道株式会社の特別顧問に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2020年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行から東海旅客鉄道株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、同社は当社株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役であるアーサー M. ミッチェル氏はニューヨーク州弁護士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である山崎彰三氏は公認会計士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である河野雅治氏は外交官経験者であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である筒井義信氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役会長に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2020年度の取引額は、同社の連結経常収益及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行から日本生命保険相互会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、同社は当社株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である新保克芳氏は弁護士であり、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である桜井恵理子氏は、ダウ・ケミカル日本株式会社の代表取締役社長に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2020年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行からダウ・ケミカル日本株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。さらに、同社は当社株式を保有していないこと等から、同氏と当社との間に特別な利害関係はございません。

(社外取締役の独立性に関する基準)

当社は、経営から独立した社外からの人材の視点を取り入れることは、経営の透明性を高めるうえで重要と考えており、様々な分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験と専門的知見を有する社外取締役が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行っております。

現在、社外取締役全員が、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準を満たすとともに、当社が上場している東京、名古屋の各金融商品取引所の定める独立性の要件を満たしております。なお、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準は以下の通りです。

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近（※1）において、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

1. 主要な取引先（※2）

- (1) 当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）である場合は、その業務執行者。
- (2) 当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

2. 専門家

- (1) 当社・株式会社三井住友銀行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (2) 当社・株式会社三井住友銀行から、多額の金銭その他の財産（※3）を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員。

3. 寄付

当社・株式会社三井住友銀行から、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4. 主要株主

当社の主要株主、もしくは主要株主が法人等である場合は、その業務執行者（過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者（※4）

次に掲げるいずれかの者（重要（※5）でない者を除く）の近親者。

- (1) 上記1. ～ 4. に該当する者。
- (2) 当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員等の使用人。

※1. 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない

※2. 「主要な取引先」の定義

- ① 当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当社・株式会社三井住友銀行宛売上高の割合が2%を超える場合
- ② 当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先：当社の連結総資産の1%を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合

※3. 「多額の金銭その他の財産」の定義

当社の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産

※4. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

※5. 「重要」である者の例

- 各会社の役員・部長クラスの者
- 会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者

以上

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役のうち3名は、監査委員会の委員長又は委員となっており、監査委員会は、内部監査担当部署及び会計監査人から監査結果等の報告を受け、その内容を審議しております。また、監査委員以外の社外取締役は、取締役会を通じ、監査委員会より、当該審議の結果につき遅滞なく報告を受けております。また、社外取締役は、取締役会又は監査委員会若しくはそれらの双方を通じ、内部監査、コンプライアンス及びリスク管理の各担当部署等より、業務執行の状況について適時報告を受けております。以上の通り、社外取締役は、内部監査担当部署、監査委員会及び会計監査人と相互に連携し、適切に業務執行を監督又は監査しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

監査委員会は、取締役会の内部委員会として、5名の監査委員で構成されており、法令及び定款に則り設置しております。そのうち山崎彰三氏は、公認会計士の資格を有しており、有限責任監査法人トーマツの代表社員、及び日本公認会計士協会会長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当社は監査委員会を原則月1回、乃至2回開催しており、当事業年度における個々の監査委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松本 正之	15回	15回
山崎 彰三	15回	15回
新保 克芳	15回	15回
井上 篤彦	15回	15回
三上 徹	15回	15回

監査委員会における主な検討事項として、監査委員会規程に定めている6項目(財務報告、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、会計監査人、及び子会社の経営)について監視・監督を行っております。当事業年度において、各項目で議論された重要な事項は以下のとおりであります。

- (i) [財務報告] 財務報告に係る内部統制強化に向けた施策の履行状況、特別の検討を要する会計監査上の論点についての取り扱い
- (ii) [リスク管理] サイバーセキュリティの態勢高度化、緊急時態勢整備、金融環境変化への対応状況、内部管理体制の強化
- (iii) [コンプライアンス] AML/CFT態勢整備の状況、労務リスク管理状況
- (iv) [内部監査] 実効的なグループ・グローバル監査態勢の構築
- (v) [会計監査人] 会計監査の相当性、KAM/CAMに係るコミュニケーション
- (vi) [子会社の経営] グループ内連携態勢の高度化状況、内部通報制度の有効性・高度化の状況

監査委員会は、予め定めた監査方針・監査計画に基づき、各委員の分担を決めたうえで、重要な会議への出席、取締役及び執行役等からの職務執行状況の聴取、社内各部署からの報告聴取や営業拠点への往査等により、取締役及び執行役の職務執行状況を監査しております。また、内部統制システムに関する事項については、内部統制部署等から報告を受け、必要に応じて調査を求めているほか、主要なグループ会社に関しては、各社の監査等委員である取締役または監査役に就任している監査委員補佐から、各社の内部統制システムの構築・運用の状況等の報告を受けております。

また、監査委員会は、グループCAEの人事異動について同意権を有しており、グループCAEを通じて、内部監査体制の整備・運用状況や内部監査の実施状況の報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行っております。

更に、監査委員会は、会計監査人から監査計画、監査手続及び監査結果について報告を受け、必要に応じて随時意見・情報交換を行うなど連携の強化を図るとともに、会計監査人が独立の立場を保持して適切な監査を行っているかを監査しております。

監査委員会における審議結果の概要は、監査委員会より毎回取締役会へ報告し、必要に応じて執行役等に対して提言や意見表明を行っております。

② 内部監査の状況

当社は、監査委員会のもとで、各事業部門、リスク管理・コンプライアンス担当部署等から独立した内部監査担当部署として監査部を設置しているほか、グループ各社においても、業務ライン等から独立した監査部を原則設置しております。グループ全体の監査活動については、グループC A Eが統括する体制としております。

監査部は、グループの業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、監査委員会・取締役会で決定した「グループ内部監査規程」及び「内部監査基本方針・基本計画」に基づき、当社各部及びグループ会社に対する内部監査を実施するとともに、グループ各社の内部監査実施状況を継続的にモニタリングすること等を通じ、内部管理体制の適切性・有効性の検証を行っております。主な監査結果については、監査委員会、グループ経営会議に定例的に報告を行っており、同委員会を通じて、取締役会にも報告を行っております。また、監査部は、会計監査人と緊密に情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

監査部は、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(注)の基準に則った監査手法を導入し、リスクベース監査を行うとともに、これをグループ各社にも展開しております。

2021年3月末現在の監査部の人員は、331名(株式会社三井住友銀行との兼務者277名及びその他グループ各社との兼務者63名を含む)となっております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))

内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体。内部監査に関する理論・実務の研究及び内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定が主要な活動。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称・継続監査期間

当社は、発足時の2002年に、有限責任 あずさ監査法人の前身である朝日監査法人との間で監査契約を締結して以来、有限責任 あずさ監査法人による会計監査を受けております。同監査法人の間では、財務やリスク管理、コンプライアンス等の担当部署が定期的に情報交換を実施するなど、会計監査の実効性向上に努めております。

尚、当社の子会社である株式会社三井住友銀行においては、その前身の株式会社住友銀行と、有限責任 あずさ監査法人の前身である監査法人朝日会計社との間で、1976年から監査契約を締結し、会計監査を受けております。

ロ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 大塚 敏弘、羽太 典明、仁木 一秀

なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 103名、その他 196名

ニ. 監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、グローバルに当社をサポートする規模・体制等を有することを理由に、監査公認会計士として、日本における最大手の監査法人事務所の一角を占め、また世界的監査法人ネットワークに所属する、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。また、監査委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には監査公認会計士の解任を検討するほか、会社法第337条第3項に定められる欠格事項に該当する場合、監査公認会計士が期初に表明した独立性に関する職業倫理規程等を遵守していない場合、職務遂行体制が適正に構築されていない場合、外部からの評価に問題がある場合、その他監査公認会計士が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第404条第2項に基づき監査公認会計士の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

ホ. 監査委員会による監査法人の評価

当社では、監査委員会において、監査公認会計士を適切に評価するための基準を策定しております。そのうえで、監査公認会計士の解任または不再任を定時株主総会の議案の内容とするものの要否について検討する際に、監査公認会計士の独立性、専門性、体制整備状況、職務遂行状況、および外部評価等の項目を確認のうえ、監査公認会計士の評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	1,810	0	1,910	2
連結子会社	2,105	35	2,209	32
計	3,915	35	4,120	35

当社における非監査業務の内容は、内部監査体制の事例調査等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、カストディ業務に係る保証業務等であります。

なお、連結子会社における監査証明業務に基づく報酬は、ファンド監査の報酬を含んでおります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（イ.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	1	—	11
連結子会社	1,573	188	1,739	159
計	1,573	189	1,739	171

当社における非監査業務の内容は、海外証券市場調査等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、内部管理体制の検証業務等であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当ありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、前事業年度までの監査内容及び監査法人から提示された当事業年度の監査計画の内容等を総合的に勘案し、監査委員会の同意を得て決定しております。

ホ. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、監査公認会計士の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、監査公認会計士としての報酬等につき、会社法第399条第1項及び第4項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役、執行役員及び執行役員(以下、「役員等」)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(以下、「本方針」)を定めております。なお、本方針の改廃は、当社報酬委員会決議により決定いたします。

本方針は、当社グループの経営理念及び中長期的に目指す姿であるビジョンの実現に向けて、役員等の報酬が、適切なインセンティブとして機能することを目的としています。

<基本コンセプト>

当社の役員等の報酬は、以下に掲げる考え方にに基づき決定する。

- 当社グループの経営理念及びビジョンの実現に向けて、適切なインセンティブとして機能することを目的とする。
- 当社グループの経営環境や短期・中長期の業績等を反映するとともに、株主価値の向上やお客さまへの価値提供、持続可能な社会の実現への貢献等を踏まえた報酬体系とする。
- 各々の役員等が担う役割・責任・成果を反映する。
- 第三者による経営者報酬に関する調査等を踏まえ、競争力のある水準とする。
- 過度なリスクテイクを抑制し、金融業としてのブルーデンスを確保する。
- 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。
- 適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。

<報酬体系>

○当社の役員等の報酬は、原則として、「基本報酬」「賞与」「株式報酬」の構成とする。

ただし、社外取締役及び監査委員の報酬は、経営の監督機能としての役割を踏まえ、「基本報酬」のみの構成とする。

○業績に対するアカウンタビリティ・インセンティブ向上の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、経営環境や業績等を踏まえて変動する業績連動部分の比率の目安を40%程度とする。

業績連動部分は、当社グループの業績及び各々の役員等の成果に応じ、報酬基準額の0%から150%の範囲で支給を行う。

○株主との利益共有強化の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、株式で支給する報酬の比率の目安を25%程度とし、役員等の株式保有を進める。

○なお、業績連動部分の比率、株式による報酬の比率は、上記を目安としつつ、各々の役員等の役割等に応じた適切な割合を設定する。

○「基本報酬」は、原則として役位に応じた現金固定報酬とし、各々の役員等が担う役割・責任等を踏まえて決定し、定期的に支給する。

○「賞与」は前年度の当社グループの業績と、個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて年度ごとに決定する。決定した金額のうち、原則として70%程度を現金にて支給し、30%程度を「株式報酬Ⅱ」として支給する。業績指標及び評価ウェイトの内容は以下のとおり。

業績指標		評価ウェイト
SMB C業務純益(※1)	前期比/計画比	50%
SMB C税引前当期純利益(※2)	前期比/計画比	25%
SMFG当期純利益(※3)	前期比/計画比	25%

※1 株式会社三井住友銀行の業務純益に当社グループ各社との協働収益等を加算。

※2 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。

※3 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

○「株式報酬」は、中期業績等に連動して決定する「株式報酬Ⅰ」、単年度業績等に基づき決定する「株式報酬Ⅱ」、役位等に応じて支給する「株式報酬Ⅲ」の3類型による構成とする。

- ・「株式報酬」は、原則として譲渡制限付株式による支給とし、各類型で適切な譲渡制限期間を設定する。
- ・「株式報酬Ⅰ」は、当社グループの中期経営計画対象期間の計画達成状況や当社株式のパフォーマンス、お客さま満足度の調査結果等をもとに、中期経営計画の対象期間終了後に報酬額を決定し、支給する。業績指標は、財務項目(中期経営計画目標)80%、株式項目20%の評価ウェイトにより算出する。業績指標及び評価ウェイトの内容は以下のとおり。

業績指標 (※1、2)		評価ウェイト
財務項目	ROCE T 1 (※3)	20%
	ベース経費 (※4)	20%
	SMFG 業務粗利益 (※5)	20%
	SMFG 当期純利益	20%
株式項目	T S R (株主総利回り)	20%

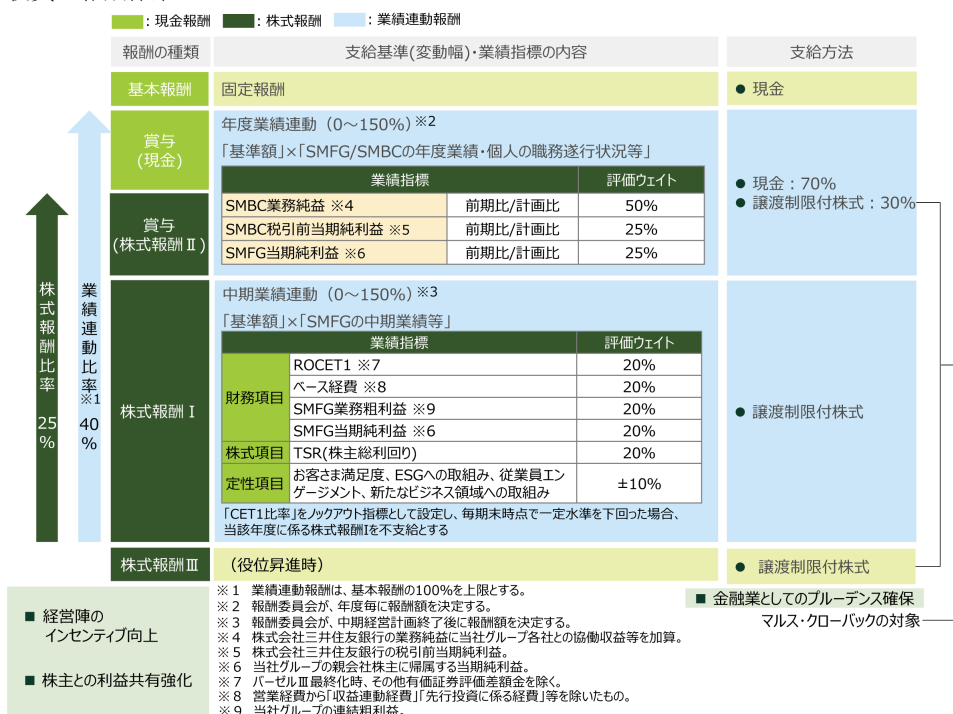
- ※1 上記指標に加え、報酬委員会は定性項目として「お客さま満足度」、「ESGへの取組み」、「従業員エンゲージメント」及び「新たなビジネス領域への取組み」の4項目を総合的に判断し、上下±10%の範囲内で評価に反映する。
- ※2 「CE T 1 比率(バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く)」をロックアウト指標として設定し、年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る株式報酬Ⅰを不支給とする。
- ※3 バルゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。
- ※4 営業経費から「収益連動経費」「先行投資に係る経費」等を除いたもの。
- ※5 当社グループの連結粗利益。

- ・「株式報酬Ⅱ」は、前年度の当社グループの業績と個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定のうえ支給し、実質的に繰延報酬として機能させる。
- ・「株式報酬Ⅲ」は、役位等に応じて決定し、支給する。

○財務諸表の重大な修正やグループのレピュテーションへの重大な損害等の事象が発生した場合には、「株式報酬」について、減額や没収、返還請求が可能な仕組みを導入する。

○<報酬体系>に記載の以上の事項にかかわらず、海外現地採用の役員等及び日本国外に在住・在勤する役員等については、<基本コンセプト>に加え、各国の報酬規制・税制、報酬慣行、マーケット水準等を勘案し、過度なリスクテイクを招かないよう個人別に報酬を設計する。

< 当社役員報酬体系 >



< 報酬の決定プロセス >

○ 当社は、指名委員会等設置会社として、「報酬委員会」を設置し、役員等の報酬等に関し、以下の事項を決定する。

- ・ 本方針、上記<報酬体系>を含む役員報酬制度及び本方針に関する規程
- ・ 当社取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容

○ 報酬委員会は、上記に加え、以下の事項を審議する。

- ・ 当社の執行役員等の個人別の報酬等の内容
- ・ 当社の主な子会社の役員報酬制度 等

(参考) 報酬委員会の活動状況

- ・ 報酬委員会開催回数 6回(2020年4月1日~2021年3月31日)
- ・ 開催時期と主な議論の内容は以下に記載のとおりであります。

開催時期	主な議論の内容
2020年4月	・ 2019年度役員賞与の支給方針と業績評価係数の決定 ・ 社外取締役の報酬水準 ・ 現中期経営計画期間に係る株式報酬Iの評価項目 等
2020年6月	・ 取締役/執行役等の個人別の報酬等の内容 ・ 前中期経営計画期間に係る株式報酬Iの達成度 ・ 現中期経営計画期間に係る株式報酬Iの目標設定 等
2020年6月	・ 取締役/執行役等の個人別の報酬等の内容 ・ 海外報酬規制・税制等の調査結果 等
2020年10月	・ 業務非執行役員の報酬水準 ・ 会社法改正(役員報酬関連)への対応方針 等
2021年2月	・ 経営者報酬の他社動向等を踏まえた役員報酬レビュー ・ 当社の「役員等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」の改定 ・ グループ会社の「役員等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」の策定
2021年3月	・ 取締役/執行役等の個人別の報酬等の内容 ・ グループ会社の役員報酬制度改定

② 業績連動報酬等の算定に用いた業績指標に関する選定理由及び実績

<年度業績連動報酬>

○選定理由

当社は年度業績連動報酬として、「賞与」・「株式報酬Ⅱ」を支給しております。

業績指標には、経営の最終結果である「SMFG当期純利益」、主要な事業子会社の収益力を示す「SMB C業務純益」と「SMB C税引前当期純利益」の3指標を採用し、業績と役員等の報酬との連動性を高め、業績に対する適切なインセンティブとしての機能を担保しております。

○実績

当該事業年度を評価対象期間とする「賞与」・「株式報酬Ⅱ」について、各業績指標の実績及び業績評価係数は以下のとおりです。

賞与・株式報酬Ⅱ					
業績指標		評価ウェイト	→	実績(※4)	業績評価係数
SMB C業務純益(※1)	前期比/計画比	50%		55%	
SMB C税引前当期純利益(※2)	前期比/計画比	25%		37%	
SMFG当期純利益(※3)	前期比/計画比	25%		26%	

※1 株式会社三井住友銀行の業務純益に当社グループ各社との協働収益等を加算。

※2 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。

※3 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

※4 各業績指標の達成状況に評価ウェイトを乗じたもの。

報酬委員会は、当該事業年度の業績指標の実績に基づき業績評価係数を決定し、これを役位別の賞与基準額の総和に乗じて賞与ファンドを決定します。賞与ファンドをもとに、個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえ、個人別の業績連動報酬額を決定します。

<中期業績連動報酬>

○選定理由

当社は中期業績連動報酬として、「株式報酬Ⅰ」を支給しております。

当社の中長期の業績と、株主価値の向上、持続的な社会の実現への貢献等に対する役員のアカウンタビリティ・インセンティブを向上させるため、「ROCE T1」、「ベース経費」、「SMFG業務粗利益」及び「SMFG当期純利益」の財務項目4指標に加え、株式項目として「TSR(株主総利回り)」を採用しております。

上記の定量項目に加え、定性項目として「お客さま満足度」、「ESGへの取組み」、「従業員エンゲージメント」及び「新たなビジネス領域への取組み」の4項目への取組みを報酬委員会で総合的に判断し、評価に反映します。

報酬委員会は、中期経営計画対象期間終了後に、中期経営計画の実績に基づき上記業績指標の評価を決定のうえ、報酬額を算出します。

○実績

中期業績連動報酬にかかる業績指標の実績は、現中期経営計画最終年度終了後に決定されるため、各業績指標の内容、評価ウェイトのみを記載しております。

株式報酬 I						
業績指標 (※1)		評価ウェイト	→	業績	評価	
財務項目	ROCE T 1 (※2)	20%		→	評価は現中期経営計画最終年度終了後に決定	
	ベース経費 (※3)	20%				
	SMFG業務粗利益 (※4)	20%				
	SMFG当期純利益	20%				
株式項目	T S R (株主総利回り)	20%				
定性項目	お客さま満足度、E S G への取り組み、従業員エンゲージメント、新たなビジネス領域への取り組み	±10%				

※1 「C E T 1 比率(バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く)」をノックアウト指標として設定し、年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る株式報酬 I を不支給とする。

※2 バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。

※3 営業経費から「収益連動経費」「先行投資に係る経費」等を除いたもの。

※4 当社グループの連結粗利益。

③ 役員区分ごとの連結報酬等の総額(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区 分	支給人数	報酬等の 総額 (百万円)	金銭報酬		非金銭報酬	
			業績非連動	業績連動		業績非連動
			基本報酬	賞与	株式報酬I/II	株式報酬III
取締役	13	404	336	32	35	—
執行役	13	741	426	157	157	—
計	26	1,146	763	189	193	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 執行役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。
 3 執行役を兼務する取締役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
 4 株式報酬I及び株式報酬IIは、譲渡制限付株式により支給される報酬の範囲のうち、当年度に係る金額を記載しております。

④ 役員ごとの連結報酬等の総額(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

氏 名 (役員区分)	会 社 区 分	連結報酬等の 総額 (百万円)	金銭報酬		非金銭報酬	
			業績非連動	業績連動		業績非連動
			基本報酬	賞与	株式報酬I/II	株式報酬III
國部 毅 (取締役)	当社	170	102	32	35	—
高島 誠 (取締役)	当社	199	16	—	—	—
	株式会社 三井住友銀行		103	38	42	—
太田 純 (執行役)	当社	191	110	38	43	—
道廣剛太郎 (執行役)	当社	101	29	10	10	—
	株式会社 三井住友銀行		30	10	10	—
夜久 敏和 (執行役)	当社	101	29	11	10	—
	株式会社 三井住友銀行		29	11	10	—
清水 喜彦 (取締役)	当社	129	12	—	—	—
	S M B C 日 興 証 券 株式会社		42	64	11	—

- (注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者を記載しております。
 上記金額については各社の費用負担額を記載しております。

⑤ 執行役等の個人別の報酬の内容が当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社は、報酬委員会において「役員報酬の決定方針」及び本方針に定める報酬体系を含む役員報酬制度を決定し、本方針に基づく手続きを経て執行役等の個人別の報酬等の内容を決定しております。また、報酬委員会は、第三者による経営者報酬に関する調査結果や、役員報酬制度が当社グループの経営環境や短期・中長期の業績を踏まえた適切なインセンティブとして機能しているか等、多角的な審議、検討を行っており、執行役等の個人別の報酬等の内容は本方針に沿うものであると判断しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は子会社の経営管理を行うことを主たる業務としており、②ロ、ハ及び③については、当社が保有する株式、及び当社の連結子会社のうち投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社である株式会社三井住友銀行の保有する株式について記載しております。なお、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社においては下記のように区分しております。

- 純投資目的 … 投資した株式からの利潤獲得を主目的とするもの
- 純投資目的以外 … 投資した株式からの利潤獲得を主目的としないものであり、いわゆる政策保有目的のほか、資本業務提携等で保有する株式が該当します。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

○保有方針

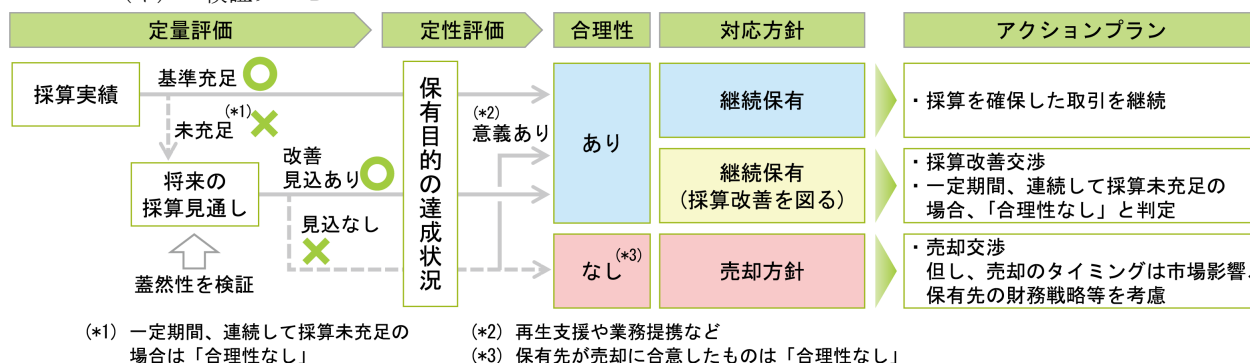
当社の上場株式における「政策保有に関する方針」は次の通りです。

- (イ) 当社は、グローバルに活動する金融機関に求められる行動基準や国際的な規制への積極的な対応の一環として、当社グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式を保有いたしません。
- (ロ) 保有の合理性が認められる場合とは、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援などの保有のねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断される場合を言います。
- (ハ) 政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有いたしますが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

○保有の合理性を検証する方法

当社の政策保有株式に係る保有の合理性を検証するプロセス、検証に用いる採算指標は次の通りです。

(イ) 検証プロセス



(ロ) 採算指標

採算性は、RARORAを用いて検証しており、採算基準は当社の資本コストを上回る水準に設定しております。

RARORA(Risk Adjusted Return on Risk-weighted Asset)

RARORA = コスト控除後利益(※1) ÷ (与信リスクアセット+株式簿価リスクアセット(※2))

※1 銀行取引等収益から株式保有や与信に伴う信用コスト、ファンディングコスト、経費を控除
株式配当を含み、売却損益・評価損益は含めず

※2 規制強化に伴う株式のリスクアセット増加影響を勘案

また、リスク資本対比の収益性(RAROC)も計測しますが、株価の変動によってリスク資本が増減するなど、運用指標としての安定性に課題があるため、当面は参考値として使用いたします。

○検証の内容

政策保有株式の保有の合理性については、当事業年度において、前事業年度末時点で保有していた国内上場株式の全てを、前事業年度に係る上記の採算指標等に基づき取締役会で検証した結果、簿価残高の1割弱が採算基準未充足となり、簿価残高の5%程度は保有の合理性がないと判断いたしました。保有の合理性がないと判断した株式は、政策保有に関する方針に従い、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

○当社が保有する株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	—	—
非上場株式	2	2,200

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	2	1,555	(注)

(注) 当事業年度に保有株数が増加した2銘柄1,555百万円は、資本・業務提携等により、当社グループ事業の発展・安定化・円滑化を目指すことを目的に、株式を取得したものです。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当ございません。

○株式会社三井住友銀行が保有する株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	1,057	3,612,003
非上場株式	919	119,089

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	1	6,366	(注1)
非上場株式	9	5,573	(注2)

(注1) 当事業年度に保有株数が増加した1銘柄6,366百万円は、SMB Cグループの各社が保有していた株式を株式会社三井住友銀行へ集約したものです。

(注2) 当事業年度に保有株数が増加した9銘柄5,573百万円は、当該株式の発行体である顧客との取引関係の形成・維持・強化を図ることや、資本・業務提携等により、当社グループ事業の発展・安定化・円滑化を目指すことを目的に株式を取得したものです。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	80	87,087
非上場株式	24	5,031

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

○当社が保有する株式

当社は特定投資株式及びみなし保有株式を保有しておりません。

○株式会社三井住友銀行が保有する株式

貸借対照表計上額(みなし保有株式にあっては、当該株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。)の大きい順の60銘柄は次の通りであります。銘柄を選定するにあたり、特定投資株式とみなし保有株式の合算は行っておりません。

「一」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。「#」は、当該銘柄が投資株式に該当しないために記載を省略していることを示しております。「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当しないために記載を省略していることを示しております。

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
トヨタ自動車株式会社	37,611,495	37,611,495	取引関係の維持・強化 ※1	有
	324,060	247,875		
ダイキン工業株式会社	9,000,000	9,000,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	200,880	119,340		
株式会社クボタ	36,006,000	36,006,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	90,717	48,090		
Kotak Mahindra Bank Limited	32,800,000	32,800,000	戦略的関係の維持・強化 ※1	無
	86,822	66,288		
日本電産株式会社	6,010,892	3,005,446	取引関係の維持・強化 ※1 株式分割により株式数増加	有
	80,756	35,225		
日本ペイントホールディングス株式会社	9,999,661	9,999,661	取引関係の維持・強化 ※1	有
	79,747	52,048		
Ares Management Corporation	12,130,540	12,130,540	戦略的関係の維持・強化 ※1	無
	75,246	39,980		
富士フイルムホールディングス株式会社	10,478,226	10,478,226	取引関係の維持・強化 ※1	有
	68,852	52,049		
第一三共株式会社	20,545,104	6,848,368	取引関係の維持・強化 ※1 株式分割により株式数増加	有
	66,257	44,946		
S Gホールディングス株式会社	25,200,000	12,600,000	取引関係の維持・強化 ※1 株式分割により株式数増加	有
	63,932	28,585		
株式会社村田製作所	6,826,644	6,826,644	取引関係の維持・強化 ※1	有
	60,361	36,254		
三井物産株式会社	25,667,000	25,667,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	59,085	40,654		
東日本旅客鉄道株式会社	6,845,000	7,507,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	53,657	60,929		
大和ハウス工業株式会社	16,117,142	16,117,142	取引関係の維持・強化 ※1	有
	52,235	42,935		
伊藤忠商事株式会社	14,533,600	14,533,600	取引関係の維持・強化 ※1	無 ※2
	52,132	32,362		
住友不動産株式会社	11,990,199	11,990,199	取引関係の維持・強化 ※1	有
	46,833	34,140		
株式会社ダイフク	4,080,454	4,080,454	取引関係の維持・強化 ※1	有
	44,232	24,453		
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	9,825,476	9,825,476	取引関係の維持・強化 ※1	無 ※2
	43,851	34,875		
東海旅客鉄道株式会社	2,502,800	2,741,100	取引関係の維持・強化 ※1	有
	41,421	47,037		

株式会社小糸製作所	5,442,674	5,442,674	取引関係の維持・強化 ※1	有
	40,384	19,183		
株式会社ブリヂストン	9,000,000	9,000,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	40,275	29,630		
株式会社関西みらいフィナンシャルグループ	60,162,917	#	取引関係の維持・強化 ※1 2020年12月より、関連会社株式としての保有から特定投資株式としての保有へ変更	無
	39,708	#		
西日本旅客鉄道株式会社	6,400,000	6,400,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	39,264	45,235		
アサヒグループホールディングス株式会社	8,028,000	8,028,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	37,450	28,786		
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	2,501,600	2,501,600	戦略的関係の維持・強化 ※1	無
	36,723	17,717		
三井不動産株式会社	12,982,708	12,982,708	取引関係の維持・強化 ※1	有
	32,632	25,814		
旭化成株式会社	25,404,956	25,404,956	取引関係の維持・強化 ※1	有
	32,378	19,352		
株式会社小松製作所	8,871,611	17,835,711	取引関係の維持・強化 ※1	無
	30,332	33,256		
ミネベアミツミ株式会社	10,223,597	10,223,597	取引関係の維持・強化 ※1	有
	28,922	16,630		
株式会社マキタ	5,800,458	5,800,458	取引関係の維持・強化 ※1	有
	27,523	18,833		
塩野義製薬株式会社	4,595,288	4,595,288	取引関係の維持・強化 ※1	有
	27,351	23,685		
スタンレー電気株式会社	8,044,711	8,111,411	取引関係の維持・強化 ※1	有
	26,507	17,870		
株式会社シマノ	1,000,000	1,000,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	26,375	14,897		
王子ホールディングス株式会社	31,668,430	31,668,430	取引関係の維持・強化 ※1	有
	22,674	15,929		
東邦瓦斯株式会社	3,304,233	3,304,233	取引関係の維持・強化 ※1	有
	22,567	13,638		
オリンパス株式会社	9,697,392	9,697,392	取引関係の維持・強化 ※1	無
	22,216	16,232		
大正製薬ホールディングス株式会社	3,000,000	3,000,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	21,420	18,738		
豊田通商株式会社	4,249,589	4,249,589	取引関係の維持・強化 ※1	有
	19,739	11,472		
日本製鉄株式会社	10,252,967	*	取引関係の維持・強化 ※1	有
	19,342	*		
オムロン株式会社	2,190,310	2,190,310	取引関係の維持・強化 ※1	有
	18,924	11,724		
住友金属鉱山株式会社	3,825,245	*	取引関係の維持・強化 ※1	有
	18,280	*		
東レ株式会社	24,022,000	25,522,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	17,115	12,831		
積水ハウス株式会社	7,192,906	7,192,906	取引関係の維持・強化 ※1	有
	17,075	13,264		
三和ホールディングス株式会社	11,037,718	*	取引関係の維持・強化 ※1	有
	15,993	*		
中部電力株式会社	11,207,662	11,954,862	取引関係の維持・強化 ※1	有
	15,970	16,911		
ブラザー工業株式会社	6,058,681	6,728,681	取引関係の維持・強化 ※1	有
	14,837	11,249		
豊田合成株式会社	5,049,402	5,049,402	取引関係の維持・強化 ※1	有
	14,683	9,832		
出光興産株式会社	5,142,800	5,142,800	取引関係の維持・強化 ※1	有
	14,677	12,801		

小田急電鉄株式会社	4,708,516	4,708,516	取引関係の維持・強化 ※1	有
	14,243	10,146		
株式会社カネカ	3,091,683	*	取引関係の維持・強化 ※1	有
	14,067	*		
鹿島建設株式会社	8,871,331	*	取引関係の維持・強化 ※1	有
	13,936	*		
東京電力ホールディングス株式会社	*	35,927,588	取引関係の維持・強化 ※1	無
	*	13,322		
阪急阪神ホールディングス株式会社	*	3,581,883	取引関係の維持・強化 ※1	有
	*	12,397		
関西電力株式会社	*	11,127,985	取引関係の維持・強化 ※1	有
	*	12,199		
相鉄ホールディングス株式会社	*	4,094,575	取引関係の維持・強化 ※1	有
	*	10,472		
日清食品ホールディングス株式会社	*	1,620,000	取引関係の維持・強化 ※1	有
	*	13,425		

※1 当社グループの経営方針・経営戦略等、事業の内容およびセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果は上記

②イに記載の通り個別銘柄ごとに検証しておりますが、顧客情報など個別取引の秘密保持の観点から記載することが困難であるため、記載を省略しております。

※2 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同子会社が当社の株式を保有しています。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
オリンパス株式会社	45,616,000	45,616,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	無
	104,506	71,252		
塩野義製薬株式会社	9,485,000	9,485,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	有
	56,454	50,431		
第一三共株式会社	13,908,000	4,636,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※ 株式分割により株式数増加	有
	44,853	34,464		
シスメックス株式会社	2,040,000	2,040,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	有
	24,327	16,005		
イオン株式会社	5,844,200	5,844,200	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	有
	19,280	14,020		
富士フィルムホールディングス株式会社	2,468,000	2,468,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	有
	16,217	13,423		
久光製薬株式会社	2,064,000	2,064,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	有
	14,881	10,402		
株式会社バンダイナムコホールディングス	1,845,000	*	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	有
	14,562	*		
総合警備保障株式会社	2,735,600	2,735,600	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	有
	14,307	14,389		
アステラス製薬株式会社	*	6,000,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	無
	*	10,026		
大東建託株式会社	—	1,474,800	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの ※	無
	—	14,843		

※ 株式会社三井住友銀行の退職給付信託として、株式会社三井住友銀行従業員の退職金の給付及び退職年金基金への掛金に充てるため、信託契約に基づき管理・保有されています。個別の保有効果については秘密保持の観点から記載することが困難であるため、記載を省略しております。

③保有目的が純投資目的である株式

○当社が保有する株式

当社は純投資目的である株式を保有しておりません。

○株式会社三井住友銀行が保有する株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
上場株式	—	—	—	—
非上場株式	1	6	1	6

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	—	—	—
非上場株式	—	—	—

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号。以下「改正府令」という）附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。

なお、事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）は、改正府令附則第2条第1項ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

3. 連結財務諸表及び財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。

5. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、具体的には、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構の行う研修に参加するなど、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更についての確に対応するための体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
資産の部		
現金預け金	※8 61,768,573	※8 72,568,875
コールローン及び買入手形	896,739	2,553,463
買現先勘定	8,753,816	5,565,119
債券貸借取引支払保証金	5,005,103	5,827,448
買入金銭債権	4,559,429	4,665,244
特定取引資産	※8 7,361,253	※2, ※8 6,609,195
金銭の信託	353	309
有価証券	※1, ※8, ※16 27,128,751	※1, ※2, ※8, ※16 36,549,043
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 82,517,609	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 85,132,738
外国為替	※7 2,063,284	※7 2,173,189
リース債権及びリース投資資産	219,733	236,392
その他資産	※8 8,298,393	※8 8,590,785
有形固定資産	※10, ※11, ※12 1,450,323	※10, ※11, ※12 1,458,991
賃貸資産	506,755	465,147
建物	341,505	370,531
土地	423,346	457,920
リース資産	28,933	23,589
建設仮勘定	46,138	17,394
その他の有形固定資産	103,645	124,408
無形固定資産	753,579	738,759
ソフトウェア	440,407	475,360
のれん	194,289	147,508
リース資産	986	769
その他の無形固定資産	117,896	115,120
退職給付に係る資産	230,573	565,534
繰延税金資産	26,314	29,840
支払承諾見返	9,308,882	9,978,396
貸倒引当金	△479,197	△659,017
資産の部合計	219,863,518	242,584,308

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
負債の部		
預金	※8 127,042,217	※8 142,026,156
譲渡性預金	10,180,435	12,570,617
コールマネー及び売渡手形	3,740,539	1,368,515
売現先勘定	※8 13,237,913	※8 15,921,103
債券貸借取引受入担保金	※8 2,385,607	※8 2,421,353
コマーシャル・ペーパー	1,409,249	1,686,404
特定取引負債	6,084,528	5,357,649
借入金	※8, ※13 15,210,894	※8, ※13 17,679,690
外国為替	1,461,308	1,113,037
短期社債	379,000	585,000
社債	※14 9,235,639	※14 9,043,031
信託勘定借	※8, ※15 1,811,355	※8, ※15 2,321,223
その他負債	7,011,967	7,741,638
賞与引当金	73,868	89,522
役員賞与引当金	3,362	4,408
退職給付に係る負債	35,777	35,334
役員退職慰労引当金	1,270	1,081
ポイント引当金	26,576	24,655
睡眠預金払戻損失引当金	4,687	9,982
利息返還損失引当金	142,890	140,758
特別法上の引当金	3,145	3,902
繰延税金負債	257,384	532,193
再評価に係る繰延税金負債	※10 30,111	※10 29,603
支払承諾	※8 9,308,882	※8 9,978,396
負債の部合計	209,078,615	230,685,262
純資産の部		
資本金	2,339,964	2,341,274
資本剰余金	692,003	693,205
利益剰余金	6,336,311	6,492,586
自己株式	△13,983	△13,698
株主資本合計	9,354,296	9,513,367
その他有価証券評価差額金	1,371,407	2,094,605
繰延ヘッジ損益	82,257	14,723
土地再評価差額金	※10 36,878	※10 36,251
為替換算調整勘定	△32,839	40,390
退職給付に係る調整累計額	△92,030	127,080
その他の包括利益累計額合計	1,365,673	2,313,051
新株予約権	2,064	1,791
非支配株主持分	62,869	70,836
純資産の部合計	10,784,903	11,899,046
負債及び純資産の部合計	219,863,518	242,584,308

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
経常収益	4,591,873	3,902,307
資金運用収益	2,486,699	1,853,039
貸出金利息	1,693,016	1,367,726
有価証券利息配当金	346,822	283,786
コールローン利息及び買入手形利息	15,890	11,896
買現先利息	31,449	10,056
債券貸借取引受入利息	21,247	4,407
預け金利息	80,924	17,891
リース受入利息	7,307	6,540
延払利息	30,335	24,712
その他の受入利息	259,705	126,021
信託報酬	4,701	4,895
役務取引等収益	1,287,538	1,298,373
特定取引収益	262,826	199,647
その他業務収益	297,290	365,761
賃貸料収入	39,123	32,155
その他の業務収益	258,166	333,606
その他経常収益	252,816	180,589
償却債権取立益	12,414	12,850
その他の経常収益	※1 240,401	※1 167,739
経常費用	3,659,809	3,191,288
資金調達費用	1,179,770	517,822
預金利息	441,477	152,094
譲渡性預金利息	131,849	35,876
コールマネー利息及び売渡手形利息	10,284	1,786
売現先利息	131,320	7,097
債券貸借取引支払利息	1,111	203
コマーシャル・ペーパー利息	31,525	6,029
借入金利息	57,632	37,667
短期社債利息	29	63
社債利息	220,874	204,509
その他の支払利息	153,666	72,492
役務取引等費用	204,188	204,352
その他業務費用	186,511	193,354
賃貸原価	26,514	23,419
その他の業務費用	159,997	169,935
営業経費	※2 1,739,603	※2 1,747,144
その他経常費用	349,734	528,613
貸倒引当金繰入額	70,571	233,875
その他の経常費用	※3 279,163	※3 294,737
経常利益	932,064	711,018

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
特別利益	23,896	9,440
固定資産処分益	1,855	9,035
その他の特別利益	※4 22,040	※4 404
特別損失	67,314	48,222
固定資産処分損	1,910	4,939
減損損失	※5 65,106	※5 42,525
金融商品取引責任準備金繰入額	297	757
税金等調整前当期純利益	888,646	672,237
法人税、住民税及び事業税	213,526	225,523
法人税等調整額	△45,842	△69,177
法人税等合計	167,684	156,346
当期純利益	720,962	515,890
非支配株主に帰属する当期純利益	17,078	3,077
親会社株主に帰属する当期純利益	703,883	512,812

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	720,962	515,890
その他の包括利益	※1 △347,990	※1 949,124
その他有価証券評価差額金	△314,792	718,428
繰延ヘッジ損益	166,177	△82,494
土地再評価差額金	△39	—
為替換算調整勘定	△74,052	80,177
退職給付に係る調整額	△84,420	217,424
持分法適用会社に対する持分相当額	△40,864	15,587
包括利益	372,971	1,465,014
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	355,302	1,460,228
非支配株主に係る包括利益	17,669	4,785

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,339,443	739,047	5,992,247	△16,302	9,054,436
当期変動額					
新株の発行	521	521			1,043
剰余金の配当			△255,834		△255,834
親会社株主に帰属する当期純利益			703,883		703,883
自己株式の取得				△100,088	△100,088
自己株式の処分		△250		733	483
自己株式の消却		△101,673		101,673	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△47,565			△47,565
連結子会社の減少に伴う減少			△945		△945
持分法適用の関連会社の減少に伴う減少			△679		△679
土地再評価差額金の取崩			△435		△435
利益剰余金から資本剰余金への振替		101,923	△101,923		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	521	△47,044	344,064	2,318	299,860
当期末残高	2,339,964	692,003	6,336,311	△13,983	9,354,296

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,688,852	△54,650	36,547	50,379	△7,244	1,713,884	4,750	678,540	11,451,611
当期変動額									
新株の発行									1,043
剰余金の配当									△255,834
親会社株主に帰属する当期純利益									703,883
自己株式の取得									△100,088
自己株式の処分									483
自己株式の消却									—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△47,565
連結子会社の減少に伴う減少									△945
持分法適用の関連会社の減少に伴う減少									△679
土地再評価差額金の取崩									△435
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△317,445	136,907	331	△83,219	△84,785	△348,211	△2,685	△615,671	△966,568
当期変動額合計	△317,445	136,907	331	△83,219	△84,785	△348,211	△2,685	△615,671	△666,708
当期末残高	1,371,407	82,257	36,878	△32,839	△92,030	1,365,673	2,064	62,869	10,784,903

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,339,964	692,003	6,336,311	△13,983	9,354,296
会計方針の変更による累積的影響額			△41,849		△41,849
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,339,964	692,003	6,294,462	△13,983	9,312,447
当期変動額					
新株の発行	1,309	1,308			2,618
剰余金の配当			△267,143		△267,143
親会社株主に帰属する当期純利益			512,812		512,812
自己株式の取得				△61	△61
自己株式の処分		△65		347	281
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△106			△106
持分法適用の関連会社の減少に伴う減少			△48,054		△48,054
土地再評価差額金の取崩			574		574
利益剰余金から資本剰余金への振替		65	△65		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,309	1,202	198,123	285	200,920
当期末残高	2,341,274	693,205	6,492,586	△13,698	9,513,367

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,371,407	82,257	36,878	△32,839	△92,030	1,365,673	2,064	62,869	10,784,903
会計方針の変更による累積的影響額									△41,849
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,371,407	82,257	36,878	△32,839	△92,030	1,365,673	2,064	62,869	10,743,054
当期変動額									
新株の発行									2,618
剰余金の配当									△267,143
親会社株主に帰属する当期純利益									512,812
自己株式の取得									△61
自己株式の処分									281
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△106
持分法適用の関連会社の減少に伴う減少									△48,054
土地再評価差額金の取崩									574
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	723,198	△67,533	△627	73,229	219,110	947,377	△272	7,967	955,071
当期変動額合計	723,198	△67,533	△627	73,229	219,110	947,377	△272	7,967	1,155,992
当期末残高	2,094,605	14,723	36,251	40,390	127,080	2,313,051	1,791	70,836	11,899,046

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	888,646	672,237
減価償却費	209,198	207,815
減損損失	65,106	42,525
のれん償却額	17,533	19,365
段階取得に係る差損益 (△は益)	△22,040	△404
持分法による投資損益 (△は益)	△56,051	△24,972
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	13,411	177,227
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,103	15,158
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	201	1,061
退職給付に係る資産負債の増減額	101,532	△335,174
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△84	△235
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	2,627	△1,920
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	△3,249	5,294
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△4,703	△2,132
資金運用収益	△2,486,699	△1,853,039
資金調達費用	1,179,770	517,822
有価証券関係損益 (△)	△143,877	△174,302
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△0	△0
為替差損益 (△は益)	118,815	△398,722
固定資産処分損益 (△は益)	54	△4,096
特定取引資産の純増 (△) 減	△1,859,195	578,416
特定取引負債の純増減 (△)	1,930,360	△223,323
貸出金の純増 (△) 減	△4,839,243	△2,316,636
預金の純増減 (△)	5,064,595	14,626,281
譲渡性預金の純増減 (△)	△982,400	2,388,038
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	4,844,384	2,454,998
有利息預け金の純増 (△) 減	△1,455,747	△10,577
コールローン等の純増 (△) 減	△812,970	1,377,379
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△907,630	△822,344
コールマネー等の純増減 (△)	4,256,015	364,533
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	△882,878	307,253
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	572,787	35,745
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△346,503	△110,014
外国為替 (負債) の純増減 (△)	296,890	△353,210
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	17,309	△3,878
短期社債 (負債) の純増減 (△)	294,500	206,000
普通社債発行及び償還による増減 (△)	152,729	△97,531
信託勘定借の純増減 (△)	458,581	509,868
資金運用による収入	2,501,815	1,909,880
資金調達による支出	△1,201,792	△559,951
その他	386,091	△189,032
小計	7,370,996	18,935,404
法人税等の支払額	△283,536	△139,452
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,087,460	18,795,951

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△35,544,708	△41,807,504
有価証券の売却による収入	23,204,983	17,221,557
有価証券の償還による収入	9,550,000	17,208,608
金銭の信託の増加による支出	△284	△0
金銭の信託の減少による収入	321	44
有形固定資産の取得による支出	△103,052	△145,946
有形固定資産の売却による収入	19,206	26,434
無形固定資産の取得による支出	△147,784	△178,765
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△17,365	△4,305
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	27,021	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,011,660	△7,679,878
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△8,000	—
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	139,405	194,103
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△113,000	△488,640
配当金の支払額	△255,771	△267,119
非支配株主からの払込みによる収入	—	100
非支配株主への払戻による支出	△436,500	—
非支配株主への配当金の支払額	△16,922	△1,244
自己株式の取得による支出	△100,088	△61
自己株式の処分による収入	483	281
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△234,159	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,024,554	△562,580
現金及び現金同等物に係る換算差額	△74,480	159,912
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,976,764	10,713,405
現金及び現金同等物の期首残高	53,120,963	56,097,807
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	79	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 56,097,807	※1 66,811,212

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 177社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

エー・アイ・キャピタル株式会社他12社は株式の取得等により、当連結会計年度より連結子会社としております。

また、SMB Cファイナンスサービス株式会社は、当社の連結子会社である株式会社セディナと合併したため、その他9社は清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

なお、株式会社セディナはSMB Cファイナンスサービス株式会社に会社名を変更しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

SBCS Co., Ltd.

非連結子会社7社は投資事業組合であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 5社

主要な会社名

SBCS Co., Ltd.

(2) 持分法適用の関連会社 93社

主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

当連結会計年度より、24社を新規設立等により持分法適用の関連会社としております。

また、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ他26社は、株式会社三井住友銀行が退職給付信託に拠出していた株式を売却したこと等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

持分法非適用の非連結子会社7社は投資事業組合であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第10条第1項第2号により、持分法非適用としております。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

Park Square Capital / SMBC Loan Programme S.à r.l.

持分法非適用の関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

10月末日 2社

11月末日 1社

12月末日 90社

3月末日 84社

(2) 10月末日を決算日とする連結子会社は1月末日現在、11月末日及び一部の12月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(賃貸資産及びリース資産を除く)

当社及び連結子会社である株式会社三井住友銀行の有形固定資産は、定額法(ただし、建物以外については定率法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	2年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間(5年～10年)に基づいて償却しております。

③ 賃貸資産

主にリース期間又は資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

連結子会社である株式会社三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は163,185百万円(前連結会計年度末は142,834百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ)への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「SMB Cポイントバック」やクレジットカードのポイント制度等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び連結子会社である株式会社三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

- (15) リース取引に関する収益及び費用の計上基準
- ① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。
 - ② オペレーティング・リース取引の収益の計上基準
主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
- (16) 重要なヘッジ会計の方法
- ① 金利リスク・ヘッジ
連結子会社である株式会社三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。
小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という）に規定する繰延ヘッジを適用しております。
相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。
 - ② 為替変動リスク・ヘッジ
連結子会社である株式会社三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という）に基づく繰延ヘッジを適用しております。
これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。
また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
 - ③ 株価変動リスク・ヘッジ
連結子会社である株式会社三井住友銀行は、その他有価証券から生じる株価変動リスクを相殺する個別ヘッジについては主に時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。
 - ④ 連結会社間取引等
デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
なお、株式会社三井住友銀行以外の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。
- (17) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、20年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。ただし、金額に重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。
- (18) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金、無利息預け金及び日本銀行への預け金であります。
- (19) 消費税等の会計処理
当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (20) 連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
貸倒引当金	659,017百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、貸出金を含むすべての債権について、自己査定基準に基づいて資産査定を実施し、債務者の信用リスクの状況に応じた債務者区分を判定した上で、次のとおり計上しております。

- ・債務者区分ごとに貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失額を見込んで計上
- ・債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる要管理先以下の債務者区分に係る債権等のうち、大口債務者に対してはキャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し計上
- ・過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上

これらの方法による貸倒引当金の計上については、次のような見積りの不確実性が存在するため、経営者による高度な判断が求められます。

- ・債務者区分判定における将来予測情報を含む定性的要因の勘案
- ・DCF法における個別の将来キャッシュ・フローの合理的な見積り
- ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく予想損失の見積り手法と対象となるポートフォリオの決定

これらは経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響に係る貸倒引当金の見積りについては「(追加情報)」をご参照ください。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
有形固定資産	1,458,991百万円
無形固定資産	738,759百万円
減損損失	42,525百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある固定資産については、減損損失の認識要否の判定を行い、認識が必要となった場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、固定資産の時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と、固定資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値である使用価値のいずれかを使用しております。

減損損失の認識要否の判定及び使用価値の算出に使用する将来のキャッシュ・フロー、成長率については、経営者の見積りや判断、市場成長率等に基づき決定しており、使用価値の算出に使用する割引率については、市場金利やその他の市場環境に基づき決定しておりますが、これらは金融経済環境等の変化等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 金融商品の時価評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

「(金融商品関係)」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「(金融商品関係)」に記載しております。

4. 利息返還損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
利息返還損失引当金	140,758百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

利息返還損失引当金は、利息制限法の定める上限を超える利率で貸し出していた顧客からの利息返還請求に備えて、将来の返還請求額の見込みをもとに計上しております。

将来の返還請求額の見込みは、顧客からの返還請求件数、返還金額等の過去の実績を用い、一定の仮定のもと算出しております。今後の顧客からの返還請求の動向が、翌連結会計年度の利息返還損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 退職給付費用及び退職給付債務

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
退職給付に係る資産	565,534百万円
退職給付に係る負債	35,334百万円
営業経費等に含まれる退職給付費用	18,237百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

従業員の確定給付制度に係る退職給付費用及び退職給付債務は、割引率、退職率、将来の昇給率などの様々な仮定に基づき計上しております。

割引率は日本国債の利回り、退職率や将来の昇給率などの指標については過去の実績や直近の見通しに基づき決定しております。これらの決定にあたっては、経営者の高度な判断が求められ、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の退職給付費用、退職給付債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
繰延税金資産	29,840百万円
繰延税金負債	532,193百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しており、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示しております。

なお、そのうち繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングや課税所得を合理的に見積もって判断しておりますが、一時差異等のスケジューリングが変更になった場合や課税所得が見積りを下回ることとなった場合、または法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1 時価の算定に関する会計基準等(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

当社は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)を当連結会計年度の期首から適用しております。

これに伴い、その他有価証券のうち市場価格のある株式(外国株式を含む。以下同じ)の評価について、期末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。また、デリバティブ取引の評価について、自らの信用リスクや相手先の信用リスク等を時価に反映する手法を導入しております。

市場価格のある株式の評価については、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首から将来にわたって新たな会計方針を適用しております。また、デリバティブ取引の評価については、時価算定会計基準第20項に定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の「利益剰余金」に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の「特定取引資産」が66,010百万円減少、「その他資産」が29,768百万円減少、「繰延税金資産」が2,306百万円増加、「特定取引負債」が21,557百万円減少、「その他負債」が14,495百万円減少、「繰延税金負債」が15,570百万円減少、「利益剰余金」が41,849百万円減少、「1株当たり純資産額」が30円56銭減少しております。

2 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準の変更(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更)

当社は、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準について、リース業務を行う三井住友ファイナンス&リース株式会社(以下、「SMFL」)が「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 2011年3月25日)に基づいて採用していた、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を総額で計上する方法を適用していましたが、当連結会計年度の期首より、割賦売上高より割賦原価を控除した純額を「延払利息」として計上する方法に変更しております。

この変更は、SMFLが持分法適用の関連会社となったこと等により、金融型割賦販売取引の資金取引としての側面を適切に連結財務諸表に反映させるために行うものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用しており、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用前と比較して、前連結会計年度の「経常収益」、「経常費用」及び「その他業務費用」はそれぞれ722,440百万円減少、「資金運用収益」は30,335百万円増加、「その他業務収益」は752,775百万円減少しておりますが、「経常利益」、「税金等調整前当期純利益」、「当期純利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」に与える影響はありません。また、前連結会計年度の期首の純資産に対する累積的影響額ははありません。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等(2018年3月30日、改正2020年3月31日)

(1) 概要

当該会計基準等は、国際的な動向を踏まえて定められた収益認識に関する包括的な会計基準等であり、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則としております。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に係る貸倒引当金の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の拡大状況は引き続き不透明であることも踏まえ、当該影響に係る貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結財務諸表に反映しております。

債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。

また、個社の債務者区分に反映しきれない予想損失については、各国政府の資金支援が倒産動向等に与える影響等も勘案の上、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいポートフォリオを特定し、経済活動の自粛等による経済環境や市況の動向が及ぼす影響等を見積り、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。

2. 連結納税制度からグループ通算制度への移行

2020年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)により、2022年4月1日以後開始する連結会計年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行することとされましたが、連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度においては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)に基づき、改正前の税法の規定を前提とした会計処理を行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
株式	943,980百万円	960,834百万円
出資金	661百万円	847百万円

なお、関連会社の株式のうち共同支配企業に対する投資の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
	322,598百万円	394,160百万円

※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
「有価証券」中の国債	一百万円	50,045百万円
「特定取引資産」中の商品有価証券	一百万円	2,190百万円

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券、再貸付けに供している有価証券及び当連結会計年度末(前連結会計年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
(再)担保に差し入れている有価証券	11,030,067百万円	8,061,819百万円
再貸付けに供している有価証券	171,224百万円	394,493百万円
当連結会計年度末(前連結会計年度末)に 当該処分をせずに所有している有価証券	2,546,017百万円	4,090,071百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
破綻先債権額	13,978百万円	69,452百万円
延滞債権額	378,173百万円	422,551百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
3カ月以上延滞債権額	14,400百万円	16,784百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
貸出条件緩和債権額	221,288百万円	430,080百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
合計額	627,840百万円	938,868百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
	850,324百万円	1,142,755百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)		当連結会計年度 (2021年3月31日現在)	
担保に供している資産		担保に供している資産	
現金預け金	78,112百万円	現金預け金	15,483百万円
特定取引資産	834,864百万円	特定取引資産	713,410百万円
有価証券	10,502,767百万円	有価証券	14,933,325百万円
貸出金	10,679,243百万円	貸出金	10,152,979百万円
担保資産に対応する債務		担保資産に対応する債務	
預金	21,908百万円	預金	13,972百万円
売現先勘定	6,670,132百万円	売現先勘定	7,516,287百万円
債券貸借取引受入担保金	2,334,251百万円	債券貸借取引受入担保金	1,060,066百万円
借入金	10,587,419百万円	借入金	14,950,162百万円
信託勘定借	432,135百万円	信託勘定借	588,785百万円
支払承諾	103,886百万円	支払承諾	105,700百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)		当連結会計年度 (2021年3月31日現在)	
現金預け金	12,543百万円	現金預け金	21百万円
特定取引資産	1,179,599百万円	特定取引資産	1,245,065百万円
有価証券	3,570,617百万円	有価証券	5,786,331百万円
貸出金	10,350百万円	貸出金	9,664百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、保証金、先物取引差入証拠金及びその他の証拠金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)		当連結会計年度 (2021年3月31日現在)	
金融商品等差入担保金	2,240,739百万円	金融商品等差入担保金	2,111,770百万円
保証金	87,976百万円	保証金	86,727百万円
先物取引差入証拠金	101,838百万円	先物取引差入証拠金	118,372百万円
その他の証拠金等	46,569百万円	その他の証拠金等	98,958百万円

- ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
融資未実行残高	61,881,806百万円	71,255,100百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	44,330,598百万円	49,932,323百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10 連結子会社である株式会社三井住友銀行は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日及び2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

- ※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
減価償却累計額	783,544百万円	834,990百万円

- ※12 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
圧縮記帳額	62,099百万円	55,626百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

- ※13 借入金には、劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
劣後特約付借入金	249,000百万円	249,000百万円

- ※14 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
劣後特約付社債	2,216,743百万円	1,922,165百万円

※15 信託勘定借には、信託勘定が発行する債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金	432,135百万円	588,785百万円

※16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
	1,603,941百万円	1,431,071百万円

(連結損益計算書関係)

※1 その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却益	154,735百万円	株式等売却益	124,730百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料・手当	618,071百万円	給料・手当	646,959百万円
減価償却費	180,765百万円	減価償却費	182,240百万円
研究開発費	77百万円	研究開発費	60百万円

※3 その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸出金償却	105,307百万円	貸出金償却	117,415百万円
株式等償却	45,374百万円	株式関連デリバティブに 係る費用	45,968百万円
		株式等償却	24,073百万円
		債権売却損	20,762百万円

※4 その他の特別利益は、次のものであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
段階取得に係る差益	22,040百万円	段階取得に係る差益	404百万円

※5 以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
首都圏	営業用店舗 21カ店	土地、建物等	2,180
	遊休資産 87物件		6,221
近畿圏	営業用店舗 7カ店	土地、建物等	769
	遊休資産 57物件		1,105
国内 その他	営業用店舗 5カ店	土地、建物等	456
	遊休資産 20物件		609
米州	貨車リース資産	賃貸資産	13,805
—	—	のれん及び その他の無形固定資産	39,958

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
首都圏	営業用店舗 6カ店	土地、建物等	873
	遊休資産 164物件		7,786
近畿圏	営業用店舗 1カ店	土地、建物等	16
	遊休資産 56物件		2,415
その他	営業用店舗 6カ店	土地、建物等	128
	遊休資産 20物件		390
—	—	のれん	30,914

土地、建物等について、連結子会社である株式会社三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

賃貸資産については、貨車の種類ごとにグルーピングを行っております。前連結会計年度は、一部の貨車について投資額の回収が見込まれなくなったため、当該貨車の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを6%で割り引いて算出しております。

のれん及びその他の無形固定資産については、主として連結子会社単位でグルーピングを行っております。前連結会計年度は、株式会社SMB C信託銀行において、足許の市場環境を踏まえた将来キャッシュ・フローの見直しの結果、プレステリア事業に係るのれん及びその他の無形固定資産の帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、前連結会計年度末におけるのれん及びその他の無形固定資産の未償却残高全額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを6%で割り引いて算出しております。当連結会計年度は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が、下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえ、将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、当連結会計年度末におけるのれんの未償却残高のうち309億円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9%で割り引いて算出しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△203,676百万円	1,230,652百万円
組替調整額	△211,281百万円	△217,948百万円
税効果調整前	△414,958百万円	1,012,704百万円
税効果額	100,166百万円	△294,275百万円
その他有価証券評価差額金	△314,792百万円	718,428百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	128,887百万円	△159,221百万円
組替調整額	110,070百万円	40,448百万円
税効果調整前	238,957百万円	△118,772百万円
税効果額	△72,779百万円	36,277百万円
繰延ヘッジ損益	166,177百万円	△82,494百万円
土地再評価差額金：		
当期発生額	一百万円	一百万円
組替調整額	一百万円	一百万円
税効果調整前	一百万円	一百万円
税効果額	△39百万円	一百万円
土地再評価差額金	△39百万円	一百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△74,067百万円	82,669百万円
組替調整額	15百万円	△2,492百万円
税効果調整前	△74,052百万円	80,177百万円
税効果額	一百万円	一百万円
為替換算調整勘定	△74,052百万円	80,177百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△125,218百万円	307,353百万円
組替調整額	5,429百万円	5,758百万円
税効果調整前	△119,789百万円	313,111百万円
税効果額	35,369百万円	△95,686百万円
退職給付に係る調整額	△84,420百万円	217,424百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額：		
当期発生額	△42,843百万円	16,387百万円
組替調整額	1,979百万円	△799百万円
税効果調整前	△40,864百万円	15,587百万円
税効果額	一百万円	一百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	△40,864百万円	15,587百万円
その他の包括利益合計	△347,990百万円	949,124百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,399,401,420	272,536	26,502,400	1,373,171,556	(注) 1, 2
合 計	1,399,401,420	272,536	26,502,400	1,373,171,556	
自己株式					
普通株式	3,800,918	26,525,707	26,681,582	3,645,043	(注) 3, 4
合 計	3,800,918	26,525,707	26,681,582	3,645,043	

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加272,536株は、株式報酬としての新株式発行によるものです。

2 普通株式の発行済株式総数の減少26,502,400株は、自己株式の消却によるものです。

3 普通株式の自己株式の増加26,525,707株は、単元未満株式の買取りによる増加23,307株及び自己株式の取得による増加26,502,400株であります。

4 普通株式の自己株式の減少26,681,582株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少179,182株並びに自己株式の消却による減少26,502,400株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	2,064	
合 計							2,064	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	132,582	95	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	123,252	90	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	136,952	利益剰余金	100	2020年 3月31日	2020年 6月29日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,373,171,556	868,505	—	1,374,040,061	(注) 1
合 計	1,373,171,556	868,505	—	1,374,040,061	
自己株式					
普通株式	3,645,043	57,918	90,659	3,612,302	(注) 2, 3
合 計	3,645,043	57,918	90,659	3,612,302	

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加868,505株は、株式報酬としての新株式発行によるものであります。

2 普通株式の自己株式の増加57,918株は、単元未満株式の買取り及び株式報酬に係る譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

3 普通株式の自己株式の減少90,659株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,791	
合 計							1,791	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	136,952	100	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	130,190	95	2020年9月30日	2020年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	130,190	利益剰余金	95	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	61,768,573百万円	72,568,875百万円
日本銀行への預け金を除く有利息預け金	△5,670,766百万円	△5,757,662百万円
現金及び現金同等物	56,097,807百万円	66,811,212百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 借手側

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、店舗及び事務システム機器等であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 貸手側

① リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
リース料債権部分	258,052	288,189
見積残存価額部分	47,285	46,328
受取利息相当額	△85,604	△98,125
合計	219,733	236,392

② リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
1年以内	26,938	29,790
1年超2年以内	26,318	28,124
2年超3年以内	23,880	19,846
3年超4年以内	16,453	15,304
4年超5年以内	13,612	16,973
5年超	150,848	178,149
合計	258,052	288,189

2 オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
1年内	42,384	39,033
1年超	247,206	223,555
合計	289,591	262,589

(2) 貸手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
1年内	31,498	26,601
1年超	72,655	58,759
合計	104,154	85,361

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

当社グループでは、これらの事業において、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借入金、社債等による資金調達を行っております。また、顧客のヘッジニーズに対応する目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的(以下、「ALM目的」)や、金利・通貨等の相場の短期的な変動を利用して利益を得る目的(以下、「トレーディング目的」)で、デリバティブ取引を行っております。なお、当社の主要な連結子会社である株式会社三井住友銀行では、ALM目的の取引は市場資金部、トレーディング目的の取引は市場営業部(アジア・大洋州地域においてはALM目的・トレーディング目的共にアジア・大洋州トレジャリー部、東アジア地域においてはALM目的・トレーディング目的共に東アジアトレジャリー部)が行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当社グループが保有する主な金融資産は、国内外の法人向けや国内の個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券や国内外の株式等の有価証券であります。国債等の債券につきましては、ALM目的のほか、トレーディング目的、満期保有目的等で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の財務状況の悪化等に起因して当該資産の価値が減少・滅失する信用リスクや金利、為替、株価等の相場が変動することにより損失を被る市場リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる市場流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

② 金融負債

当社グループが負う金融負債には、預金のほか、借入金、社債等が含まれます。預金は、主として国内外の法人と国内の個人預金であり、借入金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、市場リスクのほか、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる資金流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③ デリバティブ取引

当社グループで取り扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利、通貨、株式、債券、商品に係る先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引及びクレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場リスク、取引相手の財務状況の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3) 金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

なお、ALM目的で取り組むデリバティブ取引につきましては、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (16) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としており、グループ各社においては、この基本方針に基づき、業務の特性に応じたリスク管理体制を構築しております。

また、グループ全体のリスクを一元的に把握・管理し、適切なリスク管理を実施するために、グループCROを設置しており、戦略上重要なグループ会社のリスク管理担当役員をメンバーとするグループCRO会議等を通じて、グループ全体のリスク管理に関する情報共有と体制強化を図っております。

① 信用リスクの管理

当社においては、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統合的に管理すること、個別与信や与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的かつ経常的に管理することなどに関する基本原則を定め、グループ全体の信用リスク管理の徹底を図っております。

(イ)信用リスクの管理体制

当社では、グループCROが「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、信用リスク管理の基本方針を毎年策定し管理しております。投融資企画部は、グループクレジットポリシー等の信用リスク関連規程の企画及び管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しております。また、グループ全体の与信ポートフォリオ等について協議する機関として「信用リスク委員会」を設置しております。

当社の主要な連結子会社である株式会社三井住友銀行におきましては、リスク管理部門の投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程、稟議規程の制定及び改廃、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオの管理等、信用リスクの管理・運営を統括するとともに、リスク統括部と協働して、信用リスクの計量化（リスク資本、リスクアセットの算定）を行い、銀行全体の信用リスク量の管理を行っております。

また、投融資企画部の部内室のCPM室では、クレジットデリバティブや貸出債権の売却等を通じて与信ポートフォリオの安定化に努めております。

各所管審査部は営業店と連携し、与信案件の審査、与信ポートフォリオの管理等を行っております。与信の実行権限は、与信先の格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っております。また、融資管理部が、主に破綻懸念先以下に区分された与信先に対する債権の圧縮のための方策の立案、実施に努めているほか、企業調査部が、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じて主要与信先の実態把握や信用悪化懸念先の早期発見に努めております。

更に、機動的かつ適切なリスクコントロール並びに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として、各部門を横断する「信用リスク委員会」を設置しております。

なお、当社では、各部門から独立した監査部門が、定期的に、資産内容の健全性、格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)信用リスクの管理方法

当社では、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、内部格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また、融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持・改善を図るため、次のとおり適切な信用リスクの管理を行っております。

- ・自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするため、健全性を表すリスクアペタイト指標である全体リスク資本について各事業部門のリスクアペタイト、ポートフォリオ計画を踏まえた上で許容できるリスク量の上限を設定し、その内訳として信用リスク資本のモニタリングを行っております。

- ・集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に当社の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の業種に過度の信用リスクが集中しないように管理を行うとともに、大口与信先に対する上限基準値の設定や重点的なローンレビューの実施等を行っております。また、各国の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定し、カントリーリスクの管理を実施しております。

- ・企業実態把握の強化とリスクに見合った収益の確保

企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正な収益を確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト、資本コスト及び経費控除後収益の改善に取り組んでおります。

- ・問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権につきましては、ローンレビュー等により対応方針やアクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化の支援、回収・保全強化策の実施等、早期の対応に努めております。

なお、一部のファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の資産(裏付資産)のリスクを保有する商品は、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに市場リスク・市場流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しております。こうした商品に関しては、裏付資産の特性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等につきましては、市場リスク・流動性リスク管理の体制の中で、網羅的に管理しております。また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しております。

デリバティブ取引の信用リスクにつきましては、時価に基づく信用リスク額を定期的に算出し、適切に管理しております。取引の相手方が取引を頻繁に行う金融機関である場合には、倒産等により取引相手が決済不能となった場合に各種の債権債務を一括清算することが可能となる一括清算ネットィング契約を締結するなど、信用リスクを抑制する運営を行っております。

② 市場リスク・流動性リスクの管理

当社においては、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント、ミドル、バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確保することなどを基本原則として、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理を行っております。

(イ)市場リスク・流動性リスクの管理体制

当社では、グループ経営会議で決定する「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク枠等の重要な事項を決定し管理しております。また、原則年4回開催されるALM会議にて、市場リスク・流動性リスク管理の状況報告及びALM運営方針の審議等を行い、市場取引を行う事業部門から独立した前記のリスク統括部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しております。同部は、リスク状況をモニターするとともに、定期的にグループ経営会議及び監査委員会等に報告を行っております。さらに、当社の主要な連結子会社である株式会社三井住友銀行では、月次でALM委員会を開催し、市場リスク・流動性リスクの枠の遵守状況の報告及びALM運営方針の審議等を行っております。

なお、各部門から独立した監査部が、定期的に、これらのリスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)市場リスク・流動性リスクの管理方法

・市場リスクの管理

市場取引に関する業務運営方針等に基づき、自己資本等を勘案して定める「リスク資本」の範囲内で、「VaR（バリュー・アット・リスク：対象金融商品が、ある一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額）」や損失額の上限值を設定し、市場リスクを管理しております。

なお、VaRの計測にはヒストリカル・シミュレーション法(過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成して損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法)を採用しております。バンキング業務(貸出金・債券等の資産、預金等の負債に係る金利・期間等のコントロールを通じて利益を得る市場業務)及びトレーディング業務(市場価格の短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得る市場業務)につきましては、4年間のデータに基づき、1日の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。政策投資株式(上場銘柄等)の保有につきましては、10年間のデータに基づき、1年の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。

また、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなど市場リスクの各要素につきましては、「BPV(ベータ・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価評価変化額)」など、各要素のリスク管理に適した指標に対して上限値を設定し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

当連結会計年度末日における株式会社三井住友銀行及びその他の主要な連結子会社のVaRの合計値は、バンキング業務で550億円、トレーディング業務で207億円、政策投資株式(上場銘柄等)の保有で12,841億円であります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。

・流動性リスクの管理

当社では、「リスクアペタイト指標の管理水準の設定」及び「コンティンジェンシープランの策定」の枠組みで資金流動性リスクを管理しております。リスクアペタイト指標とは、テイクするあるいは許容するリスクの種類を選定して、その水準を定量的に表した指標であり、指標の一つとして、預金流出等のストレス状況下においても資金繰りを維持することが可能な日数に下限を設定し、その指標に抵触しないように調達手段の確保に努めていくことで、短期の資金調達に過度に依存することを回避しております。加えて、緊急時に備えて指示・報告システムやアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。

また、市場性商品やデリバティブ取引等に係る市場流動性リスクにつきましては、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別の取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等につきましては、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定するなどの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（注3）参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
買入金銭債権	718,948
特定取引資産	
売買目的有価証券(※)1	2,687,362
金銭の信託	353
有価証券	
その他有価証券(※)1	24,838,288
資産計	28,244,952
特定取引負債	
売付商品債券(※)1	1,927,964
負債計	1,927,964
デリバティブ取引(※)2,3	
金利関連取引	826,249
通貨関連取引	(27,773)
株式関連取引	(301)
債券関連取引	9,174
商品関連取引	2,181
クレジット・デリバティブ取引	2,856
デリバティブ取引計	812,386

(※)1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産711,938百万円、金融負債84,511百万円となります。

2 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

3 デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は294,816百万円となります。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	276,989	454,827	731,817
特定取引資産				
売買目的有価証券(※)1	2,473,813	591,976	270	3,066,060
金銭の信託	—	309	—	309
有価証券				
その他有価証券(※)1	25,055,919	8,840,677	52,193	33,948,790
資産計	27,529,732	9,709,953	507,291	37,746,977
特定取引負債				
売付商品債券(※)1	1,997,985	77,072	—	2,075,058
負債計	1,997,985	77,072	—	2,075,058
デリバティブ取引(※)2,3				
金利関連取引	24,638	416,233	1,013	441,886
通貨関連取引	(560)	91,268	4,807	95,514
株式関連取引	(29,846)	106	21,696	(8,043)
債券関連取引	484	19	—	503
商品関連取引	532	1,486	—	2,019
クレジット・デリバティブ取引	—	(6,512)	796	(5,716)
デリバティブ取引計	(4,751)	502,601	28,314	526,164

(※) 1 時価算定適用指針第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産1,200,314百万円、金融負債1,510百万円となります。

2 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

3 デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は207,017百万円となります。

これらは、ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2020年9月29日)を適用しております。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、コマーシャル・ペーパー、短期社債は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
買入金銭債権 (※)	3,837,831	3,869,321	31,490
有価証券			
満期保有目的の債券	282,379	282,519	140
貸出金	82,517,609		
貸倒引当金 (※)	△301,752		
	82,215,856	84,118,833	1,902,976
リース債権及びリース投資資産 (※)	219,548	218,858	△690
資産計	86,555,615	88,489,532	1,933,917
預金	127,042,217	127,049,743	7,526
譲渡性預金	10,180,435	10,187,496	7,060
借入金	15,210,894	15,254,734	43,839
社債	9,235,639	9,360,807	125,167
信託勘定借	1,811,355	1,824,319	12,964
負債計	163,480,542	163,677,101	196,558

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照 表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権 (※)	—	—	3,971,664	3,971,664	3,930,431	41,233
有価証券						
満期保有目的の債券	22,239	—	—	22,239	22,300	△60
貸出金					85,132,738	
貸倒引当金 (※)					△456,861	
	—	—	86,450,361	86,450,361	84,675,876	1,774,484
リース債権及びリース 投資資産 (※)	—	—	239,867	239,867	235,723	4,144
資産計	22,239	—	90,661,893	90,684,133	88,864,331	1,819,802
預金	—	142,023,649	—	142,023,649	142,026,156	△2,507
譲渡性預金	—	12,579,851	—	12,579,851	12,570,617	9,233
借入金	—	17,773,586	—	17,773,586	17,679,690	93,895
社債	—	8,621,373	702,346	9,323,720	9,043,031	280,688
信託勘定借	—	2,335,221	—	2,335,221	2,321,223	13,998
負債計	—	183,333,682	702,346	184,036,029	183,640,720	395,308

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権につきましては、倒産確率、倒産時の損失率、及び期限前償還率を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、裏付資産の住宅ローン債権の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。その他の取引につきましては、原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル3に分類しております。

特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券につきましては、原則として当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。市場の活発性に基づき主にレベル1に分類し、取引金融機関が提示する価格や、金利やスプレッド等の観察可能なインプットを用いて将来キャッシュ・フローを割り引いて算定した価額をもって時価としているものにつきましては、レベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

有価証券

原則として、株式（外国株式を含む）につきましては当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1に分類しております。株式以外の市場価格のある有価証券につきましては、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としており、主に国債はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

市場価格のない私募債等につきましては、与信先の倒産確率や倒産時の損失率等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の私募債等につきましては、貸出金と同様に、当該債券の帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル2に分類しております。

貸出金、リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、返済期限の定めのない当座貸越等につきましては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、残存期間が短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が長期の取引につきましては、原則として、与信先の倒産確率や倒産時の損失率等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結子会社においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値等に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

負債

特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等につきましては、原則として、当該債券等の当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、主にレベル1に分類しております。

預金、譲渡性預金、信託勘定借

これらの取引のうち要求払預金、満期のない預り金等につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。また、残存期間が短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が長期の取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、信託勘定が発行する債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金につきましては、業界団体等より公表されている価格を基に算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

借入金、社債

残存期間が短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が長期の取引につきましては、将来キャッシュ・フローの見積額を、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、業界団体等より価格が公表されている取引につきましては、公表されている価格や利回りの情報等を基に算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引につきましては、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引につきましては、金利、外国為替相場、株価、商品価格等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

また、店頭取引につきましては、取引相手の信用リスク及び当社の信用リスク、無担保資金調達に対する流動性リスクを調整しております。取引所取引につきましては、主にレベル1、店頭取引のうち観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットの影響が重要でない場合につきましては、レベル2としております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合につきましては、レベル3としております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
買入金銭債権	割引現在価値法	倒産確率 倒産時の損失率 期限前償還率	0.1% - 100.0% 0.0% - 51.4% 2.0% - 7.5%
特定取引資産 売買目的有価証券 有価証券 その他有価証券	オプション評価モデル 割引現在価値法	株式ボラティリティ 倒産確率 倒産時の損失率	24.6% - 57.6% 7.9% - 100.0% 0.0% - 80.2%
デリバティブ取引 金利関連取引 通貨関連取引 株式関連取引 クレジット・デリバティブ取引	オプション評価モデル オプション評価モデル オプション評価モデル クレジット・デフォルトモデル	金利間相関係数 金利間相関係数 金利為替間相関係数 為替ボラティリティ 株式間相関係数 為替株式間相関係数 株式ボラティリティ 為替CDSスプレッド間相関係数	14.9% - 98.0% 26.7% - 98.0% 13.9% - 47.6% 8.9% - 14.8% 47.1% - 93.1% △26.0% - △2.6% 16.6% - 55.9% 15.0% - 90.0%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替(※)3	レベル3の時価からの振替(※)4	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(※)1	その他の包括利益に計上(※)2					
買入金銭債権	451,033	—	4,789	△994	—	—	454,827	—
特定取引資産	152	3,499	—	△3,383	1	—	270	184
有価証券	33,251	539	△1,515	△28,217	48,305	△170	52,193	△4,585
デリバティブ取引								
金利関連取引	4,280	△3,316	—	50	—	—	1,013	366
通貨関連取引	1,721	3,038	—	—	—	47	4,807	3,297
株式関連取引	32,865	△13,462	—	2,293	—	—	21,696	10,855
クレジット・デリバティブ取引	2,240	△1,444	—	—	—	—	796	△709
合計	525,544	△11,145	3,274	△30,251	48,306	△122	535,605	9,408

(※) 1 連結損益計算書に含まれております。

2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3 レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、私募債等における観察できないインプットの時価に対する影響が増大したこと等によるものです。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

4 レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、私募債等における観察できないインプットの時価に対する影響が減少したこと等によるものです。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価評価モデルを策定しております。算定された時価は、ミドル部門にて、時価の算定に用いられた時価評価モデル及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価評価モデルには、観察可能なデータを可能な限り活用しております。なお、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、時価評価に使用するインプットを用いて、当社グループにて再計算した結果と比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示しており、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推定値です。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の、債券又は貸出金の残高合計に占める割合であり、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推定値です。倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

期限前償還率

期限前償還率は、有価証券において各期に期限前償還が行われると予想された元本の割合であり、過去の期限前償還の実績をもとに算定した推計値です。一般的に、期限前償還率の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇または下落を生じさせます。

ボラティリティ

ボラティリティは、インプットや市場価格が、一定期間が経過した後どの程度変化すると予想されるかを示す指標です。ボラティリティは、過去の実績値または第三者から提供された情報、並びにその他の分析手法に基づいて推計されており、主に、金利や外国為替相場、株価等の水準の潜在的な変動を参照しているデリバティブの評価に用いられています。一般的に、ボラティリティの大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

相関係数

相関係数は、金利、外国為替相場、CDSスプレッド、及び株価等の変数間の変動の関係性を示す指標であります。これらの相関係数は過去の実績値に基づいて推計されており、主に複雑なデリバティブの評価に用いられています。一般的に、相関係数の大幅な変動は、金融商品の契約条件に応じて、時価の著しい上昇または下落を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次の通りであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び時価算定適用指針第27項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「特定取引資産」、「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
市場価格のない株式等 (※) 1, 2	174,347	187,204
組合出資金等 (※) 2	242,674	278,072
合計	417,022	465,276

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等及び組合出資金等について、前連結会計年度において22,903百万円、当連結会計年度において20,644百万円減損処理を行っております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入金銭債権 (※) 1	3,310,435	735,646	163,273	295,468
有価証券	6,702,393	7,787,784	3,250,285	4,241,524
満期保有目的の債券	260,000	—	22,300	—
うち国債	260,000	—	—	—
地方債	—	—	22,300	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	6,442,393	7,787,784	3,227,985	4,241,524
うち国債	3,388,590	2,780,300	450,200	413,700
地方債	2,912	45,000	179,449	12,775
社債	316,475	1,123,144	814,564	449,623
その他	2,734,414	3,839,340	1,783,771	3,365,426
貸出金 (※) 1, 2	20,530,820	34,431,806	13,516,514	6,514,499
リース債権及びリース投資資産	21,006	58,938	26,716	65,787
合計	30,564,654	43,014,175	16,956,790	11,117,280

(※) 1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。当該金額の内訳は、買入金銭債権292百万円、貸出金339,003百万円であります。

2 期間の定めのないものは含めておりません。当該金額の内訳は、貸出金7,182,191百万円であります。

当連結会計年度 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入金銭債権 (※) 1	3,315,168	813,388	255,255	221,553
有価証券	8,992,297	13,437,597	4,576,528	3,251,964
満期保有目的の債券	—	—	22,300	—
うち国債	—	—	—	—
地方債	—	—	22,300	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	8,992,297	13,437,597	4,554,228	3,251,964
うち国債	5,899,020	6,642,300	1,406,600	283,900
地方債	7,170	205,548	506,788	12,232
社債	273,382	1,222,810	639,373	466,520
その他	2,812,724	5,366,938	2,001,466	2,489,310
貸出金 (※) 1, 2	22,105,264	36,046,216	13,079,391	6,402,231
リース債権及びリース投資資産	18,821	57,940	42,590	70,712
合計	34,431,552	50,355,142	17,953,766	9,946,460

(※) 1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。当該金額の内訳は、買入金銭債権317百万円、貸出金422,940百万円であります。

2 期間の定めのないものは含めておりません。当該金額の内訳は、貸出金7,073,876百万円であります。

(注5) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金 (※)	123,191,393	3,269,858	158,359	422,607
譲渡性預金	9,488,288	692,146	—	—
借入金	10,116,503	4,185,181	637,820	271,389
社債	1,311,716	3,876,955	3,016,822	1,030,816
信託勘定借	1,379,220	282,735	149,400	—
合計	145,487,121	12,306,877	3,962,402	1,724,812

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めております。

当連結会計年度 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金 (※)	138,365,168	3,108,605	160,363	392,019
譲渡性預金	12,105,583	465,034	—	—
借入金	7,638,210	9,154,938	634,982	251,559
社債	1,294,715	3,677,761	2,970,463	1,100,289
信託勘定借	1,732,438	426,597	162,187	—
合計	161,136,116	16,832,937	3,927,997	1,743,867

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めております。

(有価証券関係)

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	△27,480	9,501

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	260,079	260,286	206
	地方債	2,000	2,001	1
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	262,079	262,287	208
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	20,300	20,232	△67
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	20,300	20,232	△67
合計		282,379	282,519	140

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	3,700	3,701	1
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,700	3,701	1
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	18,600	18,538	△61
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	18,600	18,538	△61
合計		22,300	22,239	△60

3 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,372,608	1,038,349	1,334,258
	債券	5,197,614	5,159,687	37,927
	国債	2,871,225	2,865,395	5,829
	地方債	76,337	75,981	356
	社債	2,250,052	2,218,310	31,741
	その他	10,655,671	9,934,324	721,347
	小計	18,225,894	16,132,361	2,093,533
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	222,431	287,126	△64,694
	債券	4,869,781	4,886,191	△16,410
	国債	4,216,709	4,229,667	△12,957
	地方債	164,044	164,575	△530
	社債	489,027	491,949	△2,921
	その他	2,914,076	3,034,175	△120,098
	小計	8,006,289	8,207,493	△201,204
合計		26,232,183	24,339,854	1,892,329

(注) 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は26,403百万円(費用)であります。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,443,816	1,161,142	2,282,673
	債券	6,148,728	6,119,071	29,657
	国債	3,980,113	3,977,980	2,132
	地方債	215,060	214,647	413
	社債	1,953,555	1,926,443	27,111
	その他	8,133,879	7,336,137	797,741
	小計	17,726,424	14,616,350	3,110,073
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	106,431	133,466	△27,035
	債券	11,506,509	11,528,134	△21,624
	国債	10,313,497	10,329,703	△16,206
	地方債	517,561	518,629	△1,067
	社債	675,450	679,800	△4,350
	その他	6,613,717	6,743,300	△129,582
	小計	18,226,657	18,404,900	△178,243
合計		35,953,082	33,021,251	2,931,830

(注) 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は399百万円(収益)であります。

4 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

5 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	205,299	115,228	△11,013
債券	8,380,330	26,478	△4,384
国債	8,036,803	25,415	△4,349
地方債	92,994	295	△34
社債	250,532	766	△0
その他	14,797,180	120,696	△33,219
合計	23,382,810	262,403	△48,617

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	139,203	83,297	△4,992
債券	7,402,988	7,378	△3,812
国債	7,318,109	6,970	△3,812
地方債	—	—	—
社債	84,879	408	—
その他	9,545,072	164,069	△47,591
合計	17,087,264	254,745	△56,397

6 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

7 減損処理を行った有価証券

満期保有目的の債券及びその他有価証券(時価をもって貸借対照表価額としていないものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は23,000百万円であります。また、当連結会計年度におけるこの減損処理額は8,480百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	353	353	—

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	309	309	—

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	1,918,660
その他有価証券	1,918,660
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	453,080
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,465,580
(△)非支配株主持分相当額	103,969
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	9,795
その他有価証券評価差額金	1,371,407

- (注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額26,403百万円(費用)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。
- 2 その他有価証券の評価差額は時価を把握することが極めて困難な外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。
- 3 非支配株主持分相当額には、非支配株主から取得した持分を含んでおります。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	2,931,364
その他有価証券	2,931,364
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	747,355
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,184,009
(△)非支配株主持分相当額	105,206
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	15,802
その他有価証券評価差額金	2,094,605

- (注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額399百万円(収益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。
- 2 その他有価証券の評価差額は時価をもって貸借対照表価額としていない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。
- 3 非支配株主持分相当額には、非支配株主から取得した持分を含んでおります。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	21,076,337	4,765,699	△27,290	△27,290
	買建	14,737,369	2,199,856	27,550	27,550
	金利オプション				
	売建	6,750,245	4,521,273	△11,465	△11,465
	買建	158,524,331	67,831,291	48,263	48,263
店頭	金利先渡契約				
	売建	62,823,188	4,805,635	132,247	132,247
	買建	61,810,031	3,914,222	△132,242	△132,242
	金利スワップ	466,801,624	363,010,583	571,893	571,893
	受取固定・支払変動	204,935,762	162,453,955	9,871,580	9,871,580
	受取変動・支払固定	199,732,233	157,519,483	△9,312,725	△9,312,725
	受取変動・支払変動	62,049,122	42,972,238	4,408	4,408
	金利スワップション				
	売建	7,216,094	3,744,854	5,054	5,054
	買建	6,612,746	3,503,884	△22,405	△22,405
	キャップ				
	売建	58,316,271	35,057,852	△27,575	△27,575
	買建	13,991,264	9,813,927	689	689
	フロアー				
	売建	3,427,268	3,271,036	△34,570	△34,570
	買建	2,001,857	1,816,324	21,728	21,728
	その他				
	売建	1,723,114	1,045,482	△2,327	△2,327
	買建	6,906,532	4,948,922	74,235	74,235
	合 計		—	—	623,785

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	17,270,061	6,611,011	△1,126	△1,126
	買建	8,617,990	5,912,395	726	726
	金利オプション				
	売建	5,924,592	3,182,912	△6,862	△6,862
	買建	180,429,787	69,190,643	30,995	30,995
店頭	金利先渡契約				
	売建	55,761,372	5,980	12,420	12,420
	買建	54,471,354	1,560	△12,423	△12,423
	金利スワップ	468,245,252	356,060,418	236,177	236,177
	受取固定・支払変動	208,413,122	158,339,724	4,627,453	4,627,453
	受取変動・支払固定	204,100,529	153,091,311	△4,402,436	△4,402,436
	受取変動・支払変動	55,641,657	44,546,438	△1,218	△1,218
	金利スワップション				
	売建	6,757,427	4,764,343	△84,446	△84,446
	買建	6,166,275	4,403,008	78,877	78,877
	キャップ				
	売建	64,606,743	36,017,193	△41,891	△41,891
	買建	13,510,015	11,219,847	11,642	11,642
	フローアー				
	売建	4,130,223	3,590,129	△19,012	△19,012
	買建	2,257,383	2,034,274	20,450	20,450
	その他				
売建	1,855,047	1,322,008	△6,649	△6,649	
買建	6,082,064	4,112,358	56,462	56,462	
	合 計	—	—	275,340	275,340

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	4,500	—	△7	△7
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	55,227,153	41,204,948	△116,557	△97,022
	通貨スワップション				
	売建	229,152	45,273	△429	△429
	買建	789,974	577,080	1,766	1,766
	為替予約	80,636,837	10,126,712	△1,771	△1,771
	通貨オプション				
	売建	3,622,112	1,493,867	△115,008	△115,008
買建	3,258,083	1,206,448	120,743	120,743	
合 計		—	—	△111,265	△91,729

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	1,812	—	93	93
	買建	6,256	—	0	0
店頭	通貨スワップ	76,626,201	59,390,711	△78,194	161,586
	通貨スワップション				
	売建	70,002	70,002	117	117
	買建	520,389	501,768	△493	△493
	為替予約	77,285,120	13,081,964	134,477	134,477
	通貨オプション				
	売建	2,842,651	1,350,141	△85,577	△85,577
買建	2,507,220	1,123,003	82,620	82,620	
合 計		—	—	53,043	292,824

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	683,868	3,250	△7,234	△7,234
	買建	470,636	30,247	1,286	1,286
	株式指数オプション				
	売建	625,316	253,364	△69,629	△69,629
	買建	476,035	197,739	31,351	31,351
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	342,896	52,544	△30,674	△30,674
	買建	312,867	38,253	32,382	32,382
	有価証券店頭指数等先渡取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	2,614	28	448	448
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・金利支払	58,774	31,271	△18,606	△18,606
金利受取・株価指数変化率支払	268,608	151,227	51,513	51,513	
合 計	—	—	△9,162	△9,162	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	1,080,737	23,420	△9,528	△9,528
	買建	528,050	42,460	13,942	13,942
	株式指数オプション				
	売建	589,781	184,932	△69,039	△69,039
	買建	360,975	118,530	34,014	34,014
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	50,915	4,266	△5,977	△5,977
	買建	107,824	25,680	18,974	18,974
	有価証券店頭指数等先渡取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	3,574	—	98	98
	有価証券店頭指数等スワップ				
株価指数変化率受取・金利支払	7,520	1,550	△1,153	△1,153	
金利受取・株価指数変化率支払	272,916	136,390	12,625	12,625	
合 計		—	—	△6,043	△6,043

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	1,098,669	—	△15,128	△15,128
	買建	1,137,437	—	16,168	16,168
	債券先物オプション				
	売建	3,000	—	2	2
	買建	2,992	—	10	10
店頭	債券先渡契約				
	売建	499	—	0	0
	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	298,310	—	△119	△119
	買建	371,168	71,357	8,240	8,240
合 計		—	—	9,174	9,174

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	1,340,302	—	12,083	12,083
	買建	1,604,432	—	△11,546	△11,546
	債券先物オプション				
	売建	58,891	—	△44	△44
	買建	12,000	—	△7	△7
店頭	債券先渡契約				
	売建	103	—	3	3
	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	78,088	—	△745	△745
	買建	148,258	10,521	760	760
合 計		—	—	503	503

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物				
	売建	3,090	—	171	171
	買建	4,044	—	△379	△379
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	80,464	47,610	18,209	18,209
	変動価格受取・固定価格支払	76,311	44,804	△15,201	△15,201
	変動価格受取・変動価格支払	1,363	1,347	0	0
	商品オプション				
	売建	3,153	2,199	△529	△529
	買建	1,307	532	△89	△89
合 計		—	—	2,181	2,181

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物				
	売建	14,624	—	405	405
	買建	16,291	—	127	127
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	39,320	27,601	△3,463	△3,463
	変動価格受取・固定価格支払	36,039	25,820	5,466	5,466
	変動価格受取・変動価格支払	904	882	△30	△30
	商品オプション				
	売建	2,048	1,645	△546	△546
	買建	436	63	60	60
合 計		—	—	2,019	2,019

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,010,046	871,799	△10,922	△10,922
	買建	1,173,724	1,012,367	13,779	13,779
合 計		—	—	2,856	2,856

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。
 3 売建は信用リスクの引受取引、買建は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,213,365	1,093,942	21,929	21,929
	買建	1,561,193	1,414,334	△27,645	△27,645
合 計		—	—	△5,716	△5,716

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。
 3 売建は信用リスクの引受取引、買建は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利先物	貸出金、その他有価証券、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	売建		435,240	—	43
	買建		1,142,505	—	269
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		36,700,930	28,992,026	697,034
	受取変動・支払固定		14,785,349	13,677,981	△507,233
	金利スワップション				
売建	151,789	151,789	26,130		
買建	—	—	—		
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ	貸出金			
	受取変動・支払固定		409,908	390,290	△13,781
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			(注) 3
	受取変動・支払固定		71,880	55,700	
	合 計	—	—	—	202,463

(注) 1 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利先物	貸出金、その他有価証券、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	売建		7,580,404	4,439,058	1,403
	買建		4,048,886	4,048,886	△498
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		31,981,533	25,876,121	298,464
	受取変動・支払固定		11,869,419	10,877,836	△132,770
	金利スワップション				
売建	153,886	153,886	11,270		
買建	—	—	—		
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ	貸出金			
	受取変動・支払固定		567,041	511,375	△11,324
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			(注) 3
	受取変動・支払固定		62,100	51,380	
	合 計	—	—	—	166,545

(注) 1 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、その他 有価証券、預金、外国為 替等	9,966,619	5,490,043	64,752
	為替予約		39,426	—	723
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	通貨スワップ	貸出金、その他有価証券	254,494	208,359	18,015
合 計		—	—	—	83,491

(注) 1 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、その他 有価証券、預金、外国為 替等	10,896,132	6,051,444	39,920
	為替予約		39,074	3,859	334
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	通貨スワップ	貸出金、その他有価証券	219,977	205,644	2,214
	為替予約		304	—	1
合 計		—	—	—	42,471

(注) 1 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	有価証券店頭指数等スワップ 金利受取・ 株価指数変化率支払	その他有価証券	41,556	41,556	8,861
合 計		—	—	—	8,861

(注) 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	有価証券店頭指数等スワップ 金利受取・ 株価指数変化率支払	その他有価証券	21,077	—	690
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	有価証券店頭指数等スワップ 金利受取・ 株価指数変化率支払	その他有価証券	33,674	33,674	△2,689
合 計		—	—	—	△1,999

(注) 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度並びに確定拠出制度を設けております。

積立型の確定給付制度は、主に確定給付企業年金制度及び退職給付信託を設定している退職一時金制度であります。

非積立型の確定給付制度は、退職給付信託を設定していない退職一時金制度であります。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、従業員の退職等に対して割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,123,760	1,123,979
勤務費用	37,323	32,047
利息費用	4,098	3,970
数理計算上の差異の発生額	13,225	10,691
退職給付の支払額	△55,337	△53,586
過去勤務費用の発生額	—	△23,842
企業結合の影響による増減額	1,227	46
その他	△318	4,235
退職給付債務の期末残高	1,123,979	1,097,541

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
年金資産の期首残高	1,421,378	1,318,775
期待運用収益	42,510	39,287
数理計算上の差異の発生額	△112,013	293,981
事業主からの拠出額	13,108	11,680
退職給付の支払額	△43,656	△41,932
その他	△2,551	5,949
年金資産の期末残高	1,318,775	1,627,741

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の調整表

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
積立型制度の退職給付債務	△1,096,602	△1,069,315
年金資産	1,318,775	1,627,741
	222,172	558,426
非積立型制度の退職給付債務	△27,376	△28,226
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	194,795	530,200

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付に係る資産	230,573	565,534
退職給付に係る負債	△35,777	△35,334
連結貸借対照表に計上された資産と負債の純額	194,795	530,200

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	37,323	32,047
利息費用	4,098	3,970
期待運用収益	△42,510	△39,287
数理計算上の差異の費用処理額	5,569	8,107
過去勤務費用の費用処理額	△140	△2,349
その他(臨時に支払った割増退職金等)	7,521	4,659
確定給付制度に係る退職給付費用	11,861	7,148

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
過去勤務費用	140	△21,493
数理計算上の差異	119,648	△291,618
合計	119,789	△313,111

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
未認識過去勤務費用	△159	△21,653
未認識数理計算上の差異	128,245	△163,372
合計	128,085	△185,025

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
株式	56.3%	57.6%
債券	15.1%	14.6%
生保一般勘定	3.0%	2.5%
その他	25.6%	25.3%
合計	100.0%	100.0%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度35.5%、当連結会計年度37.1%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の構成と、年金資産を構成する各資産の現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

① 割引率

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
国内連結子会社 0.3%～0.8%	国内連結子会社 0.0%～0.8%
在外連結子会社 2.3%～8.3%	在外連結子会社 2.0%～6.5%

② 長期期待運用収益率

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
国内連結子会社 0%～4.0%	国内連結子会社 0%～3.7%
在外連結子会社 2.3%～8.3%	在外連結子会社 2.0%～6.5%

3 確定拠出制度

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、11,122百万円であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、11,088百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業経費	7百万円	一百万円

2 スtock・オプションの権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他の経常収益	1,610百万円	一百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 69	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 3 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 67
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 102,600	普通株式 268,200	普通株式 280,500	普通株式 115,700
付与日	2010年8月13日	2011年8月16日	2012年8月15日	2013年8月14日
権利確定条件	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点
対象勤務期間	2010年6月29日から 2010年度に関する定時 株主総会終結時まで	2011年6月29日から 2011年度に関する定時 株主総会終結時まで	2012年6月28日から 2012年度に関する定時 株主総会終結時まで	2013年6月27日から 2013年度に関する定時 株主総会終結時まで
権利行使期間	2010年8月13日から 2040年8月12日まで	2011年8月16日から 2041年8月15日まで	2012年8月15日から 2042年8月14日まで	2013年8月14日から 2043年8月13日まで

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 10 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 67	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 4 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 68	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 5 株式会社三井住友銀行 の取締役、監査役及び 執行役員 73
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 121,900	普通株式 132,400	普通株式 201,200
付与日	2014年8月15日	2015年8月18日	2016年8月15日
権利確定条件	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点
対象勤務期間	2014年6月27日から 2014年度に関する定時 株主総会終結時まで	2015年6月26日から 2015年度に関する定時 株主総会終結時まで	2016年6月29日から 2016年度に関する定時 株主総会終結時まで
権利行使期間	2014年8月15日から 2044年8月14日まで	2015年8月18日から 2045年8月17日まで	2016年8月15日から 2046年8月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数 (注)

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	5,200	6,400	58,300	39,200
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	600	600	1,400	11,800
未確定残	4,600	5,800	56,900	27,400
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	44,700	133,000	129,600	26,900
権利確定	600	600	1,400	11,800
権利行使	5,600	13,300	22,800	13,300
失効	—	—	—	—
未行使残	39,700	120,300	108,200	25,400

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	42,100	77,700	102,800
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	7,700	14,500	7,100
未確定残	34,400	63,200	95,700
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	27,800	13,100	15,700
権利確定	7,700	14,500	7,100
権利行使	9,800	15,900	7,100
失効	—	—	—
未行使残	25,700	11,700	15,700

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,049	3,184	3,072	2,708
付与日における公正な評価単価(円)	2,215	1,872	2,042	4,159

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,778	2,706	2,702
付与日における公正な評価単価(円)	3,661	4,904	2,811

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)		当連結会計年度 (2021年3月31日現在)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却	209,156百万円	貸倒引当金及び貸出金償却	270,071百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	177,351百万円	税務上の繰越欠損金 (注)	113,089百万円
有価証券	146,854百万円	有価証券	142,716百万円
利息返還損失引当金	43,753百万円	利息返還損失引当金	43,100百万円
退職給付に係る調整累計額	39,818百万円	退職給付に係る調整累計額	1,767百万円
その他	164,543百万円	その他	166,675百万円
繰延税金資産小計	781,478百万円	繰延税金資産小計	737,421百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注)	△116,002百万円	税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注)	△49,547百万円
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△192,146百万円	将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△172,713百万円
評価性引当額小計	△308,148百万円	評価性引当額小計	△222,261百万円
繰延税金資産合計	473,329百万円	繰延税金資産合計	515,160百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△445,574百万円	その他有価証券評価差額金	△742,247百万円
繰延ヘッジ損益	△57,250百万円	繰延ヘッジ損益	△20,876百万円
減価償却費	△52,125百万円	減価償却費	△62,442百万円
その他	△149,449百万円	その他	△191,948百万円
繰延税金負債合計	△704,399百万円	繰延税金負債合計	△1,017,514百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△231,070百万円	繰延税金資産(負債)の純額	△502,353百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	68,777	37,998	20,754	49,821	177,351
評価性引当額	△58,733	△37,271	△18,714	△1,282	△116,002
繰延税金資産	10,044	727	2,040	48,538	61,349

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	15,460	24,348	22,467	50,813	113,089
評価性引当額	△8,407	△20,122	△19,719	△1,298	△49,547
繰延税金資産	7,052	4,226	2,748	49,515	63,542

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 当社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)		当連結会計年度 (2021年3月31日現在)	
当社の法定実効税率 (調整)	30.62%	当社の法定実効税率 (調整)	30.62%
評価性引当額	△8.36%	評価性引当額	△12.04%
持分法による投資損益	△1.93%	子会社の留保利益金	△1.91%
受取配当金益金不算入	△1.05%	当社と在外連結子会社との法定実効税率差異	△1.37%
事業税所得差額	△1.00%	持分法による投資損益	△1.14%
その他	0.59%	繰越欠損金の期限切れ	9.28%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	18.87%	その他	△0.18%
		税効果会計適用後の 法人税等の負担率	23.26%

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会やグループ経営会議が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務

リテール事業部門：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務

グローバル事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務

市場事業部門：金融マーケットに対応した業務

本社管理：上記各事業部門に属さない業務

なお、「国際事業部門」は、2020年4月1日付で「グローバル事業部門」へ名称変更しております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。複数の事業部門の協働により取引を獲得した際には、社内管理会計の取扱いにより、実際の収益額に基づき算定した金額を協働した事業部門に計上しております。

なお、資産につきましては、事業セグメント別の管理を行っておりません。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
連結粗利益	641,542	1,257,678	667,083	421,629	△219,345	2,768,587
経費	△284,353	△1,025,179	△350,579	△56,235	△23,256	△1,739,603
その他	52,059	1,974	54,736	33,376	△86,094	56,051
連結業務純益	409,247	234,473	371,240	398,770	△328,696	1,085,034

(注) 1 損失の場合には、金額頭部に△を付しております。

2 「その他」には、持分法による投資損益及び社内管理上の協働収益を含めております。

3 「本社管理等」には、内部取引として消去すべきものを含めております。

4 2020年4月1日付で株式会社三井住友銀行の組織改定、SMB C日興証券株式会社の収益管理制度の変更を行い、前連結会計年度について遡及適用等を行った結果は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
連結粗利益	620,100	1,176,100	680,800	438,600	△147,013	2,768,587
経費	△303,600	△934,500	△370,900	△79,600	△51,003	△1,739,603
その他	50,500	2,000	52,900	32,500	△81,849	56,051
連結業務純益	367,000	243,600	362,800	391,500	△279,866	1,085,034

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
連結粗利益	634,900	1,127,400	723,700	460,700	△140,513	2,806,187
経費	△299,900	△910,400	△383,300	△82,900	△70,644	△1,747,144
その他	53,500	2,200	26,300	35,700	△92,728	24,972
連結業務純益	388,500	219,200	366,700	413,500	△303,885	1,084,015

(注) 1 損失の場合には、金額頭部に△を付しております。

2 「その他」には、持分法による投資損益及び社内管理上の協働収益を含めております。

3 「本社管理等」には、内部取引として消去すべきものを含めております。

4 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

利益	金額
連結業務純益	1,085,034
その他経常収益(除く持分法による投資利益)	196,764
その他経常費用	△349,734
連結損益計算書の経常利益	932,064

(注) 損失の場合には、金額頭部に△を付しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

利益	金額
連結業務純益	1,084,015
その他経常収益(除く持分法による投資利益)	155,617
その他経常費用	△528,613
連結損益計算書の経常利益	711,018

(注) 損失の場合には、金額頭部に△を付しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 サービスごとの情報

報告セグメントごとの情報と類似しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位:百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
2,773,593	764,766	395,209	658,303	4,591,873

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州・中近東」「アジア・オセアニア」に分類しております。

3 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国等が属しております。

4 当連結会計年度より、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更し、前連結会計年度について遡及適用を行った結果、「日本」及び「合計」について、遡及適用前と比較して、722,440百万円減少しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
881,203	511,264	26,941	30,914	1,450,323

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 サービスごとの情報

報告セグメントごとの情報と類似しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
2,548,661	538,055	292,491	523,099	3,902,307

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州・中近東」「アジア・オセアニア」に分類しております。
3 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国等が属しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	合計
906,663	474,507	40,821	36,997	1,458,991

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。
前連結会計年度における減損損失は、65,106百万円であります。
当連結会計年度における減損損失は、42,525百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
当期償却額	—	4,019	—	—	13,513	17,533
当期末残高	—	46,080	—	—	148,209	194,289

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理等	合計
当期償却額	633	4,019	—	—	14,711	19,365
当期末残高	5,387	42,060	—	—	100,060	147,508

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(企業結合等関係)

企業結合等関係について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	円	7,827.50	8,629.73
1株当たり当期純利益	円	511.87	374.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	511.57	374.08

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	703,883	512,812
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	703,883	512,812
普通株式の期中平均株式数	千株	1,375,118	1,370,213
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円	△6	△0
(うち連結子会社及び 持分法適用の関連会社の 潜在株式による調整額)	百万円	△6	△0
普通株式増加数	千株	801	658
(うち新株予約権)	千株	801	658
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		—	—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
純資産の部の合計額	百万円	10,784,903	11,899,046
純資産の部の合計額から控除する金 額	百万円	64,933	72,627
(うち新株予約権)	百万円	2,064	1,791
(うち非支配株主持分)	百万円	62,869	70,836
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	10,719,969	11,826,418
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	千株	1,369,526	1,370,427

(重要な後発事象)

重要な後発事象について記載すべきものはありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%) (注)1	担保	償還期限
当社	2021年7月14日～2051年2月24日満期 米ドル建社債 (注)3,4	2016年3月～ 2021年2月	4,098,762 (37,668,982千\$) [270,983]	4,703,467 (42,484,578千\$) [581,227]	0.508～ 4.306	なし	2021年7月～ 2051年2月
	2022年1月18日～2033年2月7日満期 ユーロ建社債 (注)3,4	2016年6月～ 2020年10月	754,586 (6,313,473千ユーロ) [—]	883,710 (6,810,872千ユーロ) [64,875]	0～ 1.716	なし	2022年1月～ 2033年2月
	2022年3月29日～2028年7月10日満期 豪ドル建社債 (注)3,4	2016年9月～ 2019年10月	195,744 (2,956,426千豪\$) [—]	249,178 (2,955,156千豪\$) [84,254]	1.2191 ～4.13	なし	2022年3月～ 2028年7月
	2028年4月26日満期 香港ドル建社債 (注)3	2018年 4月26日	4,212 (300,000千香港\$)	4,272 (300,000千香港\$)	3.54	なし	2028年 4月26日
	第1回、第3回、第4回、第7回、 第9回、第10回、第13回無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	2014年9月～ 2016年9月	371,891	371,946	0.469～ 1.328	なし	2024年9月～ 2030年5月
	第8回、第11回、第12回、第14回 期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	2016年6月～ 2018年3月	352,794	233,754	0.3～ 0.585	なし	2026年6月～ 2028年3月
	第2回～第7回任意償還条項付無担保永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2015年7月～ 2020年9月	684,797	648,878	1.07～ 2.88	なし	定めず
	2024年4月2日～2030年9月23日満期 米ドル建社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付) (注)3	2014年4月～ 2020年9月	244,822 (2,250,000千\$)	341,689 (3,086,344千\$)	2.142～ 4.436	なし	2024年4月～ 2030年9月
株式会社 三井住友 銀行	2021年6月9日～2030年3月5日満期 米ドル建社債 (注)3,4	2012年1月～ 2018年12月	761,633 (6,999,664千\$) [283,994]	486,088 (4,390,645千\$) [61,997]	2.8 ～4.13	なし	2021年6月～ 2030年3月
	2045年5月30日満期 期限前償還条項付米ドル建社債 (注)3	2015年 5月28日	71,270 (655,000千\$)	72,515 (655,000千\$)	4.3	なし	2045年 5月30日
	2022年1月19日～2023年7月24日満期 ユーロ建社債 (注)3,4	2013年7月～ 2015年1月	412,108 (3,448,026千ユーロ) [262,944]	162,034 (1,248,821千ユーロ) [97,312]	1～ 2.75	なし	2022年1月～ 2023年7月
	2020年9月7日満期 英ポンド建社債 (注)3,4	2018年9月	33,338 (250,005千英\$) [33,337]	—	—	—	—
	2023年6月20日～2025年3月5日満期 豪ドル建社債 (注)3,4	2015年3月～ 2018年12月	20,074 (303,193千豪\$) [11,255]	11,231 (133,195千豪\$) [—]	2.9～ 3.67	なし	2023年6月～ 2025年3月
	2022年3月7日～2025年4月30日満期 香港ドル建社債 (注)3,4	2015年3月～ 2015年4月	33,190 (2,364,000千香港\$) [10,459]	23,054 (1,619,000千香港\$) [12,303]	2.55～ 2.92	なし	2022年3月～ 2025年4月
	2021年11月8日満期 タイバツ建社債 (注)3,4	2018年 11月8日	19,980 (6,000,000千タイバツ) [13,320]	7,080 (2,000,000千タイバツ) [7,080]	2.66	なし	2021年 11月8日
	2023年6月8日満期 人民元建社債 (注)3	2020年 6月8日	—	16,860 (1,000,000千CNY)	3.2	なし	2023年 6月8日
	第24回、第25回、第27回、第28回 無担保社債(劣後特約付) (注)4	2011年6月～ 2011年12月	289,899 [150,000]	139,935 [79,940]	1.56～ 2.21	なし	2021年6月～ 2026年12月
	2022年3月1日満期 米ドル建永久社債(劣後特約付) (注)3,4	2012年 3月1日	163,019 (1,498,199千\$) [—]	165,962 (1,499,074千\$) [163,976]	4.85	なし	2022年 3月1日
2020年11月9日満期 ユーロ建社債(劣後特約付) (注)3,4	2010年 11月9日	89,517 (748,976千ユーロ) [89,565]	—	—	—	—	
* 1	連結子会社普通社債 (注)2,4	2011年2月～ 2021年3月	536,998 [156,953]	444,891 [128,911]	0.0052 ～ 20	なし	2021年4月～ 2051年3月
* 2	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2016年4月～ 2021年3月	43,609 (400,785千\$) [6,578]	42,198 (381,166千\$) [6,272]	0.01～ 3.8	なし	2021年4月～ 2037年11月
* 3	連結子会社普通社債 (注)2,3	2018年 12月18日	95 (800千ユーロ)	77 (600千ユーロ)	0.1	なし	2023年 12月18日
* 4	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2016年5月～ 2018年12月	1,290 (19,483千豪\$) [39]	1,178 (13,978千豪\$) [548]	0.01～ 0.75	なし	2021年5月～ 2028年12月
* 5	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2017年7月～ 2018年12月	4,080 (246,110千TRY) [863]	2,443 (183,200千TRY) [982]	0.01～ 15	なし	2021年4月～ 2023年10月
* 6	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2019年 11月27日	21,066 (3,191,941,480千 インドネシアルピア) [14,531]	7,552 (993,783,810千 インドネシアルピア) [—]	7.55～ 7.75	なし	2022年11月～ 2024年11月
* 7	連結子会社普通社債 (注)2,3,4	2021年1月	6,855 (447,756千CNY) [6,889]	3,030 (179,752千CNY) [3,034]	0	なし	2021年 4月21日
* 8	連結子会社社債(劣後特約付) (注)2	1997年12月～ 1998年2月	20,000	20,000	4～ 4.15	なし	2028年 1月28日
* 9	連結子会社短期社債 (注)2,4	2020年5月～ 2021年3月	379,000 [379,000]	585,000 [585,000]	0～ 0.01	なし	2021年4月～ 2022年1月
	合計	—	9,614,639	9,628,031	—	—	—

- (注) 1 「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日現在で適用されている表面利率を記載しております。従って、実質的な資金調達コストとは異なる場合があります。
- 2 * 1 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、円建てで発行しているものを記載しております。
- * 2 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、米ドル建てで発行しているものを記載しております。
- * 3 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、ユーロ建てで発行しているものを記載しております。
- * 4 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、豪ドル建てで発行しているものを記載しております。
- * 5 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社の発行した普通社債のうち、トルコリラ建てで発行しているものを記載しております。
- * 6 は、在外連結子会社PT Bank BTPN Tbkの発行したインドネシアルピア建ての普通社債であります。
- * 7 は、在外連結子会社三井住友銀行（中国）有限公司の発行した中国元建ての普通社債であります。
- * 8 は、在外連結子会社SMB C International Finance N.V.の発行した円建ての期限付劣後社債であります。
- * 9 は、国内連結子会社SMB C日興証券株式会社及び三井住友カード株式会社の発行した円建ての短期社債であります。
- 3 「当期首残高」、「当期末残高」欄の()書きは、外貨建てによる金額であります。
- 4 「当期首残高」、「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
- 5 連結会社の各決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,879,715	1,049,667	776,615	1,040,315	811,163

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	15,210,894	17,679,690	0.15	—
借入金	15,210,894	17,679,690	0.15	2021年4月～ 定めず
リース債務	29,103	28,835	2.83	2021年4月～ 2032年7月

(注) 1 「平均利率」は、連結会社の各決算日現在の利率及び当期末残高により算出(加重平均)しております。

2 連結会社の各決算日後5年内における借入金及びリース債務の返済予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	7,638,210	1,858,272	2,640,346	4,521,769	134,549
リース債務 (百万円)	7,885	6,399	5,722	4,181	2,596

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	1,409,249	1,686,404	0.12	2021年4月～ 2021年12月

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	第2四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	第3四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益(百万円)	970,393	1,949,441	2,894,820	3,902,307
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	116,823	341,934	587,071	672,237
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	86,095	270,130	433,929	512,812
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	62.86	197.18	316.70	374.26

	第1四半期 連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	第2四半期 連結会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	第4四半期 連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり四半期純利益 (円)	62.86	134.29	119.52	57.56

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 174,641	※1 221,992
前払費用	※1 413	※1 401
未収収益	※1 45,660	※1 45,877
未収還付法人税等	127,541	4,380
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	※1, ※2 272,025	※1, ※2 741,493
その他	※1 59,769	※1 88,583
流動資産合計	680,051	1,102,729
固定資産		
有形固定資産		
建物	80	38,262
土地	—	31,454
工具、器具及び備品	12	326
建設仮勘定	29,464	772
有形固定資産合計	29,557	70,815
無形固定資産		
ソフトウェア	270	474
無形固定資産合計	270	474
投資その他の資産		
投資有価証券	645	2,200
関係会社株式	6,341,210	6,393,634
関係会社長期貸付金	※1, ※2 7,173,150	※1, ※2 7,454,394
長期前払費用	104	438
繰延税金資産	476	472
その他	3	220
投資その他の資産合計	13,515,590	13,851,362
固定資産合計	13,545,418	13,922,653
資産合計	14,225,470	15,025,382

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 1,228,030	※1 1,278,030
未払金	※1 39,682	※1 17,913
未払費用	※1 44,409	※1 45,025
未払法人税等	12	12
未払事業所税	39	65
賞与引当金	769	747
役員賞与引当金	410	569
1年内償還予定の社債	272,025	730,422
1年内返済予定の長期借入金	—	11,071
その他	673	※1 1,699
流動負債合計	1,586,051	2,085,555
固定負債		
社債	※3 6,441,874	※3 6,718,181
長期借入金	※4 231,275	※4 237,989
固定負債合計	6,673,150	6,956,170
負債合計	8,259,202	9,041,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,339,964	2,341,274
資本剰余金		
資本準備金	1,561,442	1,562,751
資本剰余金合計	1,561,442	1,562,751
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	30,420	30,420
繰越利益剰余金	2,046,360	2,061,118
利益剰余金合計	2,076,780	2,091,538
自己株式	△13,983	△13,698
株主資本合計	5,964,203	5,981,865
新株予約権	2,064	1,791
純資産合計	5,966,267	5,983,656
負債純資産合計	14,225,470	15,025,382

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	※1 659,428	※1 304,866
関係会社受入手数料	※1 9,087	※1 7,817
関係会社貸付金利息	※1 165,319	※1 170,775
営業収益合計	833,835	483,459
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1, ※2 26,146	※1, ※2 30,791
社債利息	※1 161,535	160,013
長期借入金利息	6,843	4,516
営業費用合計	194,525	195,322
営業利益	639,310	288,137
営業外収益		
受取利息	※1 70	※1 17
受取手数料	1	0
その他	130	※1 446
営業外収益合計	202	465
営業外費用		
短期借入金利息	※1 4,312	※1 4,298
支払手数料	※1 120	※1 32
社債発行費償却	※1 5,816	※1 4,695
その他	—	※1 174
営業外費用合計	10,249	9,200
経常利益	629,263	279,402
特別損失		
関係会社株式評価損	—	2,943
特別損失合計	—	2,943
税引前当期純利益	629,263	276,458
法人税、住民税及び事業税	△6,803	△5,511
法人税等調整額	△62	3
法人税等合計	△6,865	△5,508
当期純利益	636,128	281,966

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,339,443	1,560,921	—	1,560,921	30,420	1,767,989	1,798,409
当期変動額							
新株の発行	521	521		521			
剰余金の配当						△255,834	△255,834
当期純利益						636,128	636,128
自己株式の取得							
自己株式の処分			△250	△250			
自己株式の消却			△101,673	△101,673			
利益剰余金から資本剰余金への振替			101,923	101,923		△101,923	△101,923
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	521	521	—	521	—	278,370	278,370
当期末残高	2,339,964	1,561,442	—	1,561,442	30,420	2,046,360	2,076,780

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△16,302	5,682,471	2,539	5,685,011
当期変動額				
新株の発行		1,043		1,043
剰余金の配当		△255,834		△255,834
当期純利益		636,128		636,128
自己株式の取得	△100,088	△100,088		△100,088
自己株式の処分	733	483		483
自己株式の消却	101,673	—		—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△475	△475
当期変動額合計	2,318	281,732	△475	281,256
当期末残高	△13,983	5,964,203	2,064	5,966,267

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,339,964	1,561,442	—	1,561,442	30,420	2,046,360	2,076,780
当期変動額							
新株の発行	1,309	1,308		1,308			
剰余金の配当						△267,143	△267,143
当期純利益						281,966	281,966
自己株式の取得							
自己株式の処分			△65	△65			
利益剰余金から資本剰余金への振替			65	65		△65	△65
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,309	1,308	—	1,308	—	14,757	14,757
当期末残高	2,341,274	1,562,751	—	1,562,751	30,420	2,061,118	2,091,538

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△13,983	5,964,203	2,064	5,966,267
当期変動額				
新株の発行		2,618		2,618
剰余金の配当		△267,143		△267,143
当期純利益		281,966		281,966
自己株式の取得	△61	△61		△61
自己株式の処分	347	281		281
利益剰余金から資本剰余金への振替		—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△272	△272
当期変動額合計	285	17,661	△272	17,388
当期末残高	△13,698	5,981,865	1,791	5,983,656

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については市場価格のない株式であるため、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ)に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行

2020年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)により、2022年4月1日以後開始する事業年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行することとされましたが、連結納税制度を適用している当社は、当事業年度においては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)に基づき、改正前の税法の規定を前提とした会計処理を行っております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)
短期金銭債権	550,770百万円	短期金銭債権	1,093,332百万円
長期金銭債権	7,173,150百万円	長期金銭債権	7,454,394百万円
短期金銭債務	1,266,968百万円	短期金銭債務	1,296,038百万円

※2 1年内回収予定の関係会社長期貸付金及び関係会社長期貸付金は、劣後特約付貸付金であります。

※3 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
劣後特約付社債	1,654,822百万円	1,604,201百万円

※4 長期借入金には、劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
劣後特約付借入金	41,000百万円	41,000百万円

5 保証債務

株式会社三井住友銀行及びSMBC Bank EU AGのドイツ国内の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して保証を行っておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
	254,007百万円	324,150百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益	833,835百万円	営業収益	483,459百万円
営業費用	12,646百万円	営業費用	3,966百万円
営業取引以外の取引高	6,468百万円	営業取引以外の取引高	6,642百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料・手当	14,094百万円	給料・手当	14,670百万円
土地建物機械賃借料	2,620百万円	土地建物機械賃借料	3,145百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはなく、全て時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2021年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
子会社株式	928,980百万円	子会社株式	930,863百万円
その他	16,507百万円	その他	16,916百万円
繰延税金資産小計	945,488百万円	繰延税金資産小計	947,780百万円
評価性引当額	△944,428百万円	評価性引当額	△946,802百万円
繰延税金資産合計	1,059百万円	繰延税金資産合計	978百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他	△583百万円	その他	△505百万円
繰延税金負債合計	△583百万円	繰延税金負債合計	△505百万円
繰延税金資産の純額	476百万円	繰延税金資産の純額	472百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
受取配当金益金不算入	△32.05%	受取配当金益金不算入	△33.66%
評価性引当額	0.22%	評価性引当額	0.70%
その他	0.12%	その他	0.35%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	△1.09%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	△1.99%

(企業結合等関係)

該当ありません。

(重要な後発事象)

重要な後発事象について記載すべきものはありません。

④ 【附属明細表】

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	80	38,185	—	4	38,262	20
	土地	—	31,454	—	—	31,454	—
	工具、器具及び備品	12	321	—	7	326	39
	建設仮勘定	29,464	44,129	72,820	—	772	—
	計	29,557	114,090	72,820	11	70,815	60
無形固定資産	ソフトウェア	270	309	—	105	474	335
	計	270	309	—	105	474	335

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	769	747	769	747
役員賞与引当金	410	569	410	569

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日										
1単元の株式数	普通株式100株 ※優先株式につきましては、単元株式数を定めておりません。										
単元未満株式の買取り、 買増し											
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部										
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社										
買取、買増手数料	以下の算式により1単元当りの金額を算定し、これに買取りまたは買増しに係る単元未満株式の1単元に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 (算式) 1単元当りの買取、買増金額のうち <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.smgf.co.jp/										
株主に対する特典	該当ありません。										

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第18期) | 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 | 2020年6月26日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書 | 事業年度
(第18期) | 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 | 2020年6月26日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | (第19期第1四半期) | 自 2020年4月1日
至 2020年6月30日) | 2020年8月14日
関東財務局長に提出。 |
| | (第19期第2四半期) | 自 2020年7月1日
至 2020年9月30日) | 2020年11月27日
関東財務局長に提出。 |
| | (第19期第3四半期) | 自 2020年10月1日
至 2020年12月31日) | 2021年2月12日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | | | 2020年7月1日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。 |
| (5) 有価証券届出書
及びその添付書類
株式報酬制度に基づく普通株式の発行に係る有価証券届出書であります。 | | | 2020年7月10日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 発行登録書 | | | 2020年7月31日
関東財務局長に提出。
社債の募集に関する発行登録書であります。 |
| (7) 訂正発行登録書 | | | 2020年8月20日
2020年10月9日
及び 2021年3月24日
関東財務局長に提出。
2020年7月31日提出上記(6)の発行登録書(社債の募集)に係る訂正発行登録書であります。 |
| (8) 発行登録追補書類 | | | 2020年9月2日
関東財務局長に提出。
2020年7月31日提出上記(6)の発行登録書(社債の募集)に係る発行登録追補書類であります。 |
| (9) 臨時報告書の訂正報告書 | | | 2020年10月9日
関東財務局長に提出。
2020年7月1日提出上記(4)の臨時報告書に係る訂正報告書であります。 |
| (10) 臨時報告書 | | | 2021年3月24日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表執行役の異動)に基づく臨時報告書であります。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月28日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚敏弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽太典明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仁木一秀 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

SMB Cの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社三井住友フィナンシャルグループの当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金85兆1,327億円（総資産の約35.1%）が計上されており、これに対応する貸倒引当金は4,568億円である。これらは主に連結子会社である株式会社三井住友銀行（以下「SMB C」という。）の法人顧客に関するものである。</p> <p>「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、SMB Cにおいては、貸出金を含む全ての債権について、自己査定基準に基づいて資産査定を実施し、債務者の信用リスクの状況に応じた債務者区分を判定する。この債務者区分ごとに、貸倒実績率又は倒産確率を基礎とする予想損失額、キャッシュ・フロー見積法（以下「DCF法」という。）等、償却・引当基準において定められた方法により、貸倒引当金の計上、若しくは直接償却を行う。さらに、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失等については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に反映する。</p> <p>また、「注記事項（重要な会計上の見積り）」及び「注記事項（追加情報）」に記載のとおり、SMB Cの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価は、主に下記の領域において見積りの不確実性が高く、経営者による高度な判断が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別債務者の実態に即して将来予測情報を含む定性的要因を勘案した債務者区分判定 ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく特定のポートフォリオに対する追加引当等の要否判断及びその見積り手法の決定 ・主として要管理先以下の大口債務者に対して適用されるDCF法における将来キャッシュ・フローの見積り <p>なお、これらの判断過程において、当連結会計年度は、特に新型コロナウイルス感染症の拡大状況が引き続き不透明であることを勘案する必要があった。これには、個別債務者の資金繰り悪化等の状況の見極めに加え、各国政府の資金支援が倒産動向等に与える影響も踏まえた上で、経済活動の自粛等による経済環境や市況の動向が予想損失に及ぼす影響等を見積もることが含まれる。</p> <p>以上から、当監査法人は、SMB Cの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価、その中でも特に定性的</p>	<p>当監査法人は、SMB Cの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価の合理性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響への対応を含むSMB Cの法人顧客向け貸出金に対する貸倒引当金の評価プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性について、主に下記に焦点を当てて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己査定基準、償却・引当基準等を含む貸倒引当金の計上方法の承認 ・内部格付制度の検証 ・定性的要因を勘案した債務者区分判定 ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく特定のポートフォリオに対する追加引当等 ・DCF法における将来キャッシュ・フローの見積り <p>（2）貸倒引当金の計上基準及び内部格付制度の妥当性の評価</p> <p>貸倒引当金の計上基準が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかを検討した。また、債務者区分判定の基礎となる内部格付制度の妥当性について、業界特有の知識と経験を有した信用リスク評価の専門家が開与して手続を行った。この手続には、外部格付との整合性の分析及び主要な内部格付制度のデフォルト判別力の評価が含まれる。</p> <p>（3）定性的要因を勘案した債務者区分判定の妥当性の評価</p> <p>SMB Cの法人顧客から一定の基準を設けて債務者を選定し、新型コロナウイルス感染症の影響長期化を含む定性的要因を勘案した債務者区分判定の妥当性について、主に下記の手続を実施して評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別債務者の手元資金等の確保の状況を含む業況の分析 ・経営者が債務者区分判定の基礎とした個別債務者の事業計画について、業界見通し及び直近の業績との比較分析、並びに経営者が考慮したストレスシナリオ等の影響の分析による合理性の評価 ・各国政府・金融機関による資金支援の動向及び個別債務者の事業計画を踏まえた今後の資金繰りに関する分析 ・新型コロナウイルス感染症の影響による資金需要に対応した貸出金等の期日到来に伴う融資継続や返済猶予等、個別債務者の状況に応じた与信判断が債務者区分判定に与える影響の検討

<p>要因を勘案した債務者区分判定及び直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく特定のポートフォリオに対する追加引当等、並びにDCF法における将来キャッシュ・フローの見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>(4) 直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく特定のポートフォリオに対する追加引当等の合理性の評価</p> <p>新型コロナウイルス感染症が経済環境に与える影響に引き続き不確実性が残ることを踏まえ、特定のポートフォリオに対する追加引当等の合理性について、主に下記の手続を実施して評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関が公表した関連指標等を用いた業界環境の分析 ・各国政府・金融機関による資金支援が倒産動向等に与える影響及び内部格付遷移の分析を踏まえた追加引当の対象ポートフォリオの選定に関する妥当性の評価 ・各ポートフォリオの特性及び識別したリスク要因を踏まえた追加引当の見積り手法の妥当性の評価 ・予想損失額の見積りにおける前提のうち、特に経済活動の自粛等による経済環境や市況の変動が各ポートフォリオの業況に及ぼす影響の程度に関する想定と、業界環境等との整合性の検討 <p>(5) DCF法における将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>DCF法の適用対象先から一定の基準を設けて債務者を選定し、将来キャッシュ・フローの見積りの合理性について、主に下記の手続を実施して評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の経済環境及び新型コロナウイルス感染症の影響に関する今後の見通しを勘案した再建計画等の実現可能性の検討 ・再建計画等の進捗状況の分析 ・再建計画等に基づく返済原資及び返済スケジュールを勘案した債務者の支払能力の検討
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三井住友フィナンシャルグループが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚敏弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽太典明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仁木一秀 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月29日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 太田 純

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役専務 中島 達

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社執行役社長太田純及び最高財務責任者中島達は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

また、財務報告に係る内部統制を整備及び運用するにあたっては、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠しております。

なお、内部統制はその目的の達成にとって絶対的なものではなく、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行っております。

(2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たり準拠した基準

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

全社的な内部統制については、主として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準等に基づき決定した評価項目について、整備及び運用状況の評価することにより、また、業務プロセスに係る内部統制については、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、整備及び運用状況の評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

(4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としております。

当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社のうち、当社の財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性が僅少である事業拠点を除く17社における全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の連結総資産、連結経常収益及び連結経常利益の3分の2程度を占める7拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。そのうち、銀行業においては、預金、貸出金、有価証券及びこれらに直接的に関連する損益科目を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価対象としております。さらに、「重要な事業拠点」及びその他の事業拠点について、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告に重要な影響を及ぼす業務プロセスとして選定し、評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

付記事項はございません。

5 【特記事項】

特記事項はございません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月29日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 太田 純

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役専務 中島 達

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社執行役社長太田純及び最高財務責任者中島達は、当社の第19期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が、すべての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認しました。

2 【特記事項】

特記事項はございません。